べきことなれども事の實際に至ては自から約束を行はずと秘密を堅く守るとの二者は互に全く相容る可きものにあらず秘密を守らん爲めには勢ひ約定の執行を自から任じて自身の結びたるものゝ如くせざるを得ず終に自から約定を執行すべからず只媒介者の地位を守るべしと云ふ禁制は止むを得ず弛むに至りたるは自然の然らしむる所なり定期取引約定の時に前以て客より仲買に預け置く豫備は金の外に無記名券にても可なり

今日賣買したる券類が十五日目の決算日に至り如何に高低す可きや固より豫定し難きものなれば豫備の高に定まる目安とてなけれども大概差の生ぜる概算を積り客より預り居る内思ひの外に市況の變を來し差に不足を感ずるときは更に追求する事なり右の豫備は仲買に由り各〻同しからざる券類同じく決算同じく凡て同一の取引なれども甲の取る豫備と乙の取る豫備と其高相同じからざるが如し英國にて此豫備預りの風は水くしくも前以て用意の證を取り置かざるほどなれば寧ろ最初より相手にせぬこそ宜しけれと云ふ有樣にして只信用是れ行はれ證物を取り置くを却て變則とすることなるに巴里ブールス人氣は全く之に相反せり全く豫備を取らざるは云ふに及ばす其取る事の少きを以て仲買客人共に老實ならざる投機者流と視做し十分に豫備を取るを手堅き取引なりとて却て信用を置かるゝが如く見ゆるなりと云ふ

仲買と其得意客との間には常に當坐勘定を開き豫備として客より入りたる金高は當坐勘定の貸方に記入し置き月末或は十五日目に決算の後ち客に勘定書を送る其形別封第一號の如し

若し勘定書面の貸方より借方の方が多く即ち客の損方なるときは其高は當坐勘定の借方に持込まる可し其爲め豫備に不足を生ずれば之れに次ぐ決算に至るまでの間の取引の高に從ひ漸次豫備の金若しくは無記名券を仲買の許に拂はざる可らざれども若し其反對に貸方の方が借方より多くして客に利益の時は或は利益となりたる正金を受取るか或は其儘貸方の部に記入せしむるか何れとも客の勝手次第にして無事に約定を果したる場合には客は前以て預け置きたる豫備の償還を請求す可き權有りとす

第十五章　約定受渡の順序

客より賴まれて結ひたる定期取引現場取引の約束を行ふに付き相手の仲買に渡すべき券類若くは拂ふべき代金定期取引なれば相場の差を豫め客に申受け置かさるべからざることは前條に記す所の如し故に仲買が得意を信用して其常に注文を受け居れる間柄なれば水臭く用心して前以て豫備物を求むる事をせざる例は甚た多し然れども規則の上より冷眼に眺むるときは全く背法の所爲とするものなり茲に正面より云ふて豫備は必ず預り置くものとし

て約定執行の順序を尋ねんに仲買は秘密を守る義務に由り其得意客の氏名を指示す可からさる定めなれば一の約定を三つに執行す即ち一方には賣方仲買と買方仲買と二名の間に行ひ其二は賣方仲買と賣方得意と二名の間に於てし其三は買方仲買と賣方仲買と二名の間に於てするものにして之を圖に由て示せは左の如し

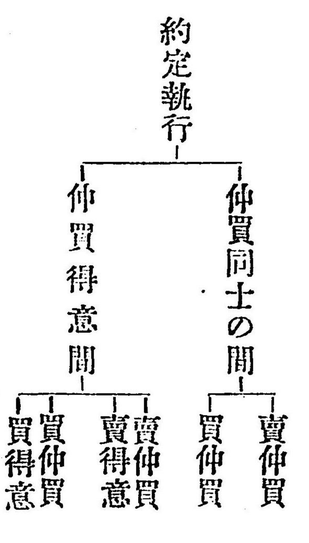

第十六章　現場取引の受渡

約定の券類にして無記名券又は其他凡て裏書して移轉され得へきものなれば取引の翌日賣方より買方に渡して代金の拂入を求むる事を得る定めなり賣方の手許の都合に由り翌日引渡し難き場合もありて引渡の延引することあるべきも取引の日より數へ第四日目までに濟まされは公に再賣の處分に當てらるゝものなり取引翌日若しくは第四日目に至る內に券類を渡すも買方の方より拂入を怠るときは何時にても搆はず賣手は之に對して再買を行ふことを得るものとす再買再賣の事に至らす形の如く無事に引渡拂方共に完結する其法は賣方より買方に送り證書を與へ夫れと左右に金を請取りて券類を渡す其送り證書は會社の印章あるものにして請求の書面に印價を添へ入用の分を社の大書記より買受くるなり其稅の割合は約定する券類の金高に由りて同じからず五千フランク以上一萬フランク以下は二フランク一萬一フランク以上十五萬フランク以下は三フランクと云ふが如く金高の增すに隨て稅率を增し九萬一フランク以上十萬フランクを最も大なる目錄として其上の金高に上れば數葉に分て記入するものとす送り證書には券類の種類、番號、枚數、金高、及び引渡期日を記すものにして印稅は便利に由り賣方にて立替へ置き後に至り其半を買方より拂はしめ凡て兩方に分擔の習慣なり金高は額面の價を計ふるものなれども若し拂込未濟の券類なれば實價によりて算出することとなり今送り證書の見本として巴里ブールスの仲買會社に就き現今行はれ居るものを貰ひ受けて持歸りし三四を示すこと別封第二號の如し裏面の丸印は即ち幹事局の章にして此印を證として定の稅率を拂ふものなり是等は只に無記名券に關せす記名券等凡て現場取引の約束を執行の時に用ゆる引渡目錄とす

別封第三號に示す赤青二葉の色紙は現場取引約定の翌日ブールス開場の前に賣買双方の仲買より互に取り遣はすものにして前日約定せし券類の種類に枚數、相場を附記して約定の執行を證す之れには印稅を要することなし順序としては第一に此事を記す可かりしを目錄の見本を示すに就きて前に置く筈なりしを見出せしも既に書き來りたる後なれば假りに次第を倒まにして茲に記し後日淸書の時に改訂を期す

約定の券類若し記名のものなれば讓渡手續を要するのみならず賣買双方の氏名を通じ合せざるを得ざるものに付き殊に秘密の義務に重味を感じて無記名券引渡の如く造作なきものならざるより約束執行に日子を費すこと多く拂方を怠る場合に再買の處分を行ふも亦第七日目にして取引の翌日開場の前に買方より賣方に名刺を渡して引渡の準備をなさしむる一條さへ無記名券執行の手數より多し其他は略ぼ同樣の手續なりと知る可し

第十七章　現場取引の約定

現場取引に由り約定を結びしときは其事を證すべき書面を客に送る此書は買若しくは賣となりたる券類の種類、番號或は其相場等を記載するものなれども是亦秘密を要して雙方の氏名をば記すことなし此書面に由りて仲買は是より生ずる券類或は金高を客に引渡す可く客は仲買に向ひ始め注文の際に渡し置かざりしならんには後日は必ず券類或は金高を渡すべく各〻其義務を相違すに屈竟の證文とはなれるなり客の方が貸方に立ちしに仲買より渡すべきものを渡さゞれば客は其身元金に掛るを得ることなれども客より先づ渡すべきものを渡さゞれは仲買は自分の客に渡す可きものを留置くの權あり若し得意の客が仲買より義務を果されたしとの督促を受けながら猶ほ券類或は金高の引渡を拒みたるときは彼の再賣再買の處分に當てゝ夫より出で來る損失を客に求め求めて應ぜされば裁判に訴ふるを得ることとなり或者は法に由て仲買に豫め豫備物預りの注意を與へたるに是れを是れ務めざりしより身に招く禍なるを以て自棄の行なり此上他に其損を償はしむべきに非ざと論すれども若し或說の如く仲買に斯る權利を許さゞんば危險に陷いらざらしめんとて折角に商法第八十六條(前出)を定め約定執行の保證たる勿れ前以て豫備の物を取り置けよとある注意をして書餠に歸せしむるものに非ざやとて仲買の客に對して行ふ再買再賣を仲買同士に於てするものと同樣に視做せり

第十八章　定期取引の約定

定期取引の賣買を約したるときは仲買は雙方二通の約定證を作り其一に記名して取引の翌日開場の前に互に取換はすべきものにして公債證書なれば額面に由り債券及び株券なれば枚數に由り定期取引に定むる制限の高を最下として乘數の加ふるに隨ひ證書を異にし印稅

を異にす制限乗數は同樣なるも銀行の株と並の會社の株とに由りては證書を同ふして印紙を同ふせず左に示す所は券類の種類に從ひ印紙の異なるを知らしむるものなり

四分五厘佛國公債にては
二千二百五十フランクには　二フランク五十サンチーム
四千五百フランクには　五フラン
六千七百五十フランクには　七フランク五十サンチーム
九千フランクには　十フラン

三分佛國公債にては
一千五百フランクにては　二フランク五十サンチーム
三千フランクには　五フラン
四千五百フランクには　七フランク五十サンチーム
六千フランクには　十フラン

銀行の株券にては
二十五枚には　二フランク五十サンチーム
五十枚には　五フラン
七十五枚には　七フランク五十サンチーム
百枚には　十フラン

其他各種の株券或は債券にては
二十五枚には　一フランク二十五サンチーム
五十枚には　二フランク五十サンチーム
七十五枚には　三フランク七十五サンチーム
百枚には　五フラン

右に記す各種券類の條にて筆頭に書きし高例へは三分公債の一千五百フラン銀行株の二十五枚は定期取引に許さる可き最少の制限にして是より以下にては約定の成立ち得さるものなれば夫等の爲めに證書の定めある筈も無し筆末に記す三分の六千フランク銀行の百枚の如きは單に是より以上の高は證書を二ッにする事を示すのみにして定期の取引に許さるゝ最上の高を意味するに非ず例へは銀行の株二十枚丈を定期にて取引は出來ざれども百二十五枚は出來るなり其時は百枚の證書と二十五枚の證書と二種に別ち恰も別々の取引の如くするものとす尤も百二十枚の取引は成立たざること猶ほ二十枚に於けるが如し端數たるは共に同一なればなり

別封第四號は即ち前に記せし約定證の見本にして取引の高に由り證書を別にするの事實を證するに足る可し文中何れも異なる所なく（決算日或は買方の望とあらば期日の前たりとも引渡す可し）と記しあるは買方に前受渡權を與ふることを約定證中に現はすものにして是れなくとも其權なしと云ふには非されども法の文面に合せしむる爲め故に附記し置くのみ

第十九章　定期取引の受渡

劵類に由りて月末或は十五日目と定まりたる決算日迄の間に開場の日毎に六十八限互に賣り互に買ひ關係相縺れて織るが如くなる可し其中前受渡權に由り既に結了せる分は帳面を去て又跡なく只決算日迄組合ふて殘る賣買の約定をば其期に至り形の如く決算の上にて互に受渡す其形は丁度手形交換の組織に倣ふて相殺するものなれば決算日までに賣買せし高は幾程多きに達するも買玉と賣玉と比較して只殘る分を實際に渡し或は受取るものなればとなれども掛金取引に由りて約定せられたるものゝ帳面に殘り居る高に就き相殺の法を行ふて確固取引に變じて決算するや之を乘てゝ解約するや其答未た濟まざれば決算すべき高の定まらざることに付き決算初日の前夕午後一時三十分時に五分時間を取除けて此間に左右を決せしむるなり此時幹事より決算相場を定め此定を目安に立てゝ買方は賣方に約定を解くか解かざるか即ち掛金を乘つるか乘てざるか二ッ一ッの返答を決するものにして若し決算相場が最初約定の直段より高き時は安く買ふて高く賣るの利あるを以て掛金を乘てゝも約定を果すならん又餘り相場に高下なく最初買ふたると同じ直段を以て只今賣ることも出來るならば徒に掛金を損するは愚なりとて是亦約定執行の返答に出るなるべし但約定を解き掛金を乘つる場合は決算の當時に相場下落し居る時に在りとす是れとても度合如何に由るものにして例へは乘つへき掛金は一圓なれども約定直段と決算相場との差が一圓五十錢なれば無論一の掛金を乘てゝ一半の損を免かれん事を欲するならんのみ若し相場の差掛金の高より下なれば買方の傾は相場高く或は高下なき時の如く約定執行の方に在るや知る可し

此の如く當時市場の有樣自から約定執行に便利の色を呈するときは仲買より別に得意の客に相談せず只我專斷の見込を以て相手に返答する例なれども若し損益相等しくして掛金の高と相場の差と變動なければ何れにしても客の損益なきを以て是亦仲買の擇ぶ所に由り何れの方に返答するも可なりやと云ふに然らず此時客の心中にて今こそ相場は安けれ後には必ず芽を出す可しと思へは約定を果して劵類を受取り置き他日の良き價を待つならん其時若し此相場は倍々下向くなるべし一日後れば一日の損を加ふるなど見込むときは無論掛金

は惜むに足らざるものならん左右共に一考を要すへき有樣なるに付き著しく客に利益ある場合の如くに仲買の專斷を許すことなし此等の時に相談して客の意向を聞くの外は自から決する返答を相手に告ぐるを常とす

定期取引の決算は券類に由り月に一度するものあり二度するものあり

月に一度決算するものは

佛國公債
佛蘭西銀行株
佛國地券株
佛國鐵道株

月に二度決算するものは

右に記す四種以外の券類一切なりとす

月末決算は其月の翌月の初日より始むるものにして實際券類金高を遣り取りするまでに凡て五日に渉る即ち

第一日　佛國公債決算
第二日　佛國公債以外の券類
第三日　仲買其店に於て勘定す
第四日　決算手代に由て仲買相互の勘定を作る
第五日　勘定の結果として渡すべき券類拂ふべき金高を幹事局の手を經て夫れ〳〵拂方渡方を爲す

十五日目決算は其十五日目の翌日に始まり凡て四日を費やし月末のものよりは一日少きは此時の決算たる純然十五日目決算の券類のみなれども月末に至り月に一度すべき券類を決算するときは丁度また十五日目にすべき券類の決算が折れ重なるを以て決算を特に二日に分たざる可からざるに由るなり此故に十五日目決算の月の中頃にすへきものは一日の減少の外は日取手續凡て相異なることなし

決算は幹事或は事務委員の定めたる一定の決算相場を目安に取りて互に差引す此時に當り客は或は現場にて買入れ若くは賣拂ひ又或は現に賣買して次の決算を當てに定期を賣買即ち繼續取引を立つることある可し仲買は逐一其望に應じて賣買約定仲間同士の間に決算し互に差金を遣り取りして茲に相手の間の小相殺法を濟まし更に六十八間の大相殺法に掛るものなり

假りに六十八間の大相殺法と稱したるものは即ち前に述る手形交換の組織にして各銀行間

に行はるゝ法に倣ふ此事は交換に入用なる表類の見本を以て特に別項の下に説明する所あ
る可し

第二十章　決算方法

決算受渡の大意は既に前條に示したれば今茲には特に表類を以て其筋道を説く可し六十八
限の仲買は決算日迄に何某へ何枚賣り何某より何枚買ひしことを示す商高表を作る是れに
は券類の種類、枚數及ひ相手仲買の姓名を記して金高の記載を省く表の裏面には表中の券
類に付き自身の賣方たり買方たる各別の總計を摘錄する定めにして佛國公債丈けは別表に
作り其外の券類は總て一表の中に併擧することゝ猶ほ月末決算に佛國公債と其他の券類と日
を異にするが如し別紙第一第二を商高表とす

右に記す調書と共に賣方の點よりして他へ引渡すへき券類の種類枚數を示すべき表を差し
出す此表は二通其一には引渡を受くべき買方の名を記されて次の日に其手に返り來る可し
最初自分の相手となりて賣買約定を結ひしものに直接に手渡しするものならんには此表は
無用なれども最初の賣方より最初の買方に渡すには非ず會社の役員は六十八より出しある
六十通の表を見て受取るべき相手に組合せて其名を右の表に記す例へは佛國公債の引渡を
受くべき甲あり其數五十枚とせんに又恰も茲に五十枚渡すべき乙あらば乙の差出せし表中

佛國公債五十枚の欄に甲の名を書込むべし或は又乙の渡す可きものは二十枚のみにして丙
に渡すべきもの三十枚あれは丙乙は共に渡分たる公債を甲に渡すことゝなるなり若し其反
對に甲の受分は二十枚なるに乙の渡分が五十枚にして甲の外に精密に五十枚受分のもの
くば五十枚を割きて二十枚丈乙に渡し殘り三十枚は或は一口に或は二口三口に分配するや
も知れざ此等は受分の地位に立つ仲買の其時々の事情に由ることとなれば一定し難けれども
兎に角に六十人中には一口數口に論なく詰り我の渡分たる枚數は丁度渡し切れて餘も不足
もある可き筈なし第三第四の二部は即ち右に云ふ渡方表にして是亦佛國公債丈を別にす
商高表及び渡方表は各決算日に調製するものにして其日に次き仲買が店の事務を辨ずる時
に同條に對する差引勘定を示す爲めに勘定表を作る此勘定表は互に決算の後ち貸方となり
借方となる金高を相手の氏名と共に記して之れには券類を記さず賣方買方となる券類を相
手の氏名と共に記す商高表に金高を記さゝるも其趣互に相對す是にも亦裏面に總高を擧け
貸借總高を差引して殘りの貸方若しくは借方となりたるものを摘錄することゝ商高表の裏に
賣買差引券類の枚數を記するが如し別紙第五號即ち是なり此表は諸券一切の勘定を合併し
て又表を別にすることなし勘定表に添ゆるに別紙第六號なる一覽表を以てす此表貸借の高
を示し賣買の券類を平均相場に由て示すものにして別の諸表の萃を抜き一覽の下に仲買各

自の關係を見るに足るものなり

商高渡方勘定及び一覽の四表に就き商高渡方の二表は各〻二通づゝ差出すものなれば六十
の仲買より一八毎に六通の表を會社に差出し六六三百六十表を參照對比して更に之を左の
四書に編み出して仲買六十八中受渡の地を爲す即ち

甲　渡すべき券類に賣方の氏名を記すもの
乙　受く可き券類に買方の氏名を記すもの
丙　拂ふ可き金高に借方の氏名番號を記すもの
丁　取る可き金高に貸方の氏名番號を記すもの

右の四書も亦別に第一第二第三及び第四の見本を具せり此中丙丁の二書は大書記室より直
に佛國銀行に勘定を開き居る手許厚きものなれは
貸借を記す右の二書銀行に達するときは夫れ〳〵形の如く仲買の貸部借部に記入し借方の
仲買より銀行に拂込を受渡當日即ち決算五日間最終の日の午前に濟ます此れに對する受取
が大書記室に達したる後ち正午に己れの引取る可き券類を引取る此決算後券類の受渡には
幹事より別封の引取書を添へ引取る方の仲買は之に署名す無記名券なれば其高を附け込む
ものにして佛國公債は記名券幷に取扱ひ員數記載のことなし無記名券は定期取引に許さる
、最初の員數を以て一包となし其總員數を總束すべからざる定めなれども目錄は何枚何仙
にても書込まれ得る丈け一枚の中に併記するも妨げなしとす
會社に於ける渡方拂方は終りを告ぐるなり夫れより始めて佛國銀行の勘定を開き是に於て
賣買濟み貸借終り復た一文一枚の遣り取りすべきものなく明日は更に第二の取引を始め威
勢善くも新甫發開の市場に六十八中互に新顏を合はすることなり

第二十一章　違約處分

約定執行に定めたる成規に背き代金の拂を濟ますことなく或は券類の渡を了することなき
等にて違約の處分は如何するやと云ふに兼ねて再買再賣の法を極め置き此法に當てゝ違約
されたる方に迷惑を掛けざるなり賣方が其渡すべき券類を定時に渡さゝれば買方は更に賣
人を市場に求め其手よりして最初自分に渡さるゝことを待設け居たる券類を受取り只甲よ
り受取る處を乙より受取るまでのみ受取るは則ち一なり之を再賣と云ふ再買の方も其趣之
に異ならざる處は一は賣ると一は買ふとの一點に在るのみ
元と約束したる賣買直段と此再賣買直段と其間相場の差を生ずるは必然の勢にして元直よ
り安く賣り高く買はざる可からざるも亦固より論なき事情ならん再買再賣に生ずる此損は
誰に歸すべきや無論拂方若しくは渡方を怠りたる違約者に歸し罪なき被違約人をして一毛

の損だも蒙らしむることなし此上に再賣再買の處分を行ふには格別に事務委員の手を煩はす事なれば其手數料として會社に納むべき百分の一の四分の一も亦違約者より拂ひ出さゞる可からず

特に現場取引の場合に就き再賣再買の順序を見るに賣方は取引の翌日直に引渡すか若し延引すれば第何日目までには渡さゞる可からざる定めにして取引の翌日より其第何日目の間に引渡しても買方より代金の拂を爲さゞるときは再買の處分を行ふことゝなり此れは賣方の方の權利を申したるなり買方の方より云へば第何日目までに引取るべき券類を賣方が怠るときは則ち再賣の處分に賣方を當つることを得るなり券類の記名たり無記名たるに由て受渡の日限或は空しく此日を過ぎしために再賣再買を行ふに至る期日にも亦互に長短あれども處分の方法に於ては少しも異なる所なきものと知る可し

定期取引にて前受渡權を實用する場合にも亦此再買再賣法を置き拂方若くは渡方の違約に備ふる所あり前受渡權を行はさるまゝ定めの決算期限に及び夫れ々々決算受渡の手續を濟まし手形相殺の法に由り結果終に渡すべきものと定まり規則に由り幹事の手を通して相手の買方に券類を渡す可きを差支ゆるを以て更に相手の勘辨を乞ひ第一買方或は其代理者の承諾を得第二未渡券類を決算相場に由り算出せる相場を買方の氏名と共に記入したる交換

切手を添へ第三額面相當に二倍の印稅を拂ふたる約定證を渡せば決算日後に約定せし日に引渡す事を得る定めなれども買方の望に由り勘辨を諾せざることある可し又或は勘辨は聞かれても猶豫せられたる日に及び猶ほ引渡を怠るときは二者共に再買の處分に當つ此時は現場取引の場合幷に定期の前受渡權の場合に極める如き手續は一切要せず直に處分を行ひ夫れより生ずる損失危險は勿論違約人の負擔なり是等の事より起り得る爭は他の紛議と同じく幹事の裁判を仰ぎ其決する所に從ふて敢て背く可からざるのみならず外に赴き上告控訴の手段に由るを禁じ若し仲買が公けの得意に對する場合に再賣再買を行ふたる上拂はれざれば仲買は十分訴權を有して損害を償ふべき道あり然れども前に述べしと覺ゆ法律に前以て豫備の券類金高を請求し置き定期の方にては相場の差に充つべき金を預かり市況變生して猶ほ不足を來すときは追徵の權さへ存せることなれば得意と仲買との間には再買再賣に至らざる前既に未然を防ぐ方法ある可きなれども客を信用の餘り此法を備ふるを怠りしため拂方渡方なき場合に再買再賣の處分に出て夫れより生ずる損を請求するも猶ほ以て應せさることあらば「氣味よきかな自から法律の外に棄つればこそ斯る不覺はあるなれ」と言ひ詈られて止まずとも可なり法律は十分損害要償の權を仲買に附す此權を以てせば一時相手に償ひ更に客に向ひ取返すこと難きに非ざ

第二十二章　仲買口錢

巴里にても其昔ブールス論者の如きもの出で現存ブールスを非難したる口實は數々ありしが其中に付き仲買口錢を高しとする一論は社員の定數を少なきに失すると爲せるものと共に勢力甚だ強かりき皮相の議論は何處も同じく得て內の實際を思ひ誤り易きものと見へ當時も仲買口錢は仲買共が勝手に極めて世の公衆に課するなりなど云へる謬見を抱きしものもありしとぞ

仲買口錢は千六百年代の初めより常に政府の筋より取極め來りしものにして其間程度を變ぜしこと一ならざ今日法律の定むる所は賣買双方の客より各〻實價百分の一の四分の一即ち千分の二半とす然ども是れは最高の制限を示し此れより多くは取るべからざる旨を示したるに過ぎず會社は此定の範圍の內に於て取引の方法の異なるに從ひ券類の種類の異なるに從ひ各種各別の稅則を毎年規定して社員に廻し其定むる所を以て最少の極となし此極より下に潛る安き口錢を衒ひして客足の繁閑を競爭することは禁制にして犯すものは幹事局の勝手に任すものなり今茲に最近の口錢割合を掲く

現場取引

一佛國公債證書　千分の一、二五
一外國公債證書　定期取引
一佛國鐵道會社株券及ヒ債券（此れは定期取引も亦同じ）　千分の一
一外國鐵道會社株券及ヒ債券　一月毎に決算すべき券類の仲買口錢は
以上列記の外凡てブールスに於て取引を許されたる株券幷に債券は　千分の一、二五

一大藏省證券　定期取引にて十五日目毎に決算すべき券類の仲買口錢は
一各州各市諸會社等ノ債券　千分の一
一佛國公債にて三分公債は　一月毎に決算すべき券類の仲買口錢は
千分の一、二五
一月毎に決算する佛國公債にて三分公債は　二十フランク
千五百フランクに付　二十フランク
四分五厘公債は　二百十五
二千二百五十フランクに付

五分公債は

二千五百フランクに付

以上四種の割合は本高の上るに從ひ口錢も此割を以て遞加す

其他定期取引にて一月決算と十五日目決算とに論なく債券及び株券の仲買口錢最低の度は

一枚毎に五十サンチーム外國公債は同じく二十五フランクとし此れより以上本額口錢互に

遞加するものと知る可し

二十五フランク

一枚毎に少くも五十サンチームより下る可らずと云ふ意味なり例へは五百五十フランクの

相場を以て百株買ひしものならんには其額は五萬五千フランクにして口錢を千分の一とし

て此五萬五千フランクの口錢總計は五十五フランクにして一枚少くも五十サンチームなる

可しと云ふ税則に違はざ然れども相場五百五十フランクの代りに三百フランクなりしと假

定せば百株の總額は三萬フランクなる可し是より千分の一の口錢を割出すときは其高三十

フランクに過ぎざ左すれば一枚僅かに三十サンチームに當りて右の定めに外るゝ道理に付

き斯る場合には千分の一の税則より推しては三十フランクに相違なきも其特別法に由り一

枚五十サンチーム即ち五十フランクの口錢を取るべきなり

裁判の結果に由り司法の筋より仲買に托し彼の强迫取引に由りて賣買する券類の口錢は法

律に規定する最高の制限たる千分の二半なり

實際賣買せしには非ざ只々仲買の證明を與へたるときの口錢は千分の一、二五とす

以上記載する税則に由り若し口錢一フランク以下に下る場合には引上げて一フランクを

徴收すること猶ほ四捨五入の法の如し定期取引にては約定の上に許さるゝ制限を極め額面

枚數共に相應の高に最少の極を付せしことなれば如何に市況變相を呈して相場に驚くべき

下落あるも口錢を一フランク以下に潜らしむる程には至るまじく思はるれざも現場取引其

他の口錢は時に或は此の如き場合なきにしも非さるべし是れぞ何十何サンチームの端數を

フランクの一位に繰上ぐる所以ならん

第二十三章　新券取引幷に相場表

佛國の法律は券類一切の取引をブールスに公認するものなれば此外の賣買は其堅く禁ぜる

所にしてクルシエー其他の如き紛ひ仲買のパルクー内に入場を許されざる輩の手に成りた

る約定は公には認められざるなり此故にブールスの内の其又内のパルクーに入るを得べき

仲買のみ公債株式取引の占權を有することにして此處に於て佛國公債を除く凡百一切の券

類を賣買し或は其賣買の請を拒み或は一旦許せしものを暫く中止するも永く停止するも其

權は一に仲買六十人中より撰び出せる幹事局員七名の掌中に存するものにして新しき券類

を相場表中に入るゝ事に付き幹事局ハ適當の注意を爲すものにして若しや新券の慥か不慥を誤ることなきやとて之に大藏卿が公相場立に價あるものとの承認を與ふるまでは假りに不公相場立に入れ置くを常とす其事及び外國の公債株式を巴里ブールスに許否する權力に關し千八百八十年二月七日發布の大統領令あり左の如し

（千七百八十五年八月七日參事院決議外國券類禁止千八百二十三年十二月十二日の法律を以て禁を解く）

第一條　巴里及び各州仲買人幹事局は其地方ブールスに於て名前の何たるを問はず會社、組合、協會等及ひ外國市府、州其他凡て外國の設立物より發行する株式、債券、借入金額面等の取引賣買を許可し、拒絶し、停止し又は禁止す

第二條　ブールス幹事局に外國證書の相場立を要求するものあるときは幹事局は左の證明書類を差出さしむ可し

第一　本地に於て此證書を發行するに就て要したる公私の證書定款費用簿等

第二　此等書類は本地の法令慣習に協ふたと云ふ事を慥かめ幷に此證書は其國に於て公に相場立てせられ若し又公なる取引なき場合には殊に證明書を以て之を證する事等を佛國に於ける領事官廳の證する證明書

第三　大藏省免許稅支拂の責任を有する代理人を證明することの大藏大臣の證明

第三條　幹事局は又凡そ必要と認むる書類證明書其他要件を差出さしむ可し

第四條　相場立に入ることを免すべき株式は資本高二十萬フランクを超へさる所のものに向ては一株百フラン以下たるを得ず又資本高二十萬フランク以上たるものは五百フランク以下たるを得ず又資本高二十萬フランク以上たるものは五百フランクに向ては一株百フラン以下たるを得ず

第五條　大藏大臣は何時に拘はらず佛國に於て外國證書の取引を差止むることを得可し

第六條　佛國に於て外國證書を取引することに關する千八百五十八年五月二十二日及千八百五十九年八月十六日發行の法令は之を廢止す

新に約定を乞ひ來る券類の取引を公共に利す可しと考ふる所に從て之を許し又既に相場表中に上り居る券類の賣買を取消さんとするものあるも之に應ぜざることあり凡て相場を立てゝ立てたる相場を表に作る此表は唯一公定のものにして仲買は順番に二名づゝ專ら作表の任に當る現場取引の相場は其立ちし都度パルクー内に揭へ在る二人の書記をして帳簿に記しパルクー閉づるの後ち其平均相場を別表に寫してブールス内及び手代詰所に貼付せしむ定期取引の相場は閉場後直に仲買一同其局に集り事務委員の一名を長として之を定め當日實際取引せし券類一種毎に最首最尾最高最低の四部を決し最高最低には爭の生ずべき筈

はあらざれども首尾如何に至ては我を先とするあり彼を後とするあり先後著しく相定め難き場合なきに非す此時は委員獨決して復た投票を用ゆるに及ばす首尾二樣の相場は表成り未た印刷に附せざる前之を取引所内に掲示す

表は第一繰越割合第二發行價格第三券類名稱第四利益渡期第五現場取引相場第六定期取引相場の最首最高最低最尾第七現場定期の前日最尾の相場第八利子配當の割合以上八欄により順次書き分け盡したる最終第八ベージの處に當日相場の立てられたる券類の決算相場を列擧するものとす此外別に特別相場の欄あり是れは裁判或は書入件等の結果に由りブールスに持來ることありしときに其相場立を記す所なり次に外國爲替相場の欄あり次に地金銀幷に金銀貨相場の欄あり此二のものは仲買の任じて相場を定むべきものなり其外に佛國銀行利息割引の割合、大藏省證券の利子、外國ブールスの電報、廣告としては最近渡期の利札高等苟もブールスに入用の事實は表中に附記すべき權を幹事に附して此處に現さしむ此相場表は幹事會計兩局の構内に在る會社附きの印刷所に於て毎日發行するものなり別紙一月分の巴里ブールス相場表は本年二月のものなれは枚數二十八日迄に過ぎず見本としては一日分にて可なるが如くなれども月の中に二度の決算當時に發行の表は繰越割合の如き例日になき項目を加ふるなど取引の始めより終に至るまでを達觀すべき便を得ん爲め全一

月分を纏むる事とはなしたるなり

第二十四章　券類ノ種類性質

巴里ブールスの事を記すに公債株式を畧稱して單に券類と云ひ債券をも此中に含めるものゝ如く思ひつゝ此語を用ひたるは少しく漠然なりしかども是迄の處は左程深く解剖するに及ばざりしに由るのみ今茲に詳しく券類の區別種類を説明し其相場表を合點するの便に供し兼ねては未た我國に現はれざる資本募集の方法あることをも示さんとす

所謂券類を別て三種とす曰く公債曰く株券曰く債券是なり

第一　公債に三分利付或は四分半利付の別あれども償還金額は何れも百フランクと佛國に於ては五分を以て通例普通の利息とすることなれば三分は六十フランク四分は八十フランク四分半は九十フランク五分は百フランクと云ふが如く五分の定利を目安として畧ほ發行の價格は定まることなれども政府の信用に厚薄の別あり資本の供給に多少の差あり故に其募に應ずる價格は必すしも右の如き割合に當て箝まる可きに非ざるや論なきのみ

第二　株券　小さき資本を以て成れる小さき會社銀行の株券は亦小ならざるを得ざれども其大なるものゝ株券は大概額面を五百フランクとす拂込未濟の間は其既に拂込の濟みし丈を相場表などに附記する定めなり茲に一の注意すべきは株券の相場を言ひ顯はすに拂込の

既濟と未濟を區別せざること是なり拂濟百二十五フランク株券を相場五百四十五フランクと呼べば拂込金額より高きこと四百二十フランクなるやに聞ゆれども其實は然らず未濟金額の四百七十五フランクを右の相場より引去りたる百七十フランクこそ眞の實價にして拂込より高きは四十五フランクに過ぎず此の如き呼直の法は元と元金の虚額を多くして是より割出す口錢の實益を多くせし考より出でしものにて其後は拂込の高に其時々の增直を加へたる實價に割りて口錢を取らざる可からざる規則となりしかば今は其用なけれども慣習の久しきより言ひ顯はれし條理を紊りて一寸外より合點し兼ぬるにも拘はらず今日猶ほ舊風を守り百二十五フランク拂込の券類が增直四十五フランクと云はずして五百四十五フランクとは云ふなり

第三　債券に二種あり甲を富付債券乙を五百フランク債券と云ふ

富付債券は多くは都市より發行す籤に當れは巨大の得あるを以て只僥倖是れ翼ふの餘り利息の甚だ低きを搆はず衆人爭て其募に應ず慈善式は勸業などの目的より起るものならんには特に發行を許さるれども其外の意に出るときは法律に由らざる可らざる方に就て觀るも萬の部分に與ふ可き利息の少なきに由り一の部分に與ふべき富金の多きを厭はず双方苦痛なき方法とて其行はるゝこと盛んなり

五百フランク債券も亦好き一種の募資本法なり此れは五分の利息を生せしむべき割合を以て三百フランクの發行十五フランクの利子を例とし後に至り拂ひ返へす額面は五百フランクなり制限より少なく與ふる利子一分を以て償還の元金に充て六十年以上八十年以下の間に毎年數の定まりたる抽籤の法に由り漸次に清還し得べし此募に應ずるものは五分利息の外に發行の價と償還の價と正に二百フランク即ち四割の益を見込つゝ雲の如く四集して之に應ず配當多き會社は增株に代ふるに此種の債券を以てせば其益多かる可し

第四編　英國倫敦のブールス

第一章　倫敦株式取引所の起原及沿革

方今英京倫敦は世界第一の市場にして株式取引所は世界の全權を總攬し之を斡旋するの大機關なるとは世人の熟知する所にして復た多言を要せざるなり該取引所の起原は邈焉詳に知るべからずと雖とも今より二百年以前に遡らざると明なり如何となれば當時株式仲買商人か依て以て營業すべき株券なるもの未だ存在せざりしを以て之を證するに足る株式仲買商が始めて營業するの氣運に遭遇せしは實に英國々債の創設に起因せり一千六百九十四年ウヰリアム三世英國々債を整理し大英銀行を創設して全國の貨財を聚散するの方策を案出してより商賈も亦た合本結社して以て一大事業に從事するの便利を發明し東印度會社（イースト、インデヤ、コンパニー）ハッドソン、コムパニー等諸種の大會社踵を接して起り久しく淪々たる一孤島に蟠伏せし英人をして遂に蹶然一蹴して五大洲に雄飛せしむるの日を觀るに至れり然り而して右諸種の會社株券と公債證書の發行は又偶々以て資本の去就を自由にするに足り利益あれは就き利益なければ去り一事一業資本の多寡に順し而して資本の去就を決するに至る於是乎株式の取引及ひ株式仲買商始めて英國の史上に現出せり是より後一千七百十六年より一千七百二十年迄に馴致し結社の流行益々昻進し其極や遂に南海（サウスシー）の泡起（ポップル）を觀るに至れり株式取引進歩の勢沛然として遏むべからず此間貪欲の誘魔と株券の亂昇は空前絶後の一大恐慌を英國商業社會に呈出せしと雖も幾多の經驗を商業社會に與へ理財上の改良進歩燦然として觀るべきものあり

倫敦株式仲買商が始めて立會の營業を始めしは女帝エリサベスの時代に商人集會所として建設せられたるロイヤル、エキスチエンヂなりし其後一千六百九十八年チエンヂ、アレイに移れり處々の加啡店（カツフイハウス）に集合賣買せりヂヨナサン、ガオウエイ、コツフイ、ハウス、の如き其最も著名なるものにして而して彼の有名なるガイ病院創立者トーマス、ガイの如きは當時株式取引上に巨萬の財産を一攫せし暴富者の一人なり其後一千七百七十三年又たスレッドニードル、ストリート、ストックエキスチエンヂ、コツフイ、ハウスに轉し大英銀行も亦該行の一圓室を割ひて株式取引仲買商の立會所に供し一時は該行内の取引賣買も頗る盛大なりしと云ふ現時倫敦取引所に存在する所の記錄は一千七百九十八年以前に遡らざると雖も他の舊會社の私乘に就いて之を考察するにローヤル、エキスチエンヂ、チエンヂ、アレイ、ストツク、エキスチエンヂ、コツフイ、ハウス等は皆な只だ株式仲買商の集合所たりしのみにして取引所の組織及び仲買人の制限等に關係する一行の定款も規約も存在せざりしもの、如し獨り最後の會場に於てはシツキス、ペンス（我十貳錢

五厘）の入場料を徴收せしを見る然れとも其價額や僅に我拾貳錢五厘に過ざるを以て見れは其景況推知すべきのみ

十八世紀の末現世紀の初めに當て米國に殖民人の反亂あり歐洲に奈勃烈翁の戰爭あり交戰防守の軍費は英國政府の公債を增加し一千七百七十五年北米合衆國革命の初めには國債の增額一億貳千六百八十四萬二千八百拾壹磅なりしに一千八百十五年佛國戰亂の終局には無慮八億六千一百〇三萬九千〇四拾九磅の巨額に嵩め而して公債證書市價の變動も亦た平日の比例に非ず一千七百八十四年の平均市價は五十七なりしに一千七百九十二年に於ては九十七に騰貴し一千七百九十八年に於ては四十七と四分の一に低落し一千八百二年に於ては再び七十九に昇り翌三年に於ては又五十と四分の一に降れり加之ならず一千七百九十七年乃至一千八百十九年政府が硬貨の支拂を中止せし爲め投機心の新分子又商業社會に注入し一千八百十六年に於ては大英銀行の發行紙幣は金貨に比して實に百分の十六と四分の三の差異を見るに至れり斯の如く公債證書の增發と市價の激變金紙の差異は自ら株式仲買商の利潤を厚ふし取引の營業益々繁榮に赴きしも固より怪むに足らず況んや歐洲戰亂の常に好機會を與ふるに於て一層其氣焰を熾ならしむるに於てをや一千八百一年五月に於て株式取引所を新設するの必要を感するに至り地をカーペル、コートに卜し一大工事を起せしに一春秋を經て翌一千八百二年三月に竣功せり蓋し一千八百一年ウ井リアム、ハムモンド氏其同感者ナサン、マーヤー、ロスチヤイルド氏等と謀り初めに二萬磅の資本を募集し又其際假りに發起者中より九名株主中より廿一名を撰擧し總務委員として建築一般の事を處理せしめ而して速かに起工せり初め二萬磅の資本を以て工事に着手せしも其後經費に不足を來し之れに加ふるに假令工事に落成の功を奏するとを得るも完全なる維持法を圖るに非ざれは濤上の高樓と一般到底其素志を圓成すると能はざるや疑を容れず於是乎更に廿四萬磅迄の資財を廣く江湖に募集し以て鞏固なる取引所の基礎を置けり

初め會員を募集する時に方ては只建物所有者即ち株主ある而已にして未た會員（則ち賣買商仲買人）なる者あらざるに依り凡そ三十名の總務委員にて管理したるも既に賣買商及ひ仲買人なる者生出する以上は取引を管理する所の役員と建築物を管理する所の役員とを區別するの便宜なるとを可決し乃ち賣買取引に關係する事項は會員中より三十名の委員を投票を以て撰擧し而して之を總務委員と稱し一切の事を管理せしむ又建築物に關係する事項は株主中より九名の委員を撰擧し而して之を株主總代と稱し一切の事を管理せしむ右の次第にして株主と會員とは全く其性質及ひ利害を異にせしが二者をして利害を全ふせしむるの得策なるとを感し近年に至り會員に非ざれは株主と爲ると能はさるに定めたり但し會員は必ずしも

株主なるに非ざ此時に當てや未だ郵便の設置電信の發明もなく陸に鐵道なく海に滊船なし音信の不便交通の困難豈に能く今人の推測し得べき所ならんや是故に訛聞屢々市場に流傳し一犬虛を吠て萬犬實を傳へ投機商の巧計出沒實に端倪すべからす株式の亂高下は底止する處を知らず自ら世人をして取引營業を賭博視せしむるに至りしも亦た深く怪むに足らざるなり然れとも是れ只時勢の然らしむる所にして偶然に非さるなり發明時代旭光を放ちしより此方奸黠の輩も詐術を逞ふするの闇黒裡なく從て取引所の弊害日々に減して利益を日々に增加するに至れり

奈勃烈翁一敗し遂にセントヘレナ島に流竄せられ歐洲列國偃武の美擧あるに至り曩きには人を殺すの毒刃も今は變して人を活すの良藥と爲り兵士は皆な故郷に歸りて農工商の實業に從事し上は王侯大臣より下は庶民に至る迄殖産興業の思想勃然として再起せり然れとも只惜むらくは經驗に乏しく事多くは妄想に屬せしもの勘からず今其一例を擧ぐれは僅々十磅の拂込ありし英墨會社（アングロ、メキシカン）の鑛山株は一千八百二十四年十二月に於て四十三磅に騰貴し翌月即ち一千八百二十五年一月に於ては更に百五十磅に昇れりリールデルモンドの株は七十磅の拂込なりしに仝十二月に於て五百五十磅に賣買せられ翌年一月に於ては無慮一千三百五十磅に亂昇せしもの、如し若かき英人の迷夢は遂に一千八百二十六年の驚慌を招き后十年

一千八百三十六年の反動を觀るに至れり然れとも是れ只だ尺蠖の屈するのみ其一度伸ぶるに及んで遂に一千八百四十五年の鐵道熱を惹き起すに至れり實に英國々會か當時議定公認せし鐵道布設資本の總額は左の如し

一千八百四十三年	三百八十六萬一千二百八十五磅
一千八百四十四年	一千七百八十七萬〇三百六十一磅
一千八百四十五年	六千〇八十二萬四千〇八十八磅
一千八百四十六年	一億六千〇〇二萬六千二百二十四磅
一千八百四十七年	四千〇三十九萬七千三百九十五磅
一千八百四十八年	一千四百六十二萬〇四百七十一磅
一千八百四十九年	三百十五萬五千三百三十二磅

是に由て之を觀れは英國鐵道株金の總額は僅々七ケ年間に三億萬磅即ち我拾五億萬圓增加せしと云ふべし株式取引所の營業振はざらんと欲するも豈に得べけんや此時に當てコブデン氏が自由貿易論の勝利あり穀物條令の廢止あり愛蘭土の饑饉あり食物の需要は金貨の外出を促し鐵道工事は株金の拂込を急き金融頓に閉塞し物價日々に激昂し遂に一千八百四十七年の驚慌あり其株式取引の營業に影響せし所甚だ大なりしと雖とも是れ皆な世の理財家

實業家が熟知する所なれば復た玆に贅言するを要せず況んや一千八百七十三年及び一千八百八十四年の驚慌等今尚ほ世人の記憶に存するものに於てをや余は只た言はんと欲す右數度の驚慌は皆な貨殖進歩の一大段落にして此の段落ありし毎に歐米の殖産興業は益々規模を擴張し益々資本を增大にし株式の取引亦著しく繁榮を顯はすに至れりと今や倫敦株式所に於ける株券の種類は殆んと數ふるに遑あらす其取引の巨額は人をして眩暈せしむ實に當取引所か貨殖場裡に有する所の勢力は各國政府が信用の厚薄を判し殖産興業の前途の命運を斷ずるに足れり滿天下の大事業を驅て悉く優勝劣敗の劇場に上らしむ

現今會員の數二千九百四十七人之れを一千八百七十年の員數即ち一千四百三十三名に比較すれば殆んど二倍と云ふべし其增加の度も亦速ならずや然るに倫敦株式取引所の搆造如何を評する時は決して大都の偉觀と謂ふに足らざるのみならず寧ろ世人をして其取引所たるを疑はしむるの觀あり場內は公衆を入るゝを許さゞ該建築は一千八百五十三年に於て再建せしものにして四出形の立會室は直徑纔かに六十八呎辛ふして現今多數の增員を容れ巨額の取引を辨するに足るのみ故に世人をして轉た大事業と小建築と匹適せざるに一驚を喫せしめん若し外國人をして地を更へしめは必ず一蹴の下に破壞し去て取引所の名實に負かざるの大廈を新築するの感情を起さしめんのみ斯の如く改造の必要に切迫し居るにも拘はら

ず今尚忍んで小建築に甘んずる所以のものは一は英國が尚古の氣風に富むと一は所有權の性質に職由するものゝ如し蓋し該家屋は元取引所會員の共有物にあらずして別に一會社の存するありて之れを所有管理し各會員より毎年の會費を徵收し之を以て該建築會社の株主利益配當及び諸經費を辨するものにして會社の得失は取引所の利害と必ずしも常に併行せざるなり然れども會社は全く取引所と緣なく獨立するものには非ず取引所の會員中より成立したる一會社にして會社の株券は取引所の會員たるものにあらざれば之を所有すると能はざるの制限あり是故に取引所の會員たるには必ずしも會社の株主たるとを要せずと雖ども會社の株主たらんと欲するには必ず取引所の會員たらざるべからざるの制は實に劃然たるものなり以上述ふる所固より沿革の一斑に過ぎず然れども亦以て全豹を窺ふに足らん

第二章　倫敦株式取引所現時營業の實況

倫敦株式取引所も亦倫敦府中最も熱鬧を極めたるシチーと稱する區に在り四階造の高閣にして外面より觀る時は四出形を爲せり市場開閉の時刻場長開場を爲すの狀は紐育株式取引所と異なるとなし唯開場時刻毎日午前十一時に始まるの一事異なるのみ會員は別に定員なきも一千八百八十九年即ち我明治二十三年春季の交は二千九百四十七人の多きに達せり當取引所に於て賣買取引を許す種類は內外公債諸株券證書等にして內

國品と外國品とは場内に於て立會所を異にせり開會中内外諸方よりの注文皆電信電話を以てし往復最も頻繁にして電信配達者の奔走する樣會員手代場内に塡塞して號呼するの狀恰も爭鬪場裡の觀あり今市場の動靜消長を考ふるに今より百二十年前千七百七十六七年の頃を市況最も昂進の時なりとす當時一个年の賣買高六十八億萬磅の巨額に達せりと云ふ斯くの如き商況を呈せしは當取引所の賣買便益なるを内外諸國の知悉する所と爲りしに由ると云ふ千八百七十七年市況一層活潑に赴き二週間にして三億萬磅に達せり其原因を尋ぬるに當時南亞米利加の諸國外國債を募集するに際し英國財産家は公債熱に冒され競て募集に應ぜしか發行したる政府遂に元金及ひ利子の消還に差閊ふるに至りけれは公債忽ち下落して破産するもの少からず此驚慌の爲め市場の價格に影響を及ぼし價格の高低甚しきに際し賣買取引斯くは多額に達せしなりと云ふ然れとも此の如き市況の昂進は唯一時變の激成する所なれは價格の漸次平穩に歸するや出來高自然に減少せり現時の賣買高は二週間にして一億四千萬磅に過ぎずと云ふ

場内の整理立會の景況は紐育株式取引所と異なる所なし唯會員中賣買商なる一業務あると仲買と取引を爲すものを云ふ取引所會員は此二者何れの業務を擇ぶも可なり然れとも仝時に二者を兼業することを得ず

は獨り紐育株式所と異なるのみならず英國の他取引所及ひ世界各國其類を見ざるなり今其業務の一斑を說明すべし

通常仲買（ブローカー）と稱するものは會員にして手數料と名つくる報酬を得て公衆の依頼を受け諸公債を賣買するの業務を執るものと云ふ賣買商も亦會員にして直に客人の依頼を受くるとなく仲買と取引を爲すものを云ふ取引所會員は此二者何れの業務を擇ぶも可なり然れとも仝時に二者を兼業することを得ず

取引の種類を大別すれは直取引（Trading. for. money）並に定期取引（Trading. for. the Account）の二種とす此中直取引は其數極て少し此取引に於ては仲買の賣買主に於ける關係は純粹の代理人にして仲買の資格を以て爲したる所爲に付きては仲買に於て詐僞懈怠なきを以上は賣買主は責任を免るゝことを得ざる定期取引に於ては仝く之に反し仲買人の性質を失ひ取引本人の資格を得るなり仲買が客人より株券賣買の依頼を受る時は株式取引所に行き賣買商に就て自ら賣らんと欲するや又は買はんと欲するやを明さずして先つ賣買商をして何種にても己の賣買せんと欲する株券の直立をなさしむ此申込を受くる時は賣買商は是非賣直何程買直何程と二種の直立を爲さゝるを得ず若し仲買右の直立にて賣らんと欲する時は賣るべき由を告げて手合（セットルリンヂイ）を爲すなり此取引は株式所規約に定む定期を以て之を爲す其期日を決算日と云ひ其前日を切手日（チケットデイ）と名つく賣買商は買取りたる株券を轉賣し甲乙丙丁を經て戊に至る時は最終買受人戊は切手日の午後二時迄に其買價と姓名を記したる切符を賣主に

渡す之をチックットと稱す此チックット轉輾して遂に賣買商の手に歸すべし賣買商は之に裏書して最初の仲買に渡す時は仲買は最終買受人に向て渡報告を發するなり又は賣買商に對し最初買受人か甲乙丙丁と轉輾して最終賣渡人へチックットを渡したるときは其最終賣渡人は渡報告を發するなり是に於て翌決算日に於て最初賣渡人又は最終賣渡人と最初買受人又は最終買受人との間に受渡を爲す萬一切手日に至り最初買受人又は最終買受人の姓名を通知せさるときは最初賣渡人又は最終賣渡人より場長に其始末を通知するときは場長は書記長又は書記をして代りて右株券を競賣買せしむ其價格最初賣渡人又は最終賣渡人と賣買商と契約價格と差額を生するときは最初買受人又は最終買受人則ちチックットを發せざりし仲買を以て之を辨償せしむ此取引に於て最初賣渡人又は最初買受人と最終賣渡人とは必す仲買たらさるへからす斯の如き仲買賣買商の業務を異にして兼業するを得さるは紐育取引所の如き會員悉く仲買たるの組織に比すれは煩雜なるが如しと雖も倫動取引所に在りては古來慣用し來れる制度なれは今更之を改正するを得す却て之を以て便と爲すと云ふ又市場に於て常に取引なき不融通券例へは我公債又は國立銀行券の如きもの、賣買に付きては通常株券と異なる所あり仲買客人の依頼に應し不融通券を賣買するに當りては仲買は賣買商に就き直立を申込む時は賣買商は通常株券の場合の如く必す直立を爲すの義務なし加之賣買商より賣買を要する株券の高幾何なるや又何程の直段ならは可なりやと問ふ時は仲買は必す之を明言するの義務あり賣買商か不融通券の取引をなす時はジョッバーと稱せすしてディラーと云ふなり尤も仲買はジョッバーを兼業するを得されどもディラーの業務を兼ぬることを得るなり故に賣買商は悉くディラーの業務を執れとも仲買中にはディラーを兼業するものとせざるものとあり

第三章　倫動株式取引所規則幷に章程(上)

委員總撰擧幷に職務の事

第一條　毎年三月廿日(日曜日又は祭日に當る時は次の日)を以て會員中より三拾人の委員を撰擧せん爲め會員總會を開き投票を行ふ斯く撰はれたる委員を總務委員と名く而して當撰後直に三月廿五日より向十二个月間其任を持ものとす尤も其任を了する後再撰擧さるゝことあるべし●斯る投票を施行するの報知は期日前十四日間株式取引所市場に公に掲示すへきものとす而して現任委員中再撰さるゝことを厭はさる委員の姓名及ひ新に撰擧さるへき人々の姓名之を申出せる人々の姓名幷に其賛成者の姓名共撰擧日に先だつ三營業日間(祭日休日を除く)右同樣の方法を以て公に掲示すへき者とす●今退役せんとするの委員は新任委員の其職に就くの日即ち同三月廿五日迄從前の役を離るゝことを得す而して

萬一前記投票に於て何も改撰なきに於ては翌年三月廿五日迄か又條理ある再撰を施行する迄は從前の職務に止り居らさるを得さるものとす●都て新に撰擧される人と再撰擧に與かる人とを問はす若し之を投票せんと欲せは期日に先たつ四日（祭日休日を除く）前に會員二人の記名を以て委員の書記迄其事を報するものとす而して同時に再撰又は新に撰擧さるゝことを申出すことを承諾したる人々の姓名を甲乙混雜せさる樣別々に印刷せる表を作り書記之を配布すへきものとす●萬一正當なる撰擧を遂け得さる節には委員は直に次年の例會を待たす何時にても委員に於て日を期し再撰擧を爲さん爲め投票を施行せしむるの權を有す尤も諸事前記せしと同樣の手續を以てすべし而して撰擧されたる委員は爾後翌年三月廿五日迄其職に就くへきものとす●都て委員又は欠員補充の爲め施行する投票は株式取引市場中に於てすべし而して之を施す方法は別に委員に於て之を定むるの外兼て規約に備る所の方法及習慣に從ふべき事●萬一如斯方法及習慣等に就き爭論起る時は委員時々會議の上之を判斷すべし

第二條　會員撰擧日迄滿五个年間會員となり居る人にあらされは委員に投票せらるゝことを得す而して何人たりとも會員たるを廢止するに於ては之と共に委員たるの席を明渡すへき事●各會員は會費を拂たると拂はさるとに拘らす撰擧の權を有す

第三條　總務委員中に欠員生する時は總務委員に於て豫め日を期し會員をして投票を施行せしめ以て其欠を補ふものとす而して投票を施す前七日間株式取引所市場に其旨を掲示すへきと又指名の告示も右同樣七日間掲示すへきと欠員の場合に現在の委員は常置員數に欠けらるゝに拘らす補欠の日まて從前通り事務を取扱ひ差支なきものとす●又補欠員は其次年例會迄當撰の日より殘餘の日月間在職するものとす而して退役は從來の委員と共にすべし●前記總務委員は時々便宜により日を期し集會を爲し討議定員數クオラムを定め討議の方法等取極むへきと但し右定員數は現在出席員七名より下らさるを要す

第五條　總務委員は株式取引所事務を整理せんとを要す而して委員撰擧投票の方法及ひ會員入會幷に手代の入會退會或は中止、賣買取引上必要なる方法幷に遵守すへき欵令、株式取引所會員の行爲且取引所の一般の順序幷に整理の方法等に付き總務委員の職權に戻らさる限り隨意に規則幷に章程を製し得へし又は規則章程の部分を改正し變更又は廢止するを得る又更に新規則幷に章程を編製、改正、增補するを得へし

第六條　總務委員は當撰後第一讀會に於て委員中より會長副會長を互撰すへきと而して推撰せられたる會長副會長は翌年三月廿五日迄各其職に就く者とす●若し兩會長中に欠員ある時は直に之を補充せんとを要す●集會の節兩會長不參する時は出席員中假に會長を

撰ふへきこと●凡て會議の節議論二派に分れ各〻同數の時は會長之を判決するの權を有す

第七條　委員は第一會議の節株式取引所會員中より一人を撰ひ書記と爲すへしセクレタリー書記在職の長短は撰擧の際委員の隨意に取極むへし而して又會員中より外に三名を撰ひ開票者と爲すへし開票者の任務は投票の結果を委員幷に株式取引所一般へ報告するにあり

第八條　委員例會は毎月曜日午後一時を以て開くものとす即ち例年總撰擧後第一の月曜日を以て之を初む委員特別會議は會長或は副會長(兩會長不在或は不承諾の節は)又委員三名の指示により臨時會を開くを得へし但し開會前少くも一時間の猶豫を與へ之を株式取引所市場に掲示すへきこと

第九條　開會時限に後るゝこと十五分時間に討議定員數悉く參集せさるに於ては會長或は副會長此の會議を延期するを得へし

第十條　委員の事務を分て二課とす

通常事務委員

特別事務委員

通常事務は會員及手代の出入を報告し勘定日を定め例會記事を朗讀し且つ其諾否正誤等を爲すことを含有す●特別事務は會員一般又は公衆の利害に關し請求の事は訴訟等の究察諮問の事を含有す委員會議の掲示には必す通常事務又は特別事務の字を掲け以て甲乙辨別すへき事

第十一條　凡て委員會に於て議決する箇條は會員一同の承諾を得る迄は之を實施するを得す但し閉場の事會員入會の事犯則者再入會の事通常勘定日取極の事又特別勘定諾否の事及ひ時價公報(相場表)の事は此限にあらす●萬一須臾も猶豫すへからさる場合に於ては出席委員の五分の二の員數悉く議決箇條に直に承諾一致するを要す而して如此場合には事の火急なることを逐一記事に登記すへし●凡て委員會議に掛りたる事にして其議決を得且つ總務委員の承諾を得たる時を以て結局となし此事に係りたる會員直に之を實施するを要す

第十二條　規則變更又は增補を加ふる時は其旨を書面にて報すへし又斯る變更增補案の寫一通つゝ各委員へ送付すへき事●記事朗讀後直に右變更增補案を議事に掛くへし但し犯則者再入會の事幷に火急の事務は右案に先ち評議するとあるへし

第十三條　委員への通信は凡て書面を以て爲すべし而して無名の書面は委員之を領收せす

第十四條　會員幷に其手代は必要の場合には委員會に出席し研究討議中に付き案内の事件

は之を吐露せんとを要す

第十五條　委員は委員會議中不正の行爲ある委員を認むる時は之を退場せしむるを得べし而して之を退場せしむるの議は（特に之が爲め召喚されたる）委員三分の二以上にして且會員十二名に下らさる員數より提出せんとを要す而して特に此の事件の爲め委員を召喚し其過半數の承諾を得るを要す

第十六條　委員は會員中犯則者又は議決の箇條を遵守せざる者又は不正或は破廉恥なる所業あるものを除名し又は中止せしむる等の權を有す●除名又は中止を申付くる議定は特に之が爲めに召集せる委員の四分の三以上にして會員十二名に下らさる員數の提出を要す而して次會に於て特に之が爲め委員を召集し其過半數の承諾を得べきものとす

第十七條　委員は會員中不正又は亂暴の所作あるもの又は故意を以て市場の事務を妨くるものあるに於ては之を譴責し又は二个月以内の中止を申付るを得べし●此件に係る議定は出席委員四分の三以上の提出を要す

第十八條　總務委員は暫くの間（數日或は數時間）其判斷により其最適當と認むる方法に依り會員を除名、犯則、中止、退社等の件幷に其姓名を掲示するか又は之を公に告知するを得へし然る時之を爲すを得へし●斯る申渡を受けたる會員は如斯廣告を印刷し且つ之を廻達するとに對し何れも故障を入るゝを得す●而して此規則を以て何人を問はす斯る廣告を印刷し且つ之を廻送するの權を有す若又訴訟の起りし時には此規則に依り判決を仰くへき事

第十九條　委員は都合により規則の嚴密に過る所は之を取捨するを得へし然る時之を爲すには特に委員を召集して評議すへし而して此特別の集會には委員十二名の參集を要し其四分の三の員數之を取捨するに一致せざれは不可なり●斯る議定は次會に於て特に之が爲め委員を召集し其過半數の承諾を得へきものとす

入會再撰幷に再入會の事

第二十條　會員にして再撰されんとを欲するものは各年三月四日又は其以前に書面を以て書記セクレタリー迄申込み置くへし其書面の書式は附錄中に掲載せらるゝ分に依るへし

●組合を爲せる會員に於ては各員別々に書面に記名せんとを要す

第二十一條　委員は三月第一の月曜日に於て其株式取引所の會員たる資格を有すると認むるもの之を保管者及支配人（トラステー及マネージヤー）に於て此入會に必要と定めたる金額を拂はしむ而して入會前に同月同日より一个年間入會の許可或は再撰するの手續を取行ふへきと

第二十二條　各入會申込人は其票撰さるゝに先ち四年以上會員たりし人にして悉く其義務約束等を全し一度も他人に償金を掛けたるとなきもの三名の紹介を要す斯る紹介人は萬

一入會申込人に於て入會許諾の日より四年を出さる間に破約等の事あるに於ては其申込人の債主（クレジットル）等に各英貨五百磅つゝ仕拂ふの約を爲さゞるを得ず●若し入會申込人其前四年間會員の手代たりし者は（株式取引所會員の手代）二人の照會を以て足れりとす而して其紹介人は前同樣の場合には各三百磅つゝ仕拂ふの約を爲せば可なり●一人の會員にして同時に新入會員三名以上の保證たるとを得す

第二十三條　外國人は入會を許さす但し入籍して滿二个年間に成るものは此限にあらす

第二十四條　各會員申込人幷に其紹介人姓名共票撰を爲す節日少くも八日間株式取引所市場へ掲示すへき事尤も其中に右紹介人に於ては決して償金の難を掛け且つ之を掛け間敷き旨を記載すへきとと

第二十五條　入會申込人を紹介せんとするの會員は其申込人の從來幷に現在の經歷財產を熟知し其充分入會するの身分たるとを委員に知らしめんとを要す

第二十六條　新會員の紹介人に於て初め償金を掛けす又掛け間敷き旨を發言し置きなから後日に至り右償金を請取るとあるの日に於て右責任負擔中右新會員に失策等相犯せし節は其貸手に對し保證金高に加へ其償金悉皆拂渡さゝるを得さるとと

第二十七條　手代たりしものゝ入會申込は一社より（組合）照會を受るとを得へし併し同社の二會員よりの紹介を許さす又他の二會員より紹介を受るとを得へしと雖とも其內一人他會員の專任手代なるときは許さず又申込人か紹介人の專任手代たるときは是亦許さす又紹介會員の保證負擔期限未滿の節は許さす

第二十八條　若し一會員其保證人の一人と結社するか又は之を專任手代とするか又保證人の一人か保證負擔中退社するかの場合に於ては右保證期限の殘餘に對し更に新保證人を立さるへからす而して右新保證人出來る迄は委員は右會員の取引所に出入するとを禁ずへし

第二十九條　入會申込人株式取引所外の商店の主人又手代とし營業を爲すか又其妻商業に從事するか又他の結社にして公債（ストック）株券の取引をなすものゝ會員又損金者たるものは其申込を許可せさる而して入會後是等の箇條に牴觸する所業あるものは直に會員たるの資格を失ふへし

第三十條　入會申込人にして身代限をなしたるもの負債を拂ひ限れさるを證據立られたるもの又は貸主と內談整たるもの一磅の內拾志を拂ひたるに非さるものは入會の資格を欠たるものとす且又悉皆負債を返濟したるに非らすして又負債整理約定の約を履行し公權を得たる者は其後二个年間を經過せされは入會を許さす●但し此規則は新入會申込人に

關するものにして從來の會員再入會に適用せざ

第三十一條　申込人の入會又は再入會或は會員の再撰を拒まんと欲する會員は書面を以て投票又は再撰を行ふ前委員會へ其拒絶の理由を通知するを要す

第三十二條　申込人其入會再入會或は再撰を拒絶されたる者は次年の三月廿五日前に再撰入會再入會を許さす●破約者にして二回の投票に於て拒絶されたる者は特に招集したる十二名より少からさる委員會の四分の三の多數を得て再入會するを得

第三十三條　違約したるともなく且つ身代限り或は破產等を爲したるともなき舊會員にして一个年間釀金を經續せさりしものは二名の會員より其再撰を照會さるゝとを得●但し保證人を要せず●又其二个年間釀金を繼續せさりしものは新入會申込人と認められ而して通常の例に隨ひ申込を爲さゝるを得ず

第三十四條　破約者身代限を受けたる者又負債を拂終らさる者の再入會を申込たる告示を委員會は便宜に隨ひ少とも廿一日間市場に揭示すべし而して委員會は規則第百六十六條に隨ひ撰擧されたる副委員會の報告に基き其申込を考査すべし●然とも委員は副委員會の報告幷に委員會に於て充分なりとすべき貸主會員より其負債金額を支拂ひたる旨記名したる證明書により至當と見認るに於ては前記の告示を爲さずして破約者を入會せしむるを得る●是等の場合には破約者再入會を許されたる後全負債を辨償し終りたる旨市場內に揭示すべきや否や又規則第百六十六條の二類中何れに屬すべきや擧手を以て決すべし

第三十五條　破約者再入會の件は他の事務に先ち處置すべし

第三十六條　委員會々長は必要なりと認むべき他の問題の外に申込人の各照會人に對し左の問を爲すべし

申込人は曾て身代限りをしたるとありや又は貸主と內談を附けたるとありや若し之れあらば何頃の事にて而して辨償金如何程支拂ひたりや●汝は商賣の普通の仕方にて三千磅に對する同人の銀行振出小切手を領收す可きや●汝は同人と拇定に對し證券を安全に取引し得へしと相考へなすや

第三十七條　會長は新入會人に申込雛形へ自記記名するとを領諾すへきを求むべし●而して必要なる事項幷に問を爲すべし

入會幷に再撰規則の附錄

(一)株式取引所會員たらんとを欲するもの自記々名をなすへき文書の雛形

拜啓私事千八百——第三月廿五日より年期間株式取引所諸規則幷に諸規則の目下御實施

相成居るもの此後御施行可相成ものゝ諸項目遵守可仕候依て株式取引所會員に御許可相成度切に志願罷在候義何卒貴方より總務委員會へ御通知被成下度偏に奉望候尤も株式取引所諸規則幷に諸規約一々理會仕居候事に御坐候

當狀裏書の箇條領承仕候事に御座候

一私事英國民に有之歳（何年何ヶ月）

一私事……（婚姻したりしや否や）

一私事……（住所）

一私事……（店の居所）

一私事取引罷在候……（取引の名稱銀行）

私事株式取引所に於て營まるゝ商賣の外何れの營業へも從來罷在不申又株式取引所に關係なき公私の商賣屋の手代又公債株券等の賣買を爲す他結社の社員又是に入場料を支拂ふものにも無之候也

千八百……月日

何　某（サイン）（自記自名）

總務委員長
書記何の某殿

二百四十七

私共義何某株式取引所會員御許可可相成義至當の人とし爰に照會申上候就ては入會御許可の日より向四ヶ年間に同人の破約者と公布されたる場合に於ては私共御申付けに隨ひ各自英貨五百磅つゝの金額を賣買に係る同破約者負債に當てらるゝ爲め同人貸主へ支拂可申を爰に相約申候也

何　某

……

（註釋）保證人は其自記自名の傍に同人共等の爲したる保證に對し償金を人に掛け且つ之を掛けましき旨を記載せさるへからず●而して投票を擧行するの日午後一時に於て其照會したる人と共に出頭すべし而して各保證人等は委員會へ申込人に付き滿足なる申立を爲すべき懇親なるものにて同人の過去幷に現狀を詳細存知し居るを要す

下記の規則は申込狀の裏面に印刷されあるものなり規則第二十八條を參照せよ

書記は各會員の入會許可さるゝに於て左の書狀を送付すべし

拜啓貴方事今般千八百――年三月廿五日に初まる年期間株式取引所諸規則並に諸規約の●箇條何事にも悉皆御承諾の上株式取引所會

目下實施致居るもの並に此後施行可致ものゝ箇條何事にも悉皆御承諾の上株式取引所會

員に撰擧相成候に付此義御通知申上候依て入會料並に醵金(入場料)支配人へ御支拂可相成候然る上は所内へ勝手に出入可被致義に御座候

總務委員會書記

何　某

(二)株式取引所會員再撰されんとを欲するもの、自記記名なすべき文書雛形

拜啓私事千八百——年第三月廿五日に初まる年期間株式取引所諸規則目下御實施相成居る者並に此後御施行可相成者の箇條に基き何事も相隨ひ可申候依て株式取引所會員に再撰被成下度切に志願罷在候旨何卒貴方より總務委員會へ御通知被成下度偏に希望仕候也

住所　町　番地

銀行　取引銀行の名稱

下記の者私手代として引續き相勤め申すべく候私事何某と組合營業罷在候

私事株式取引所に於て營む商業の外他に營業致し不申候又株式取引所に關係なき公私の商賣屋の手代又は公債株券の賣買をなす他結社の社員又之に入場料を支拂ふものにも無御座候也

何某サイン

總務委員書記

何　某　殿

手代の姓名

爰に專任手代なると否とを明記すべし

又會員ならば其旨記すべし

醵金は三月廿五日より廿一日間内に支配人へ拂込べし

(三)書記は申込人に規則幷に規約の一冊子を付與すべし而して其申込人は入會前に能く通讀せさるべからず書記は再撰せらるゝ會員へ左の書面を送致すべし

拜啓貴方事今般千八百——年第三月廿五日に初まる年期間株式取引所諸規則幷に諸規約の目下實施致し居るもの、箇條に基き凡て何事も之に隨ひ株式取引所會員に再撰相成候に付き此義御通知申上候依て何卒醵金を支配人の許へ御支拂被成下度候也

總務委員書記

何　某

二百四十九

何某殿

組合營業

第三十八條　毎年仝撰擧を終るや否や速に組合目錄書を書記調製すべし●新舊組合更迭あらは速に委員會へ通知すべし而して組合は斯る通知のある迄は從前の通り更迭又解約したるものと認めざるべし組合に關する凡ての公示は關係者自記々名にて書記の副署を爲し市場へ揭示すべし

第三十九條　一商社の破約は其組合を解散するものにして而して其組合の會員再入會を許され再ひ同組合を成立せんと欲するものは通常の例に隨ひ委員會へ通知なさゝる可らず

第四十條　株式取引所の會員は會員外と組合を爲すことを許さず又會員中と雖ども照會保證人の責任中なれば其保證人の承諾證を委員會へ呈出せし上ならでは結合を許さず

第四十一條　組合員公債株券幷に證券に對し別段の制限なくして賣買取引より生する利害は組合員相共に任すべきものなり但し組合より組合勘定にて取引を爲す特種の品物に制限したる通知書を書記役へ届け置たるものは組合員他種證券賣買に關する利害は各自負擔し組合員の責任にあらず●有限責任組合は會員二名又二商社より多數のものにて成立を得ず斯る組合は双方組合の制限したる外の各證券幷株券類を賣買取引することを得ず●

此規則は會員他會員をして諸證券幷に株券或は資金を以て取引を爲さすして而して利益を分與するものにも同く適用さるゝべし

書記をして副署せしめ市場に公示する雛形

我々下名の者義本日より以後改て御通知申上候迄は我々共の中何れの者にても左の諸證券類及諸株券

何株券……

何株券……

に對し賣買取引致し候ものには株式取引所へ我々連帶の義務相引請可申候此段總務委員會へ御報知仕候也

各自記名

……

何某殿

第四十二條　委員會は會員又は會員の專任手代をして仲買幷に賣買商兩樣の營業をなすを許さず又仲買と賣買商と組合を爲すを許さず

手代の事

第四十三條　手代は委員會の許可なくして入場を許さず又十七歳以下のものは之を許さず

㊀何人にても會員とし入會に適當せざるものは手代とし入場を許さず但し丁年未滿のみにて不合格の時は此限にあらず㊁破約會員特に招集したる委員會にて十二名より下らざる員數の四分の三の贊成を得て手代とし入場を許す㊂株式取引所會員の手代として二ケ年間務めたるものに非ずして定年未滿なる者は賣買取引の爲めに專任手代に成るを許さず㊃專任手代は其傭主の營業に從事するの外他の賣買取引を爲すを得ず

第四十四條　手代の入場許可を得んと欲し又は他の會員を手代とし使用なさんと欲する會員は書面を以て委員會へ申込むべし其手代は專任手代と否らざるとに區別し記載すべし

㊀手代入場申込前株式取引所外に於て賣買に從事したりし者は同人の姓名宿所幷に申込會員の姓名と共に委員會へ其申込を呈出する前八ケ日間之ヲ市場内に掲示すべし㊁手代其傭主へ書記より入場許可の通知を得さるものは所内に入るを許さず

第四十五條　專任手代の入場許可申込會員は書面を以て其會員保證期限未滿の者は其保證人の承諾を得ざるべからず

第四十六條　手代を解雇し又は專任手代の代理權を停止せんと欲する會員は書面を以て書記役へ通知すへし而して書記は常例の如く其旨を委員會へ報知して而して全會員へ通知

を爲すべし

第四十七條　專任手代幷に傭主の姓名錄を所内へ掲示なすべし而して專任代理權の取消狀委員會へ呈出せざる迄有効の者と認らるゝべし

第四十八條　手代に專任したる會員は其專任手代をして無抵當の借入金錢に對し特に其目的を以て代理せしめたるに非ざれば其責を負はざるべし

第四十九條　手代とし雇入れられたる會員は其專任されたると否とを問はず自己の姓名にて賣買取引を爲すべからず

第五十條　何れの手代も證券幷に株配分の申込を其傭主の承諾を得ずして爲すを得ず而して若し其雇主承諾を爲せし時は一般の拂込金等に對し其責任を帶ぶるものなり

第五十一條　破約者の手代は所内退去すべし死者會員の手代は未濟勘定を處分する爲め委員二名の許可を得て入場するを得べし

賣買取引に適用すべき普通の規則

第五十二條　株式取引所は其取引上會員外の關係者あるを認めず故に賣買約定は之を約定なしたる會員の勘定たると又は依頼者のものたるとを問はず必ず株式取引所の規約規則幷に慣例に從ひ履行なさゝる可らず

第五十三條　取引所會員は破約會員へ又は其破約者へ依頼せし本人に對し賣買取引より起りたる要請を其相手方貸主より委員會の承諾を得ずして法律に訴へ之を強んとを企て得さるべし●委員會は會員へ依頼者本人株式取引所の規則規約幷に慣例に從はさる要請を法律に訴へ强行せんとする事件に立入るの權を有す而して其事機により其事件を取扱ふべし

第五十四條　會員外のもの會員に對し紛議を起すとあらは委員會は先つ其紛議を判斷するに適當なるや否やを議し而して委員會は之を至當と議決するに於ては會員外の者は委員會に於て其事件を調査する前に下記の承諾狀に記名なすべし

何某間との紛議事件に付き

私義同事件を貴殿等の御判斷に任すべきを爰に承引仕候就ては御審決を相守り可申而て私事も株式取引所會員たると同樣に同事件に付き貴殿等の裁決議定又は決定を固執し速に實行可致を相約し申候尙又御委任申候事件に關し民刑事上起訴告發を爲し又は起訴告發さるゝを相求め又は相招き等の所爲堅く致す間敷相約申候而て私事委員會の通常處辨法により處分あるべきを承引申候依て堅く相守り可申相約し申候且又委員會は相手方一方の者のみの處辨を被成得べく而て御審問中委員會員列席中更迭あるも又は其中の委員證據の全部を聽聞不被爲る者あるも更に是等に異議を唱へ申間敷又委員會の裁決又議定にして其時の會長に於て記名されたる者は正當の裁決又は議定されたる者として其判斷は委員會規則に從ひ執行されたる者と致し最終の者と致し可申候而て私事此の議定は千八百五十四年普通法處辨條例により裁定されたるものたる事幷に控訴院のクインス、ベンヂ部の規則に從ひなされたるものたる事を爰に相承引致候也

何某

倫動株式取引所總務委員會御中

第五十五條　會員若し取引所の一商社會員と私に賣買約定をなし其の定期（time）と現場（money）とを問はず其商社より隱蔽せしめたる者は双方の社員を除名すべし

第五十六條　會員他會員の專任手代として他の專任手代或は專任せられたる手代と各自名義を以て賣買約定を爲し其定期と現今とを問ず委員會は是等を退會或は放逐を命ずべし

第五十七條　委員會は特に會員の公私の建物内に於て手代は其傭主の承知せざる投機賣買の取引を爲すと相謹愼せしむ●此注意を怠りたる會員は委員會の相當と認むる法により處分なすとあるべし

第五十八條　取消申込にして詐僞又故意の虛言を明白に引證されたるものに非ざれは所內

に於て取引したる約定を無効になすことを得ずして委員會は此取消狀を領收せざ

第五十九條　委員會は新證券新株券配分狀の取引は之を認めざるべし

第六十條　公立會社（インコーポレーション）の證券又株券を申込而て此拂込金等を遲引したる會員は契約を破りたるものと認し而て其約定を履行せしむるものなり

第六十一條　委員會英國に於て募金したる公債の約定を破りたる外國政府の發する新公債又證券は其現時の決算勘定等を一般所有主承諾したるものと委員會に於て認められさるに於ては之を認識せず●如斯諸證券は公けの直段目錄中より除名さるゝべし

第六十二條　委員會は英國と開戰なしたる國の募集公債は直段の掲示を其平和後ならでは許さず

第六十三條　會員鐵道又他會社の證券株券に對し其見込配當金の賣買約定をなすべからず

第六十四條　會員間の紛議にして取引所一般の利害に關せざるものは仲裁判斷に委任すべし而て委員會は此仲裁人を擇出し得ざりしとき又仲裁人の判斷を爲し能はざるに非れば斯る紛議を審議せざるべし

（注意）委員會は特に各賣買約定せし其次の日に必ず勘定突合なすべき旨を勸誘す

第六十五條　會員は社外人へ仕拂金の爲め保證を立る義務なし又所内にて買付けたる證券類に對し社外人へ直に仕拂を爲すべき義務なし

第六十六條　銀行小切手の振出人にして他に請求人を明示したるものに非れは銀行集會所を經過なさゝるべからず然れども英國銀行紙幣を望まば其旨を賣買約定の際に請求を爲すか又受渡日の十一時半前に通知せざるへからずして其支拂は證券と引換になすべし

第六十七條　賣手會員公債又は諸證券を讓渡又引渡なしたる以上此切手を發したる買手會員代金支拂を爲さゝるか又は銀行に於て支拂はざる銀行振出小切手を請取たる場合には賣手は買手より發したる切手を請取りたる最近の會員より支拂を請求すべし又其會員は直に支拂を爲さゝるべからず

第六十八條　賣手は切手面に記載されたる直段と切手日の治定直段との差金（Difference）を請求するを得然れども其治定直段賣渡直段より騰貴なる時は只其賣渡直段迄の差金を要求するを得べし

第六十九條　貸金の場合には貸主は貸金に對し抵當として預りたる株券又は諸證券を貸主の所持支配の權内に之を置くを得而して借主は期日前相當の案内ありし後元金に期日迄の利子を添へ返金せし上抵當品同一の種類を引戻し又は其要求を貸主に對し爲すことを得然れども此條は引續勘定の爲め請求したる證券類に適用せず●各勘定繼續は治定直段又は

當時の市場相場を以て操越(Continuation)を爲すべし

第七十條　買上(Buying in)け又賣出(Selling out)しは總務委員會の書記役或は取引所の手代をして公に施行せしむべし而て書記又は手代は其賣買取引を調査し此義務責任を有したる會員を調出し其差金即ち損害金を請求なさしむるものなり

第七十一條　公債株券又他の諸證券にして拂込金又利子、利益、配當、又再配當利益金の期に當り賣手之を引渡し得さる事明白なるものは直に買上くるを爲さずして而て委員會は申込に對し之を買上くる相當の日を指定すべし

第七十二條　各賣買約定の決算に當り利益配當金は此所得稅金を差引き正味請取るべき殘額を以て勘定なすものなり●海外にて支拂ふべき配當金の場合には株弁に貸金掛の書記英貨にて利子切符の相場を定め市場へ掲示すべし而て其相場に隨ひ配當金を勘定すべし無記名證券は受渡日に於て其期の利子切符を附せずして受渡をなすを得ず●其利子配當受渡日後に支拂ふべきものゝ無記名證券賣買取引は其期の利子切符を附したる者にて決算すべし若し此切符を附せざる時は買手は切符市場直段を以て要求するの權を有す此直段に付き紛議起らは貸金掛の書記其直段を定むべし

第七十三條　コンソル勘定(英國の株券弁に證券類の尤も賣買盛なる種類)の撰擇賣買取引(Optinal Bargain)は受渡日の二日前三時十五分前に其撰擇賣買取引を報知すべし●ホレイン勘定(賣買稀なる不通券弁に外國諸證券類)の撰擇賣買取引は受渡日二日前一時十五分前に其撰擇賣買取引を報知すべし●其他の撰擇賣買は三時十五分前に土曜なれは一時二十五分前に報知すべし

第七十四條　株式取引所の營業時間は午前十一時より午後三時とす土曜日は午後一時に閉場すべし●切手日土曜日に當る時は株式取引所は只決算事務の爲め午後三時迄開場なし置くべし此規則は通例切手日と同樣なるべし●株式取引所の休業日は下記の日に於て休むべし尤も委員會に於て特に休業の掲示を爲す時は此限にあらず

一月一日ニユーヱヤス。イーニタアー月曜日(四月頃に毎年祭る祭日)五月一日。ウヒツト月曜日。八月一日。十一月一日。十二月廿五日クリスマス若し一月一日。五月一日。十一月一日。十二月廿五日の四祭日日曜日に當る時は其次の日に於て休業を爲すべし

第四章　倫敦株式取引所規則弁に章程(下)

英利西印度地方廳又は殖民政府の記名公債類に適用する規則

第七十五條　賣買取引は特に期限を示定せすして取引爲したるものは皆コンソール勘定

(尤も賣買の盛なる流通券を云ふ)と認めらるべし但し殖民地政府公債は外國諸證券受渡勘定と認むべし

第七十六條　委員會は特別約定にて其勘定期限八日以上の賣買取引は之を認めす

第七十七條　指示したる直段にて諸株幷に證券を買取り又は賣拂んと申出せは其額幾部分にても其直段にて約定なしたるものとす又其額數を謂はずして約定なしたるものは一千磅迄の高を契約せしものとす

第七十八條　賣手若し買手より一時十分前に切手を請取らされは其讓渡の爲め拂ふべき讓渡料金として一千磅に付各貳志六片つゝを要求するを得べし又受渡日一時二十五分前に切手を渡さゝれは賣手は各一千磅に對し貳志六片ッゝを買手より要求し得べし而て若し受渡すべき約定の日一時半前に賣手切手を請取らされば之を賣出しなすを得べし而て一時三十分に切手を所持し居るものに對し之より生する損害金幷に料金を要求するを得べし但し土曜日は一時十五分前とす

第七十九條　コロニヤール、ガバーメント、イングスクライブ、ストック（殖民政府の登錄證券類にして即ち同政府の起業公債の如き種類の總稱なり）の買手は切手を二時前に發すべし而て賣手は切手日の三時に至るも請取らざる時は勘定日又は後日に賣出なすことを得べし買手切手日の二時迄に正當に發せざる時は之より生する損害に對し辨償の責任を負ふべし若し買手正當に發せし時は切手日三時に所持する者其責任を負ふ又土曜日は一時に切手所持者辨償の義務を負ふ然し切手流通中不當の延引せし事明白なる時は其會員辨償の責任を負ふべし

第八十條　特に日を約し賣買したるもの其期に至り請渡爲さゝる時は次の日十一時に買上けをなし得べし而て破約者は之より生する損害の辨償を負ふべし且つ又英國印度の株證券類の賣買に限り約定期限に至り請渡なさず破約せしものは八分の一（賣買高）の罰金を課すべし此罰金は買上の有無に不拘破約者に課せらるゝものとす

第八十一條　公債の領收證に三時三十分迄に引渡すべし然とも引渡規則第六十七條に隨ひ公債の領收證を取引爲したる買手引渡すとを望まは其賣方は三時十五分迄に領收證を引渡すべし但し土曜日は一時三十分迄に引渡なすべし●ヲミニヨム（全本錢）或はスクリップ（領收證）の全額を拂込まさるものは二時前土曜日は一時に引渡すべし

第八十二條　双方期限を謂はずして公債の貸借を爲したる時は其正規の期限に拘らず借主或は貸主返却又は受取るべき旨を要求するを得べし

第八十三條　抵當貸金の場合に貸金返却前に抵當品の利子配當を請取たる時は其配當金の

內より期限迄の利子を引去り而て殘金を借主へ拂渡すべし

第八十四條　英國銀行株券にして買手は賣手より記名書替の委任狀壹千磅つゝ其賣買額丈の委任狀望に應じ幾枚にても賣手の費用にて請求するを得べし

第八十五條　手形交換所の手形計算日前二日間に毎日十一時と一時との間の平均相場を以て治定直段を定む且英國印度公債幷に公立會社株インコーポレーションの場合に於ては決算日十一時と一時との間に平均相場を以て治定直段を定むべし如斯定たる受渡直段にあらざれは認定せず

沽券狀にて受渡なし得べき證券セキユリチーに適用すべき規則

第八十六條　期日を定めずして株券幷に證券類を賣買取引せしものは通常受渡日に對し取引せしものとす然れとも切手日に取引したるものは他に特約なくは次回の受渡日に對し約定したるものとす

第八十七條　委員會は二期以上の期限にて賣買取引を約したるものは之を認識せず

第八十八條　指示したる直段にて賣り又は買取らんと申出し其額市場にて賣買し得べき高は何程にても引請け得べきものなり而て其申出の際其額を言はざる場合には株券の直段五百磅を越へざる株數と公債類一千磅の額迄賣買取引

せしものとす

第八十九條　賣手は株券又は諸證券の正確なると又不合格なるとに拘らず買手に對し同證券を書替の爲め相當の時日內は賣手責任を帶るものなり又買手の要求によれは同證券を間違なき爲め他へ預け置くとあるべし

第九十條　委員會は特別の場合を除き白字の沽券狀の爲め株券公債幷に諸證券等請渡に於て起りたる爭論は委員會之を裁決せず又貸借等の時も同樣立入らさるべし

第九十一條　沽券狀により受渡すべき證券の買手は切手日の十二時前に代金支拂者と記名したる切手を發すべし而て切手には讓受すべき株券又證券の種類金高買手の姓名宿所直段月日幷に切手を宛てたる會員即ち賣人の姓名を記載すべし中間の賣手は漸次切手廻るに隨ひ裏面へ記名すべし●公債又株券を代表する總ての切手にして其時に當り決算勘定掛の整理に屬すべきものは切手日前日の治定直段にて勘定すべし●但し沽券狀面の代金は切手に記載されたる代金にて勘定すべし而て左の時間に切手を

一時　以後

一時半　以後

二時　以後
二時三十分　以後

請取る會員は一線を畫して右の時間を記載すべし而て三時以後又は後日何時にても請取たる會員は其明細の時間を記すべし●右の如く定たる時間を記するとを怠りたる會員は規則第九十九條により賣出の法により起りたる損害に對し責任を負ふべし●切手を分割したる會員は之か爲め生ずる費用を支辨すべし而て原切手を手許に保存し置くべし分割したる切手へは原切手發行人の姓名を記入すべし●分割したる切手より生する損害金に對する要求は受渡後三ケ月間内に要求せされは無効たるべし●乍然切手分割したる會員は中間の要求者に對して四ケ月間の責任を負ふものとす●原切手を保存するとを怠りたる會員は賣出の場合に於て其關係者を調出さしむべし●切手日に於て切手の遣り取りは十時に相初むべし●切手を切手日の十二時迄に賣方へ屆け置くべし若し賣方へ屆けさる切手は總て決算掛へ送付すべし●切手は切手日の前日に發行し遣り取り爲すとを得然れとも斯の如く發行したる切手に對し買上け方は切手日後第十一日目迄は買上けを許さず

第九十二條　株券（セヤ）のコンソリデツトストツク（公債）（ストツク）に引替へられたる場合にして如斯相場目錄中に明記せられたる者は買方は公債の要求手形を發すべき者にして株券の切手を發するとを得ず

第九十三條　時日を豫記したる切手を拒絶せずして請取りたる會員は其切手に關する總ての責任を帶ぶ然れとも其切手通常の如く流通せしめたる者は其責任は斯る切手を再流通せしめたる會員に存す或は日附なき切手は七日間以上留持するに非ざれば其會員買上より生する損害に對し其責任を負ざるべし

第九十四條　會員にして切手面を變改し又は理由なく之を留置きたるものは之より生する損害金を辨償すべし

第九十五條　讓渡人は株券又證券を切手面に記したる直段にて讓渡すへき者なり然れとも何れの會員も其受渡決算日の直段目錄中に揭示なき直段にて切手を強ゆるを得ず

但し受渡決算日二回以上引續きたる賣買約定は此限にあらず

第九十六條　讓渡人は受渡前に記名株券に對する拂込金を其拂込期日前に於て拂込を爲し得べくして其金額を切手發行人へ要求するを得べし

第九十七條　公債又株券の買方は印紙稅、書換料を支拂ふべし而て買方は切手面に讓渡さるへき金額を記載すべし●但し此金高にて五十磅以上の印紙を要せず●貸借の場合に於ては印紙稅として拾志、書換料金幷に借用證用紙等を支拂ふべし

第九十八條　買方の發したる切手分割されたる場合に於ては其分割したる切手に對し公債株券を持參したる部分に對し支拂を爲すべし但し其證券の枚數拾數より下るべからず或は其價格二百磅以上たるべし

第九十九條　公債又株券の買方は其沽券狀面に其會社に於て之を預り居ることを證明なさず又利子切符保證狀を添へざるものに對し代金支拂を拒むことを得●然ども沽券狀通常完全なる時は賣方をして買方の要求する證明を爲さしむるに相當なる期日迄は買上なすを得ず●賣方若し讓渡すべき證券額に對する過額なる利子切符を有するか又利子切符一枚にして二三の沽券狀にて讓渡す場合には其利子札を取引所の株券及貸金掛の書記に預け而て書記は之を其會社へ送致し沽券狀面に保證せしめ有効の受渡となすを得べし●如斯手續に對し假令其職務を充分盡し能はざる場合あるも委員會又は其掛の書記之に關する一切の責任義務を有せざるべし

第百條　讓渡人切手日の二時半迄に切手を請求せざる時は其株券又證券を三時迄に賣出し爲すを得べし●若し切手正規の通り十二時以前に發せざる者は賣出より生ずる損害其發行者に於て辨償すべし●切手若し正規通り發行したるものにして切手日に賣出せし時は同日二時に所持者此責任を負ふべし又次日賣出せし時は切手日の三時に於て所持者其責任を負ふものとす●但し此切手三時に決算掛にありたる場合には四時に此所持者其責任を負ふべし其後日に於て賣出したる時は其前日の三時(土曜日一時)に所有者他に切手の通過に不正當なることを證明せざれば其責任を負ふべし●讓渡人全く二日間其賣出を爲し得べき權利を利用せずして通過なさば買方切手發行人破約會員となし公布されたる場合其損害を辨償するの責を免るべし●若し賣手全十三日間に公債又株券を引渡さゝる時は切手を流通せし中間の買手は其責任義務を免れ只切手發行人のみ代金支拂の責任あるものなり

第百一條　株券又公債を賣出し爲したる時賣出時間三十分內に切手發行人(買手)あらざる時は賣手自ら切手發行人名前になることを得

第百二條　十日間內に株券又公債を賣手引渡さゝる時は買手は賣手に對し切手日の第十一日目の十二時に或は其後日に於て買上を爲すべし●買上より生したる損害金は最後の賣手其責任を負ふべし●如斯買上の通知は一時間前に市場に揭示をなすべし而て買上げは其揭示時間を過たる後三十分間內に執行すべし又讓受さる買手の名前は買上の通知狀ニ記載すべし●買上より生したる損害金は最後の賣手其責任を負ふべし●但し他會員に於て切手通過の際不當なる遲延をなしたることを證明するに於ては其會員此責任を負ふものとす●買上なしたる株券又證券次の日一時(土曜十二時)に

引渡しなさゝれは更に通知をなし即坐の受渡にて再ひ買上をなし得べし再買上より生ずる損害は其違約會員より辨償せしむるとを得

第百三條　切手發行人切手日より滿十三日間其買上け權利を執行せず又試みずして經過なさば賣手は其引渡なさゝる義務責任を免るゝものとす尤も賣手の依頼により又双方協議の上延期せし時は此限にあらず●而て切手の所有者は切手發行人に對し證券の引渡をなすべき責任を負ふものとす

第百四條　從來の株券又諸證券を新株券又は新證券に引換へ發行されたる場合には買手相當の時日內に賣手へ書面を以て之を請求なすに於ては此所有權を得るものとす●此請求は賣買取引として入帳し而て常例の如く實合をなすべし此請求可成は實行せらるゝ丈は取消狀にて勘定せんとを要す●若し實行せられさる場合に於て記名書換の爲め充分の時間あらは賣手は前以て通知をなし置き買手に舊株券にて取引を完結すべきを求むるとを得●若し取消狀或は舊株、舊證券にて取引を完結し能はざる場合に於ては委員會其直段を一定なし一時其勘定を付けしめ而て其金額は買手より特別受渡勘定日迄舊株又舊證券の買直段より差引せしむるとを得べし●委員會は實合を爲さゝる請求に關する爭論は特別受渡決算日後十日以內に持出さゝれは之を取上けず

第百五條　切手日の前日と切手日に於て取引所の書記は十二時に當時の市場直段より治定直段を定むべし而て此一定直段に非ざれは履行す可らず●治定直段に關する爭論又は之を定むる際取落しに係る爭論は取引所の書記及ひ委員二名の決議に隨ひ之を處置すべし

第百六條　決算日の朝に於て勘定未濟の總ての賣買取引は切手日の平均直段にて一時差金の勘定をなし之を操越さしむ然れども勘定決算掛の整理に從ふ諸證券は此限にあらず是等は切手日前日の平均直段を以て一時差金の勘定をなし之を操越さしむ

第百七條　會員へ二時三十分以後土曜日は一時後に公債又は株券を持參し之に對する支拂金を請求するを得ず

無記名證券に適用すべき規則

第百八條　特に期日を明示せず賣買取引せし約定は其期の受渡決算日に對し約定せしものとす●切手日又受渡決算に於て賣買取引せし約定は特に他に約するに非されは次回決算日に對し取引せしものとす

第百九條　委員會は受渡決算日二回以上の期限にて賣買取引を約せし結約は之を認識せず

第百十條　指示したる直段にて證券高を賣渡すべし又買取るべしとの請求高は下記の定數より少からざる者にして而て其定數以上何程にても約し得べき證券額を引請け得べし

一千磅の諸證券又拂込金領收證

七百五十法　佛蘭西公債類

株は　拾株

第百十一條　會員は亞米利加株又同保證狀の賣買取引の一口高は特に約束なきに於ては額面壹株百弗のもの十株又は五十弗のものは廿株即ち千弗以上の金額高を要求するとを得ず

第百十二條　特別に期日を約したる取引は其期日二時卅分土曜日は十二時三十分迄に買手代金支拂を怠りたる場合には賣手其證券を賣出なし之より生する損害金を買手に要求するを得

第百十三條　切手日十時と一時の間に於て切手面に直段を記載せずして之を通過すべし而して之に對し諸勘定は切手日の平均直段にて勘定なすべし●切手は明分なる數を記載し而て下記の金額たるべし

公債	一千磅	此乘數五千磅迄
イタリヤ公債	一千磅	同　五千磅迄
同	八百磅	同　四千八百磅迄

亞米利加公債　五千弗

佛國三分利公債　一千五百法

株數拾株

五百磅の株券に對する切手は其高の賣買又は端金に對し通過せしむるを得べし●之より少數の者は切手を用ずして勘定なすべし●切手は切手日の十二時三十分以後發行すべからず●切手を分割すべからず但し勘定決算掛に於て撰定されたる副委員之を必要と認むる時は此限にあらず●セキユリチーの受渡は決算日の翌日午前十時に初むべし●（證券類の受渡の日）●賣手は切手を請取るべし而て若し賣手規則第六十七條の定欵に從ひ直接の買手と決算せんとを欲せはセキユリチーを十二時三十分迄に引渡すべし●此規則にセキユリチーの受渡を爲すとを得べし●會員は切手面にセキユリチーを引渡すべき會員の從ひ通過したる切手幷に勘定決算掛を經て通過したる切手の所有者は決算日二時迄に姓名を裏面に記入するを要す●切手を發行せざる會員は二時三十分迄にセキユリチーに對し支拂はさるを得ず●買手は受渡定時內に引渡されたる部分に對し切手發行額迄幾度にても支拂を爲さゞるを得ず

第百十四條　會員は受渡日を除き營業日二時三十分迄にセキユリチーに對し代金支拂を要

求するを得土曜日は午後一時前

第百十五條　受渡日外に特に期日を約し取引したるセキユリチーに對し其期日に至り二時三十分土曜日は十二時三十分迄に賣方より引渡さゝる時は當日又は以後の日に於て買上けを爲すを得べし而て買上より生する損害は賣手の責任辨償するものとす●受渡日に對し買取たるセキユリチー二時三十分に渡されさるものは次日又は後日に於て市場へ掲示をなすべき一時間の買上廣告をなしたる後に買上曜日は十二時三十分前に執行するを得ず●而て買曜日は一時迄セキユリチーを引渡さゝる會員其辨償セキユリチー次日の一時土曜日は十二時迄に引渡さゝる時は市場へ廣告を爲さずして更に即坐受渡の再買上をなすを得而て之より生する損害は再買上を起さしめたる會員辨償の義務あるものとす●會員時間後に引渡されたるセキユリチーの番號を認むるとを怠りたる者は破約の節責任を有する會員を捜索せしむべし

第百十六條　會員滿二日間買上得べき權を利用せず又は買上を試みすして經過したる場合に一會員破約とし公布されたる時之より生する損害の責任を之に關係者なる賣手をして其責任を免れしむるものとす但し賣人の依頼又は双方協議の上買上を猶豫したる時は此限にあらす●切手所持人滿二日間セキユリチーを引渡さず經過したる場合に一會員破約とし公布されたる時之より生する損害の責任を免るものとす

第百十七條　取引所の書記は各受渡日二日前十二時に於て市場相場により各證券の治定直段を指定すべし●此治定直段にあらされは他に請求するを得ゑ

第百十八條　受渡決着日に於て總ての勘定未濟の賣買取引は二時三十分に於て取引所の書記平均直段を指定し一時差金勘定を爲さしめ之を次回の受渡決算日に繰越さしむるものとす

第百十九條　大藏省手形の賣買取引は無記名手形にして取引するものとす

第百二十條　佛國公債の賣買は他に特約するに非されは持參者渡の保證狀にて受渡すべし而て爲換相場は英貨一磅に付佛貨廿五法を一定のものとす

第百廿一條　外國利子切手其日の爲替相場にて賣拂たるものにして若し此代金拂渡されさる時は相當の費用相添へ利子札と引替すべきものとす

第百廿二條　諸證券にして時々元金の償還あるべき證券の買主は其受渡期日に先ち受渡を要求するとを得ず●賣買約定は元金償還せさる證券を以て受渡決算をなすべし●元金償還濟の證券にして不正の受渡をなせし時は買手は（償還されたる證券を請取り又は附屬

すべき利子配當を終りたる證券）此證券を當時償還なしたる時所持し居たる者へ證券を返戻し得べし或は其償還金を請求し得べし●但し買手の所有權利に屬する證券に限る又中間の賣買者は其責任なきものとす如斯賣渡の證券に關する要求は九ヶ月間以内に委員會へ申出されば委員會は之を取上げず

第百二十三條　買手は舊株と新株と引換發行なしたる場合には相當の時日内に書面を以て賣手へ請求するを得又は賣手會社へ相當の通知をなし置き舊券を以て買手へ引渡すことを得此等の請求は賣買取引とし改て入帳し突合を爲すべし●委員會は特別受渡決算日迄新券に對し相場を指定し舊券の代價より指定直段を以て差引勘定を爲さしむべし

第百二十四條　讓渡人は其證券の正當なることを保證するものとす若し讓渡人死去又破産或は株式取引所より退會したる場合には其責任は證券の切手を流通せし順序に從ひ各會員其責任を負ふものとす

第百二十五條　證券又は株券拂込領收證甚しく破損し居るか或は文言中必要なる部分明白ならざるものは完全證券と認めざるべし●破損したる證券又株券弁に利子札不足のもの或は不正なることに關し爭論起りたる場合は買手受渡後斯る證券を八日以上所持なせし時は讓渡人受渡の際其證券不完全なることを熟知し居ることを買手證明するに非されは委員會は認識せず

第百二十六條　英國弁に東印度の鐵道證券弁は借入金證券（デベンチュアル）に限り賣買約定せし日迄の利子は賣手へ其積數の利子金高を買手より支拂ふべきものとす但し殖民地又は外國鐵道に係る證券の利子は賣買約定直段中に加入し取引なすものとす

特別受渡決算日弁に新株券新證券類の直段掲示

第百二十七條　新證券の拂込金領收證弁に新會社の株券の賣買受渡は委員會特別受渡決算日を指定するものとす

第百二十八條　委員會は必要とする書類を差出さしめ其發行する新證券規則第六十一條弁に第六十二條に違背せすして詐僞の所爲なきことを證明するに於ては其領收證の爲め特別受渡決算日を指定すべし●外國弁に殖民地又他の借入金證券賣買取引の特別受渡決算日は其申込に隨ひ貸金掛の書記指定し而て委員會の評議に附する前滿三日間公布すべし●此申込は設立主意書公證人の寫謄譯又募集を約定なしたる權限を充分に證すへきものゝ其約定者又は代理者の約定金額相當の高なると正規に從ひ證明書を附添すべし●外國弁に殖民地又は他の借入金證券及領收證の利子配當英國に於て支拂ふべき分の直段掲示を許可するを得●但し此借入金證券は公けに契約法により發行し流通せしむる證券にして

而て借金の約定金高契約の權限幷に證券の種類枚數等を逐一詳記し而て約定者又は正當なる代理者自ら記名すべきものとす●證券は委員會の許可をなす迄は直段掲示するを許さず●外國に於て利子配當を支拂べき證券は其發行國に於て公けの相場會社場の掲示直段充分なる證據あるに於ては市場に掲示するを得

第百二十九條　外國の借入金證券其國に於て公に賣買取引直段を掲示するものは通常の受渡決算日に對し取引なす者とす

第百三十條　委員會は新會社株券の爲め特別受渡決算日を指定すべし但し事實を隱さん爲め虚説を爲し詐僞の所業等を爲すに非ずして又受渡の際及引渡後故障なき者にあらざれば之を認定せず

第百三十一條　取引所貸金掛の書記新會社の株券賣買取引の爲め特別受渡決算日を指定せんとを申込たる時は委員會へ呈出前株式取引所市場に一周間内公示すべし而て下記の書類を請求すべし●設立主意書は組合申合規則國會議院の免許狀の寫其他會社の組織法律上より組合たる證明書（此國會議院の免許其他の件は重に鐵道會社の如き政府に關係あるもの）株券申込狀頭取書記々名したる株式元帳申込株高幷に拂込濟の金高株券の金圓を差押ゆると能はさる旨を頭取書記より證明狀銀行へ預け金帳幷に其預金に對する銀行の證明狀等を要す

第百三十二條　委員會は直段目錄書中新會社の株相場を掲示するとを許可し得べし但し新會社は事實詐僞等の性質なき旨を充分に證明するものとす●規則第百三十一條に從ひ其要求に應ずべし而て其設立主意書を廣告すべし●有限責任會社は公稱資本額の半額より少らさる募集幷に申込金高の一割を拂込みたるものゝ資本募集の整理法其拂込高全部又幾分を問はす各其金高會社の成立により株金の拂込現金又他のものを以て支拂たる又支拂ふべきもの（假令は工事の請負人又は他に理由あるを以て會社の株券を分配せし類）の金高幷に特別分配すべき株數（若し之あらば）を證記したるものを要す●公稱資本額既に三分の二豫約濟の上公衆に募集したるもの（金錢代に株券を分配せし又特別分配せし株數を除く）又會社役員會社の財産を以て同會社の株券を買上るとを嚴禁したる規則あるもの●株式取引所の一會員をして會社より起業創立に關する總ての報告をなす爲め委任し而て委員會の質問に充分會社の諸項目を熟知せしむるものとす●代金支拂の爲め株券を以て分配なしたる事あらは千八百六十七年會社條例第二十九條に從ひ發行せし株券に對しインコポレーション記錄役へ呈出せしとを證する證明書を要す●海外諸會社の株券に對し其幾分部の拂込濟にして英國に於て配分なしたるもの特別の場合を除き其發

行國に於て公に相場掲示を許さゝる迄は直段目錄書に掲示するを許さず

第百三十三條　委員會の指定したる第一受渡決算日より十二ケ月内に新株を發行し又發行せんと欲する會社は特別の場合を除き直段目錄中より取除くべし

第百三十四條　委員會は仲買をして會社の起業創立に關し其會社の趣意事實發起人の委員の財産其他全般の事熟知せずして賛成者となり會社の委任を受くることを愼ましむべし

通常受渡決算日幷に直段掲示

第百三十五條　英利西諸證券の爲め委員會は受渡決算日を少なくも八日間前に指定すべし而て毎月第一の集會に於て外國の證券其他の爲め次後の切手日幷に受渡決算日を指定すべし●指定したる受渡決算日を書記公布すべし

第百三十六條　英利西ヲムニヨム(仝本錢)幷に拂込領收證の受渡日は右其支拂込の期日二日前たるべし但し火曜日に當るものは其前日の月曜日たるべし外國又は他の證券拂込期日受渡決算日に當る時は證券又領收證の受渡は其前日に執行すべし

第百三十七條　英利西幷に外國の株券又證券類の直段目錄書を委員會に於て發兌するものとす又委員會の許可を得すして會員之を出版賣捌爲すを得ず

第百三十八條　諸取引の直段は直段目錄書に掲示するを得但し市場に於て取引せし相當の相場にて會員間に取引せしもの又は賣買者一方より申出たる時委員其相手の誰れなるやを尋問せし場合に其姓名を答へ能はざる時は之を許さず

第百三十九條　取引格外の高なる爲め特別の直段にて賣買取引したる分に限り直段目錄書中に區別すべき記標を以て記載するを得

第百四十條　次回の受渡決算日に對し賣買取引したる英利西公債又は次の日に對し取引せし外國公債は直段目錄書に記載するを得●閉場中營業時間に對し賣買取引したる諸證券は直段目錄書に記載するを得べし●外國證券の賣買取引は利子期日を經過したる利札有無に不拘目錄書に記載するを得べし●ヲムニヨム(仝本錢)は其領收證の發行に對し又は次回の拂込に對し取引せしもの之を掲載するを得

第百四十一條　英利西證券類幷に印度四朱利付の公債は配當期日後に對し賣買取引したるものは利落として掲載すべし●但し英國銀行株は此限にあらず

第百四十二條　沽券狀にて讓渡すべき公債又株券の賣買取引定期中利子配當の期日に當る時は約定の際利子を除きたる者の直段を掲示すべし●又は定期中配當金の報告を爲したるものは次回の受渡決算の約定より利子を除きたる直段を掲示すべし●但し配當金は其記名主に支拂ふものなり●然とも會社は記名書換を停止する場合に株式取引所の定期次

回の受渡勘定期より停止するものとす●無記名證券は其配當日を除き利付にて掲示すべし●外國鐵道株は實施し得べきものに限り外國株式取引所の慣例に從ひ利子又は配當金を除き掲示すべし

第百四十三條　掲示は賣買取引の順序に從ひ記載すべし●若し掲示を取落したるものは一時前に賣買者より書面を以て金額、時間、直段を報告せば書記は委員會一名の許可を得て其取引時間の順序に從ひ記載するを得而て此報告書は次回の委員會に呈出すべし

第百四十四條　直段目錄表に掲示したる直段は頭取又は委員會二名の許可を得ずして取消すを得ず

破約處分

第百四十五條　約定を履行し得さる會員は頭取副頭取又は委員二名の命を以て破約者として公布し得べし

第百四十六條　取引所市場に破約者として公布されたるものは會員の資格を失ふものなり又身代限り或は負債を返濟し得さるものと確證せられたる時は假令市場内に於て破約せざるも同樣會員の資格を失ふものとす

第百四十七條　會員貸主と約定を履行し能はざる旨を私に通知せし時は破約者と内談を爲すべからず而て直ちに頭取又は委員會二名に宛破約者の姓名を通知すべし●委員會は其通知を得て破約者の姓名を公示すべし

第百四十八條　貸主破約會員と内談を遂け密に貸金の内金を請取りたる場合には其金額又證券を悉く沒收するものとす但し内談を以て請取りたる日より二ヶ年内に其取引露顯なしたるものに限る●沒收したる金額又證券は其後の貸主要求者に用ゐ現今取引の外は總て期日に至り受渡決算約定を爲せしものは此規則項目に從ひ處分するものなり

第百四十九條　會員にして定期決算日に先ち差金又は見込利益配當に對し現金を支拂ひ或は種々の賣買法により市場受渡決算日前報酬として請取りたる金圓は（支拂ひたる會員破約の節）債主一般の爲め本人へ返戻せしむべし而て破約會員は受取りたる金員を再ひ債主へ拂出すべし（其取引を取消す爲め此規則を設く）

第百五十條　債主如何なる事情あるも他債主に先ち破約者より請取りたる金圓にして他債主配分されたる金高より多額なる時は他債主と均一の額迄減せらるゝものとす而て其分餘は沒取すべし

第百五十一條　差金の貸金は破約者の財産に屬すべき差金請取たる又請取るべき總高に對し先取の權を有す

第百五十二條　破約の當日證券を引渡したる時は其日の平均直段にて證券の代價を破約者より請るとゝ雖ほ不足あるときは他貸主と同樣破約者の財産に屬すべき金高より要求するを得

第百五十三條　貸金の場合にて其抵當品下落せしとき破約者へ三日間内に實價ある證券に引替るとを要求するを得或は委員二名へ申出代理役員の指定する直段にて貸主此證券を引請るとを得べし若し不足を生する時は其差金を破約者へ對し要求するを得べし

第百五十四條　無抵當貸金は破約者差金の財産に對し要求するを許さず又二日間（營業日）より長き期限の貸金は破約者差金外の財産にも要求するを得ず而て破約會員より破約當日貸金を請取たる無抵當貸金は既に破約者の財産に屬せざるものと認め債主一般の爲め請取りたる金額を沒收するものとす

第百五十五條　差金勘定後二日間を經過し未だ請取らざる會員は破約者に對し要求するを得ず又破約者へ支拂ふべき差金に差引なすを得ず●若し期日を經過したる差金を破約の當日又其前請取りたるものは沒取するものとす

第百五十六條　委員會は株式取引所に於て賣買取引せしものゝ外は一切之に關係せず

第百五十七條　破約者は求に應し破約會員へ依頼本人の姓名を又は破約當日より十四日内に代理役員へ又は貸主に原帳簿諸勘定幷に破約當日の賣買取引の貸借表を差出さゝるものは再び入會を許さす

第百五十八條　破約會員其貸主と調和を遂け而て引續き破約者と公布されたる者は六ケ月再入會を許さず而て如斯破約者の保證人は其保證金の責任を免るゝものとす

第百五十九條　破約人ハ保證金の外に破約會員自身の財産より少なくも取引より生する損金高の三分の一を支拂ふものとす若し支拂はざる時は再會を許さず（假令客の依頼と雖らざるとを問はず）又は其損金保證金高より少き時は保證人辨償したる金高の三分の一を支拂ひなしたるに非されは再入會を許さす

第百六十條　會員は株券又證券に對し不合格なる切手を發し又は理由なく流通を差止むる爲め損害を生し勘定日に於て破約者と公布されたる會員は其破約の日より少も一ケ年間再入會を許さず但し委員會へ充分其不合格なると又は差止めたるとき其義務を盡し能はさるとを自認し居たるとを證明せざるべからす

第百六十一條　會員は破約者の爲め委員會幷に債主の許諾なくして賣買取引なすを得ず又破約者取引所へ入會を許されざる間は同人と賣買取引なすを得す

第百六十二條　會員は依頼者と他會員との間に破約あるを知りつゝ其依頼者本人と取引な

すを得ず（若し會員と依頼者と滿足なる私和を遂けたるものは此限にあらす）

第百六十三條　會員は破約者に對し其要求を他會員（債主）の許可を得ず又委員會の許可なくして破約者へ請求するを得ず而て委員會の許可を得債主集會を爲し破約人の撰定したる會員を代表せしむるを得

第百六十四條　債主たる會員破約者に對し要求權を委員會の許可を得ずして會員外のものに賣渡し又は讓渡すことを得ず斯る讓渡は直に代理役員へ通知すべきものとす

第百六十五條　破約者の債主死去せし時は債主の遺産引受人に配分金を支拂ふものとす若し債主破約せし時は其配分金其貸主に支拂ふものとす

第百六十六條　破約者の再入會申込たるものはいろは順に撰出すべし三名の副委員を會員より撰擧し再入會申込人の行爲幷に勘定等を調査することを職務とす而て委員會は申込人再入會に係る本人の自名自記したる財産一覽表と共に副委員會の報告を呈出するを待て處辨するものとす

副委員會の注意すべき箇條

第一　其決算勘定中取引きたる株券又は證券類の最大殘額。銀行勘定。幷に破約當時の賣買取引殘額を調査すべし而て其取引は依頼者の勘定なるか又は自己の取引なるか其金高を詳細に識別すべし

第二　破約の支拂金總高を調査すべし取引所にて集金したる金高。依頼者より領收したる金高破約當人持出したる金高又は其他財産（之あらば）を各〻別々に明示すべし

第三　破約者の破約前後の行爲を取調べ而て代理役員に就き破約者の再入會申込に不都合の事實等債主集會に於て發見なしたるや否や又他會員より代理役員へ申出たる事件等なきや否や等尋問を爲すべし

第四　破約者は規則第百五十九條を破りたるものなるや否やを慥むべし

第百六十七條　破約者の再入會を二種類に別つものとす

第一類　依頼者の違約より起りたるもの又は他の事情より起りたるものにして不信の所爲なく又取引所の規約を侵したることなくして其取引は身代相應にして常に行爲過失なきものなり

第二類　至當の注意を怠りたるもの又無分別の所爲著しきもの等なり●破約者再入會に係る委員會の決議は市場に三日間掲示するものとす

第百六十八條　破約者身代限を命せられ其負債を弁償し終らざるもの再入會を申込には總て副委員會の尋問に應ずべし

第百六十九條　委員會に於て毎年二名又以上の會員を代理役員に撰定し撰任せしむるものとす●其職務は破約者より諸勘定の原帳簿貸借金一覽表を請取り債主集會に參列し破約者を招出し各勘定を嚴密に取調べ正不正の件各賣買約定に付て探索するものとす而て取引所の規則幷に慣例を遵守し破約者の財産を取扱ふものとす

第百七十條　代理役員は各取引所會員二名以上の保證人を要す而て其保證人より英貨千磅の保證金を差入れしむべし●代理役員の職務上監督する資金又財産を缺乏するか又私用し或は不正の所爲ある場合に於て各保證人は委員會の命に從ひ其保證金を支拂ふべし

第百七十一條　代理役員は其集金したる金額を同人の名義にて銀行に預け置き成丈速に配分なすべし

第百七十二條　代理役員は破約者の掲示を爲す前直に市場相場の直段を公に指示すべし●此指定直段にて破約者と總て取引あるもの代理役員へ賣拂又買戻をなし其勘定をなさしむるものとす●是より生ずる損益の差金は代理役員へ支拂又は要求するを得るものとす其指定に就き爭論起りたるときは委員二名にて決定すべし

第百七十三條　代理役員は破約者に屬すべき差金にして其期日に至らされは要求するを得ず

第百七十四條　代理役員は委員會取引所規則に從ひ特に批准せざる又は認識せざる取引のものより生したる損害の差金を破約者に對し請求するを許さず

第百七十五條　代理役員は毎月一回委員會へ破約者に屬する差引金の勘定書を呈出なすべし而て委員會は其差引殘金至當なりと認むる時は株式取引所の保管金掛へ引渡すべきを命ずべし但し債主へ配分の爲め又代理役員の要求により委員會許可を爲し代理役員へ支拂の爲め委員會は保管金掛より引出すことを得●右の如く引渡したる差引殘額若し取引所保管金掛の手に保管し在る殘金の計算表を毎年十二月三十一日に株式取引所會員の爲に代理役員之を調製し委員會々議所内に備へ置くべし●毎年三月一日に於て代理役員は前年間取扱ひたる破約者の支拂し配分金の諸計算表を委員會へ呈出すべし●破約の爲め集金したる財産は代理役員の保管する帳簿に書留め置くべし

第百七十六條　代理役員への酬勞金は左の比例に依るべし

一磅より一千磅迄集金したる額　五朱
一千磅より五千磅迄同斷　二朱
五千磅以上同斷　一朱

同決算幷に再配分に於て他の破約者より請取たる金額は上記の半額の割合を給すべし而て上記の割合にて給し能はざる證券類の分配の場合且又特別の手數等を懸けたる場合は總務委員會へ訴へ其判決に從ひ特別の報酬を受くるを得べし

第五章　倫動株式取引所賣買法及受渡法

定期取引及直取引の二樣とす而して毎月總務委員より通常の受渡日を定むと雖とも大概二週間を以て一期とす通常受渡は遲くとも一週間前に指定するものなり蓋し毎月第一の集會に於て其翌月の受渡日を指定し書記をして直に之を報知せしむ而して特別受渡日は新會社の株券及ひ新證券の拂込金及ひ領受證に關する事項の請求に應し委員會に於て指定するものなり

受渡の方法第一通常受渡は委員會の指定したる受渡日に取引所内の手形交換所に於て執行するものなり若し決算日の朝迄に計算未濟の分は切手日の平均直段を賣買差金の決算を爲すの法にして又一時決算濟と見做し次回の受渡日に操越さしむ而して特別の契約を以て賣買する受渡日は其期日の二時三十分土曜日には十二時三十分迄に受渡を爲すべき者なり取引所場内に於て其時間内賣買する時は仲買人は依賴者の物と自己の物とを問はす取引所に於て賣買商に對し需用物の價格を立つることを請求し其價格に依て隨意に締結するを得但其直段を立つるの方法は仲買人及賣買商の間に行はるゝものにして例へは日本鐵道會社の株券の價格は幾何なるやを賣買商に問ふ而して賣買商答ふるに賣渡す場合に於ての價格は九十六圓にして買受くる場合に於ての價格は九十五圓なりと號呼するときは仲買人は其隨意に撰擇するを得而して其締結する際に於て特に枚數を指示せずして締結したる分は公債一千磅株券五百磅を超過せざる證券拾株或は五千磅の額にまて取引せしものと見做す且又期日を豫定せすして締結したる賣買は委員會の指定したる受渡日に順し取引したるものとす而して其取引を締結したる后各自の手帖に記入し備忘紙を交換し其翌日取引所内の寄合室に於て賣買者双方の手代を出張せしめ午前に必す寄合を爲して以て取引所に報告するものなり

以上は普通の定期賣買にして又撰擇賣買も亦た盛に行はるゝ蓋し此賣買法は元紐育取引所に於て行はるゝ撰擇賣買より起因したるものにして只其異なる所はスプレットイーグルの賣買は未た行はれざるなり又斯にデーラーなる者あり素より仲買人なれとも特種の株券を賣買するもの其株券の高低によりて利益を博ふせんと欲するものなり右は賣買及受渡の綱領にして尙は細密なる事柄は規約に讓るものなり

賣買證據金　當取引所に於ては仲買間には斯る規約なしと雖依賴者及ひ仲買の間或は特別

の約束ある場合に於ては矢張紐育取引所の如く時價一割の證據金を取るの慣例あり

賣買違約者の處分　賣買上違約の事あるに當ては違約會員初め入會するとき五百磅つゝを保證したる保證人三名より辨償するの成規にして取引所は敢て違約者の私有財産に渉り處分するの權なし然れども若し違約會員にして再ひ入會せんと欲する時は損害額に對する三分の一を支拂はさるべからず又損害額保證金より少額なるときは保證人より辨償したる金額三分の一を支拂ふにあらざれば再び入會する事を許さゞる規定なり

口錢　仲買人口錢は賣買商と全しく一定したる割合を爲すものにあらず賣價及び買價より生するものなるに依り容易に上下するを得るものなり然れども依頼者に於ては最も不利益を感する故に公債及ひ株券の種類により賣買額千二百分の一乃至六百分の一の口錢を課する事と爲せり左に割合の一斑を示す●英國及外國公債　百磅に付　二志半●大藏省證券百磅に付　一志●殖民地及ひ米國政府公債及鐵道株券　百磅に付　一志●五磅以下の株券一株に付　一志●五磅乃至拾磅の株券　一株に付　一志半●拾磅乃至廿五磅の株券　一株に付　二志●廿五磅乃至五十磅の株券　一株に付　五志●五十磅乃至百磅の株券　一株に付　十志

第六章　取引所建築會社維持法

倫動取引所建築會社に關する事項は既に沿革志に於て畧述せし如く取引所と建築會社とは全く其性質を異にし畫然分立したるものにして初め該會社を創設するに方りて資本金として二萬磅を四百株に分ちて募集したりしに爾後維持法に不足を感し爲めに株券を增發し廿四萬磅の額に達せしめ之を二萬株に分てり然れとも家屋の價漸次に騰貴し取引所も亦た益々繁榮を來し該會社の收入も從て增加し一千八百八十六年の後期より翌年前期に渉る會計年度に於て一株に付四磅十五志則ち四割の配當を爲せりと云ふ現今取引所全躰の建築物の價は金貨五百磅以上なるべし株主は一層其鴻益を圖り取引所建築物を抵當として更に廿四萬磅三朱半の利子付負債券を公衆に募集し再築を爲せしと云ふ又た取引所內賣買取引に必要ならざる場所は他人に貸與して家賃を取れり左すれは該會社の收穫する處は實に夥多なるものにして第一會員及手代の入會料第二會員及び手代の醵金第三貯蓄金の運轉より生する利益及ひ家屋貸與料にして此三項より生する收入額は毎年十三萬磅の巨額を看ると云ふ然れに右總額より役員給料及建築物修繕費其他の諸經費を扣除するも尙ほ四割の配當を爲すを得ると云ふ右は毎年の平均高を擧けしものにして千八百八十八年より千八百八十九年即ち昨年に跨かる株主配當は（拾貳磅拂込の株）一株に付き五磅七志六片を配當し而して尙ほ三千磅の積立金に一千二百拾磅を次期勘定に操越せしと云ふ

一千八百八十九年の定額●五百ギニー　入會料（四年以上手代と爲つて取引所に出入せざるもの）●三百五十ギニー　仝（四年以上手代と爲つて取引所に出入したるもの）●三十ギニー　醵金（千八百七十九年以後に入會したるもの）●二十ギニー　仝（千八百七十九年以前に入會したるもの）●二十ギニー　專任手代入會料●十ギニー　手代入會料●十二ギニー　手代醵金

倫動取引所營業者の信用

當取引所は會員に制限なしと雖とも左の事項に牴觸するものは會員たるの資格を有せざるものなり●滿廿一歳以上の男子たるもの●外國人なれは二年以上の歸化人たるもの●自ら主人となり若し他人の手代と爲て取引所以外の業務を營む者たらざるもの●若し既婚者なれは其妻は他に商業に從事せざるもの●取引所の會員たらざる人を以て組織せる會社組合中に在るものは皆各自獨立して會員たらんと欲せは右會社組合中に在るも中に在るものは會員たるを許さす此場合に於て會員たるの名義を以て加入するを許さす●身代限の處分を受けたるものは法律上の義務を終はる後にあらされは入會するを許さす斯く確實なる會員を以て組織したるものに依り其營業を爲すに於ては自然着實の氣風を存す故に其責任權限を論するに當りては其性質の結果として觀るべきものあり而して其責任權限は會員中より擇擧したる三十名の總務委員に委ね賣買取引に關する一切の權利を掌握せしむ其違約者を處分する如き職權の赫々たること恰も公任判事と少しも異なる處なく反て信を總務委員の決議に歸するものゝ如し若し總務委員會の裁決を以て不當とし普通裁判所の判決を仰ぐが如き不穩の所爲あるときは總務委員會は直に退會を命するの權を有す左れはこそ會員間に偶々紛議を生するとあるも可成的組合に於て調和の策を講し總務委員會を開くことを嫌ふの傾きあるは一二會員間の德義を維持せん爲めに出ざるなし是の故に世の信用を博する固より偶然にあらす古來慣用し來りたる恵賜にして假令一朝一夕にして其信用を殺かんとするも決して得べからざる事實なり

第七章　倫敦株式取引所市場に於て諸證券或は諸株式の賣買申込に對する承認

當取引市場に於て新會社の證券或は株式を賣買せんと欲するときは別に承認料を要せずと雖も其賣買の爲め登錄の申込を委員會に爲すに先立ち一週間內株式取引所市場に於て左の諸要件を公示せざるへからず●營業の目的●組合規約●國會議院免許狀の寫●會社の組織●法律上會社たる證明書●株式申込狀●頭取及ひ書記の記名したる株式の元帳●申込株高及ひ拂込濟の金額●株式の金圓を差押ゆると能はざる旨を證明したる頭取及書記の證明書●銀行へ預けたる金額及ひ其金額に對する銀行の證明書

而して委員會に差出すに及んでは委員會は右諸要件を質問し果して正當と見認むるに於ては登錄の手續を爲すものとす蓋し新會社は株券賣買登錄の申込を爲すに先立ち株式取引所會員一名にして該會社の組織法及ひ諸要件に關する眞否を探知せしむ而して委員會は右事項を訊問するに際し該會員をして其眞僞を審判せしむる爲め列席せしむる新會社員の答辯中若し事實を隱蔽する乎或は詐僞の所爲等あるものと見認むる時は直に其旨を委員會に詳述し其登錄を拒絶せしむ

諸證券諸株式の種類　當取引所に於て賣買取引する處の諸證券及諸株式の數は枚擧に暇あらすと雖ども其重なる分は左の如し●政府公債●利子札●外國幷に殖民地の株券●外國政府公債●合本會社株式●會社負債券●拂込受證●

第八章　仲買人の資格人員定限の有無及ひ其加入法權利義務

人員定限の有無　倫動株式取引所會員には定限あるとなし千八百八十九年即我明治廿二年多期には其數二千九百四十七名あり然れども倫敦取引所會員は仲買の業務を執るものと周旋商の業務を執るものとありて其精數を知ると難し之に反し紐育株式取引所の會員は悉く仲買にして千百名の定員なり

仲買人の資格及ひ加入法　倫動株式取引所に加入せんと欲するものは左の資格を具へさるへからす●英國の臣民にして丁年以上の男子●規定の入場料入會料を納むるもの●三人（入會申込人四年以上手代たりしものは二人）の保證人を立つるを得へきもの

但し保證人は左の資格を具ふるを要す●四年以上繼續したる取引所會員なると●義務約束を全ふし一度も他人に償金を掛けたると無きもの●入會申込人に於て入會許諾の日より四年を出さる間に破約等のとあるに於ては其申込人の債主に對し保證人三人各五百磅宛を仕拂ふへきとを取引所に向て保證すへきと●入會申込人四年間會員の手代たりし場合に入會許諾の日より四年を出さる間に破約等のとあるに於ては其申込人の債主に對し保證人二人各三百磅を仕拂ふへきとを取引所に向て保證すへきと●申込人の從來幷に現在の經歷財産を熟知し十分入會するの身分なるとを委員に知らしむると●申込書類に自記々名し得るもの●銀行と取引を爲すもの

左の諸項に該當するものは仲買たるとを得す●外國人英國民籍に入籍して未た二ヶ年を經過せざるもの●株式取引所に於て取扱ふ業務の外他の營業に從事するもの●株式取引所に關係なき商店の主人又は手代●公債株券の賣買を爲す他結社の社員若くは入場料を拂ふもの●申込人の妻商業に從事するもの●身代限の處分を受けて未た返濟の義務を了らさるもの●負債を辨償し得さるとを證明せられたるもの

加入申込に三種ありて新規加入繼續及舊會員再加入是れなり新規加入者は上に掲くる資格を有すへきは勿論規約中規定する所の入會手續を經且入會規則附錄に載する處の書面を一々差出さゝるへからす繼續者は唯繼續届を出すを以て足れりとす

破約者にして再入會を申込む場合に於ては總務委員會は會員中より副委員を任命し破約者破約の爲め退會を命せられたる當時の始末は代理役員に就き聞糺さしめ又自ら退會後負債償却の成蹟及ひ目下本人の行狀信用等を調査して報告せしめ其報告により入會を許否す若し破約者にして二回の投票に於て拒絶せられたるものは特に召集したる十二名より少からさる委員會の四分の三以上の同意を得て再加入するとを得へし●又違約したるともなく且つ身代限を受くるとなく或は破產したると無き舊會員にして一ヶ年間醵金を繼續せざりしものは二名の會員より其再撰を紹介するとを得而して別に保證人を要せず又二ヶ年間醵金を繼續せざりしものは新入會申込と見認められ新規加入の手續を爲さゝるへからず

仲買補助員又は代理人　倫動株式取引所會員にあらすして入場し得るものは會員の手代及ひ專任手代なり手代は場內に在りて傭主を補助すと雖とも代理を爲すとを得ず專任手代は雇主の代理人にして市場に於て賣買立會を爲すとを得るなり然れとも自己の名義を以て取引を爲すとを得ず今手代專任手代入退會の手續資格及權限責任の概畧を述ふへし

手代の入場許可を得んと欲し又は他の會員を手代として使用せんと欲する會員は書面を以て委員會に申込むへし若し其手代にして入場申込前株式取引所に於て賣買に從事したるものなるときは同人の姓名宿所幷に申入會員の姓名と共に委員會に申込を爲す前八日間之を市場に揭示すへし專任手代の入場許可申込會員は書面を以て委員會に申出つへし而して其會員四年間の保證期限未滿のものは其保證人の承諾を得ざるへからず破約會員にして他の會員の手代と爲らんと欲するものは傭主會員より委員會に申込を爲したる後特に召集したる十二名以上出席の委員會に於て四分の三以上の贊成を得ざるへからす●手代と爲るには左の資格を要す●十七歲以上の男子●入會料十ギニー醵金十二ギニーを納むるもの●專任手代となるには左の資格を要す●丁年以上の男子●株式取引所會員の手代として二ヶ年務めたるもの●傭主の營業に從事するの外他の賣買取引を爲さゝる者●入會料二十ギニー醵金毎年二十五ギニーを納むるもの

已に入場したる專任手代の代理權は傭主より代理權の取消を委員會に申出ざる間は有功のものなり故に專任手代か其資格を以て爲したる契約上私犯上の行爲に就ては傭主は其責に任せざるへからず然れとも無抵當の借入金錢に對して傭主は特に其目的を以て代理せしめたるにあらざれは其責に任ぜず證券幷に株引受の申込に關しては代理人は傭主の承諾なく

加入申込に三種ありて新規加入繼續及舊會員再加入是れなり新規加入者は上に揭くる資格を有すへきは勿論規約中規定する所の入會手續を經且入會規則附錄に載する處の書面を一々差出さゝるへからす繼續者は唯繼續屆を出すを以て足れりとす

破約者にして再入會を申込む場合に於ては總務委員會は會員中より副委員を任命し破約者破約の爲め退會を命せられたる當時の始末は代理役員に就き聞糺さしめ又自ら退會後負債償却の成蹟及ひ目下本人の行狀信用等を調査して報告せしめ其報告により入會を許否す若し破約者にして二回の投票に於て拒絶せられたるものは特に召集したる十二名より少からさる委員會の四分の三以上の同意を得て再加入することを得へし●又違約したるともなく且つ身代限を受くるとなく或は破產したると無き舊會員にして一ヶ年間醵金を繼續せざりしものは二名の會員より其再撰を紹介することを得而して別に保證人を要せず又二ヶ年間醵金を繼續せざりしものは新入會申込と見認められ新規加入の手續を爲さゝるべからず

仲買補助員又は代理人　倫動株式取引所會員にあらすして入場し得るものは會員の手代及ひ專任手代なり手代は場內に在りて傭主を補助すると雖とも代理を爲すことを得ず專任手代は雇主の代理人にして市場に於て賣買立會を爲すことを得るなり然れとも自己の名義を以て取引を爲すとを得ず今手代專任手代入退會の手續資格及權限責任の概畧を述ふへし

手代の入場許可を得んと欲し又は他の會員を手代として使用せんと欲する會員は書面を以て委員會に申込むへし若し其手代にして入場申込前株式取引所に於て賣買に從事したるものなるときは同人の姓名宿所幷に申入會員の姓名と共に委員會に申込を爲す前八日間之を市場に揭示すへし專任手代の入場許可申込會員は書面を以て委員會に申出つへし而して其會員四年間の保證期限未滿のものは其保證人の承諾を得ざるへからず破約會員にして他の會員の手代と爲らんと欲するものは傭主會員より委員會に申込を爲したる後特に召集したる十二名以上出席の委員會に於て四分の三以上の贊成を得ざるへからす●手代と爲るには左の資格を要す●十七歲以上の男子●入會料十ギニー醵金十二ギニーを納むるもの●專任手代となるには左の資格を要す●丁年以上の男子●株式取引所會員の手代として二ヶ年務めたるもの●傭主の營業に從事するの外他の賣買取引を爲さゝる者●入會料二十ギニー醵金毎年二十五ギニーを納むるもの

已に入場したる專任手代の代理權は傭主より代理權の取消を委員會に申出ざる間は有功のものなり故に專任手代か其資格を以て爲したる契約上私犯上の行爲に就ては傭主は其責に任せざるへからず然れとも無抵當の借入金錢に對して傭主は特に其目的を以て代理せしめたるにあらざれは其責に任ぜず證券幷に株引受の申込に關しては代理人は傭主の承諾なく

して爲すを得ず

手代を解雇し又は專任手代の代理權を停止せんと欲する會員は書面を以て書記長に通知すべし書記長は之を委員會に報告し然る後全會員に通知すべし破約除名者の手代は入場を禁せらるべし死亡會員の手代は未濟勘定を處分する爲め委員二名の許可を得て入場するとを得べし

第九章　市場管理法

倫動株式取引所の整理も亦た場長の擔任する處にして其管理の方法紐育取引所と大同小異なり

會員又は會員の人員に定限ある理由　紐育株式取引所に反して現時定員あるとなし今其由來する所を尋ぬるに昔時は定員の制度なりしか當時の定員は甚た僅少にして取引所の入費は割合に多額なるか爲め取引所は從て多額の入場料を會員に課せしかは會員其負擔に堪ゆると能はす遂に定員の制限を解き規約に定むる資格を供へ手續を爲すものは何人と雖とも入會を許すととし以て今日に至れり

會員資格の賣買方法及其價格　倫動株式取引所會員には定數なきを以て會員株の賣買なしと雖とも倫敦株式取引所建築會社株主は取引所會員に限り其株の賣買も亦た會員に限り會員外に賣買するとを許さゝるか故に拂込十二磅の株にして當時は百五十磅内外に賣買せり

第十章　各種賣買の相場揭出の方法、連日相場表發刊の方法

倫敦株式取引所に賣買直段を市場に揭示するとなしと雖とも賣買者双方より其取引直段を同所の事務員に報告するを以て習慣とす蓋し其報告を必要とする所以のものは之を相場表に記して以て各客先に對する賣買上の信用を得んと欲するの意思に出たるものなり

事務員は右の報告に接するや直に相場表に記載すべしと雖とも賣買者一方の報告而已なる時は其相手方の姓名を質問すべし若し其答辨にして曖昧なる時は其記載を承認せざるものとす而して又多額の賣買の爲め特別の直段にて取引なしたるものに限り相場表中區別すべき記標を付して之を記載するものなり總て此の相場表に記載したる價格は頭取又は委員二名以上の許可を得るにあらざれば取消すとを得ざるものとす

相場表は總て取引所に於て出版發賣（一枚拾貳錢五厘）すべきものなりと雖とも各會員に於て特判の注意を要する株式若くは證券の賣買にして相場表の發兌を待つの暇なき場合に於ては委員會の許諾を得其相場付を刋行するとを得るなり●右は倫敦株式取引所現今の有樣なりと雖とも昔時に在ては市場に塗板を掛け之に賣買直段を揭示し或は又讀み上げ等の法ありしか漸次賣買の繁忙なるに及で遂に之を擧行するに能はざるに至れり

第十一章　役員及ひ其責任權限

倫敦株式取引所の役員に關する事項は規則に詳なりと雖とも一目瞭然たらしめんが爲め其職務權限に關する部分を摘記すべし●同所の役員と稱するもの左の如し●總務委員●正副會長●書記役●代理役員●貸金掛書記●決算掛書記●正副場長

總務委員職務權限　取引所一切の處務を整理すると●委員撰擧の方法　會員幷に手代の入會退會或は中止　賣買上必要なる方法幷に款令　取引所の整理方法其他會員の行爲等に附き其職權に戻らざる限り隨意に規則幷に章程を制し得べし●現行の規則章程を改正增補すると●委員撰擧に關する爭論を判斷すると●委員會の討議定員數を定むると●委員中の反則者若くは破廉恥者を除名し或は之を中止すると●會員中の反則者若くは破廉恥者に向て其最も適當と認むる方法に依り之を譴責し又は中止除名等を申付くると●受渡決算日を指定すると●相場表の出版を宰ると●正副頭取を互撰すると●委員外より書記長貸金掛書記及代理役員決算掛支配人幷に正副場長を撰任すると

委員の事務を左の二課に分つ●通常事務　會員及ひ手代の出入を報告し且つ例會記事を朗讀し其可否決を記錄すると●特別事務　會員一般の利害に關すると●訴訟事件の諮問究察をなすこと

退任　不正の行爲ある委員は總委員三分の二の投票を以て退任せしむるを得べし

正副會長の職務權限　會議の節議論二派に分れ各同數なる時之を判決すると●臨時會を開くと●約定を履行するとを得ざる會員を破約者とし公布すると●但し此場合に於て二名の合議を要すべし●入會申込人及ひ其紹介人に對し身分幷に其保證の都合を質問すると

書記役●職務權限　買上若くは賣出を執行すると●切手日の前日若くは其當日に於て治定直段を定むると●會員の入會幷に手代解雇若くは其代理權を停止する諸願書を受領し之を委員會へ報告すると●組合に關する凡ての公示に副署すると●組合目錄書を調製すると

代理役員の職務權限　破約者より諸帳簿を受取り債主集會に參例して取調を爲したる上破約者の財產を取扱ふものとす●破約者の揭示を爲す前其指定直段を市場へ揭示すべし●每月一回破約者に屬する差引金の勘定書を委員會へ呈出すべし而して又每年三月一日に於て前年間取扱ひたる計算表を呈出するものとす

身元保證　代理役員たるものは英貨千磅の保證金を差入れたる會員二名以上の保證人を要すべし

報酬　左の比例によるべし●一磅より一千磅迄集金したる額　五朱●千磅より五千磅迄同上　二朱●千磅以上同上　一朱

貸金掛書記の職務　諸株券の貸借或は現金の貸借に係る一般の事務に從事するものなり
決算掛支配人の職務　各會員より報告する處の計算及ひ出納上の事務を整理するものとす
正副場長の職務　賣買立合を監督するのみにして別に職權なきものとす

第十二章　役員撰擧法

倫敦株式取引所の役員には二種ありて會員總會に於て撰擧するものと是れなり
毎年三月廿日（日曜日大祭日を除く）會員總會を開き投票を以て會員中より三十名を撰擧す之を總務委員と名つく毎年會員總會に先つ十四日前に於て撰擧會を施行すべき旨を市場に掲示す又再撰を辭せざる委員の姓名候補者の姓名を撰擧會に先つ三營業日間市場に掲示す
會員は撰擧日に先つ四日前に於て再任新任を問はす某氏を候補者に指名せんと欲するやを會員二名自筆記名の書面を以て書記長に差出すべし是に於て書記長は再撰を辭せさる委員と新任候補者の姓名を判然區別し易き樣印刷して之を投票用紙として會員に配付す
撰擧當日に至り各會員は投票紙を取り列記したる候補者連名中に就て己の撰擧せんと欲する候補者三十名の姓名の下に×印を付し投票函に投するなり

開票の時に至り投票紙を調査し×印の最多き者より順次三十名を當撰者となすなり若し正當なる撰擧を遂け得さる時は委員は直に再撰擧を施行す而して委員に撰擧せらるべき會員は撰擧日迄に滿五ヶ年間業務に從事したるものならざるべからず●總務委員の撰擧に係る役員には總務委員の互撰に由るものと委員外の會員より撰擧するものとあり●總務委員會の第一會に於て會長副會長各一人を互撰す●總務委員會に於て委員外の會員中より左の役員を撰擧す●書記長一名●株及貸金掛書記一名●代理役員二名●決算掛支配人二名

第五編　獨逸伯林のブールス

第一章　伯林商人組合規則

第一　組合員資格

第一條　此商人組合に入るを許さるゝものは規則三條の定むる處に由り凡そ伯林市中及びシャロテンブルグに於て商業を營む者（獨逸商法第四條に定むる處に由る）及び合本會社弁に其代理者とす

第二條　組合員の資格は單に各個人とす即ち合本會社にあらざる商業會社は社名（看板）を以て組合員の資格を得るを許さず

第三條　此組合に入るを許さゞるものは●第一　後見を受くる者●第二　賤業者●第三　其財產を商業上の身代限に充て未だ舊狀に復せざる者●第四　小賣廻商小賣雜品其他商法第十條に揭ぐる商人及び工人

第四條　組合入會願は組合長老に宛て書面を以てすべし

第五條　此會の組合員は此地に於て營業上に要するときは現行規則に從ひ此組合に屬し或は組合の差配に屬する設置物及ひ裝置を使用するを得●殊に組合員は第三十八條より四十條に定めたる割前高の外別に入場料なく取引所條例に從ひ取引所集會に列するの權あり

●但し婦人及ひ合本會社は商人組合長老に屆出たる代理人を以て取引入場の權を行ふへし代理者は商人組合員にあらざるも可なり

第六條　婦人及ひ合本會社を除くの外組合員は總て長老及ひ會計委員の撰擧及ひ長老仲間會計委員仲間に撰まるゝに付き弁に第二十四條四項に揭くる事件の取扱及ひ會議に付同一の權を有するものとす

第七條　六條に揭ぐる組合員の權利は次の場合に中止す●第一　裁判上の監督に付せらるゝとき●第二　裁判の裁決に由り公民權を失し或は暫時禁止せらるべき所行に由り告訴せらるるとき●此場合の外長老の決議により組合員の權利を中止することあるへし●第三　裁判上身代限をなさずとも債主より處分せられ或は商業上より生したる負債償却義務を充たさゝるもの

組合員權利中止の決議は千八百六十六年四月二十日の取引所條例第五條に定むる處の方法に從ふ●權利中止は左の場合に於て終るものとす（復權の意）●第一に付ては裁判上監督の廢止●第二に付ては告訴に付き法律上有効の判決により●第三に付ては權利中止決議の廢止即ち拂濟布告或は滿期に由り債主を滿足したるの證あるときは權利中止を廢す

第八條　組合員資格を失ふの場合●第一　死亡●第二　第十一條に從ひ自意に退會すると

き●第三　法律上有効の裁決に由り公民權中止及び其施行を中止せらるゝとき●第四
身代限り

第九條　長老は退會者を再び會するに付き裁決を行ふ即ち一旦身代限に由り或は裁判宣告に由り退會したる組合員破産の後舊狀（身代限法三百十條）に復し再ひ公民權を全有したるとき

第十條　長老再入會を禁し或は組合員を中止し或は退會せしむるときは其組合員は歎願することを得（第四十五條）

第十一條　退會は年末を常規とす組合員にして自個商業を全廢したる時に限り此常規に從ふを要せす但し組合員の責任組合員分配償却すへき組合の負擔或は分配支拂すへき負債に付ては普通の法律の定むる所に由る

第十二條　組合員記名は取引所記錄簿に掲け時々の變狀を附記す其他毎年組合員名簿を刊行し商務省幷にポッタム縣廳に呈す其他の公署或は人々組合員名簿を分與するは長老の推度に任す

第二　組合共同の事項に付き

第十三條　組合共同の事項は●第一　此地諸種商業上の利害●第二　商業上に使用する公共の設置、及び建物にして商人組合の財産に屬し或は同組合の支配に屬するもの●第三　商人組合が組合として所有し及び所有すへき特別財産即ち土地、資本、動産及ひ慈善資●第四　其他組合の有し及ひ後來有すへき特別の權利●第五　各組合員の組合全躰に對する關係

第十四條　組合は伯林商業を益する爲め公然に命せらるべき人を撰み及ひ其確定を乞ふ即ち殊に商業仲買人、貨物鑑定人、營業支配人、測量人、丈量人、檢視人、物品整理人其他總て公然の命を受け貨物の量及ひ質幷に其荷造りの正否を視定すへき人

第三　長老に付き

第十五條　組合共同事項の支配組合財産の處置の如き總躰の事件に付き組合を代表する爲め組合中に一の役員を撰ひ之を伯林商人組合長老と名け組合の頭取役となす

第十六條　長老は此規則に從ひ總ての處置及ひ法上の事務に付き第三の人及ひ公署に對し法律殊に民法一款十三章九十九條より百條に掲ぐる所に從ひ部理代理を要するときは之を行ふの權あり組合内部に於ても亦た長老は總て組合事務に付き決定及ひ執行の權を有す但し此規則第三十二條に從ひ財政委員の同意或は共議を要するの場合は此限にあらす

第十七條　此規則第十五條に掲ぐる組合頭取役は二十一人を以て組成し第十九條に定むる

所に由り三年の期限を以て第六條第七條に基き被撰資格を有する組合員より撰擧す

第十八條　第一　長老仲間は三年滿期のものより毎年退職するものとす●第二　退職者を重撰するを得、通常の退職幷に非常なる場合譬は死去により生したる缺員は第二十條に揭ぐる毎年撰擧により補充す●第三　非常なる場合に由り欠員を生したるときは長老役は一定の撰擧時期を俟たずして補欠撰擧を求むるを得、但し缺員の數或は其他特別の理由により必要と認むるの時に限る

第十九條　第一　補缺撰擧にして十二月通常撰擧の時に執行するときは最多投票を得たるもの三年滿期後退職したるものゝ後を補充す、此撰擧に由り三年間長老職に撰擧せられたる人に次で最多數の投票を得たるものは撰擧期中に退職したる長老役員を補充するの被撰者と見做す●投票同數なるときは抽籤を以て決す●第二　各補欠員は退職者の撰擧せられたるときより算し三年間就職すべきものとす數多の補欠撰擧を生し退職者の就役時限一ならさるときは投票數の多きものより順次に長き就役時限を取る

第二十條　第一　撰擧は投票紙を以て行ふ●第二　通常選擧は客年十二月に執行す●第三　第十三條三項に揭ぐる非常補欠撰擧は長老役の廣告に由り擧行す●第四　撰擧會には長老役より送回する組合印章を押したる投票紙を用ゆ撰擧廣告は遲くも撰擧より四週間前になす●廣告は少くも投票提出期前十四日取引所に廣告し次の八日間取引所に廣告文を貼付するときは其効力ある者とす●第五　投票紙は一個の箱へ集め撰擧の初日より組合掛り役員之を保護す掛り役員箱の鍵を預り撰擧の終りに長老職集會に於て開くものとす但し此集會には次に退職すべき長老は參與せす●第六　投票紙提出の爲め八日間の選擧執行期限を設く●此期限中に選擧權ある組合員は被撰人を記したる投票紙を選擧執行期限中十一時より三時までの間取引所記錄所に設くる箱中へ自ら投入し或は取引所書記に送回するものとす投票紙を書記に宛て送廻するときは選擧人其姓名を記し送るへし●第七　選擧權の執行は權利代理人を以てするを許さす投票紙の提出及ひ送回に付き取引所書記は一覽表を製す●第八　最多數を得たるもの（全多數を得さるも）一當撰者となす投票同數は抽籤に由り決す●第九　各組合員は投票を爲すも爲さゝるも勝手とす投票をなさゝる場合には投票紙を返送すべし若し無斷返付せさるときは一タールの罰金を課す其罰金は組合救助費の內に操込み次の組合費出金の時に徵收す

第二十一條　第一　長老職は每年撰擧終結の後其職員中より一名の上席者（議長或は頭取）二名の副上席者を一年の期限を以て撰擧す●第二　上席者或は副上席者一年中に全く退職するときは其殘期間の爲め新任者を選擧す

第二十二條　上席者若し差支あり此規則に掲くる事務を自ら執行する能はさるときは第一の副上席者差支あるときは第二の副上席者之を代理執行す第二の副上席者差支あるときは其他の長老職員之を代理す●第二　副上席者代理も同一の方法に從ふ

第二十三條　長老職は決議に由り確定したる通常會に參集す其他事務上要する場合には上席者の招に應し參集す、少くも長老職中の三名集會を請求する場合及ひ公署より請求を受くるときは上席者は會議を招集するの義務あるものとす、上席者を合して十一名出席するときは其決議は有効とす長老職は會議を公開す、但し議事々項に由り公署より公開に適せざることを示されたるときは公開會議を行はず

第二十四條　上席者議事を整理し、會議を開閉し會議の秩序を注意す現行規則に反せざる限りは其他長老職の定めたる議事規則に由り議事を整理す

第二十五條　長老の決議は出席者投票全多數を以てす、投票同數なるときは撰擧の場合に限り抽籤を以て決す其他の場合には議長の投票を以て決す議事及ひ決議に際し長老職の一員の利害と組合利害相衝突する場合には其長老職員は議事に參し又は出席することを許さす

第二十六條　長老職の決議及び其出席者姓名は記錄簿に保存す記錄は議長及び少くも出席者二名之を主る

第二十七條　上席者及ひ副上席者は長老職の決議を執行することを委任せらるゝものとす上席者及ひ副上席者は全始末書、及ひ書面に記名し其確實なるを保證し及ひ其他長老職公務上の目的に具するものとす、總て決議、始末書面其他説明書伯林組合長老職の名を以て製し上席者及ひ副上席者或は二十二條に載する代理者の記名を了るときは組合は之を執行するの効力あり組合は之に對し責任あるものとす●記名代理の必要なりしや之に付き規則に掲ぐる順序に從ひしや否やの證明は議事始末、及ひ書類の効力を保するに要せす

第二十八條　組合共同事項の支配の外長老役は次の事務を辨す●第一　公署より商人組合に要求する意見●第二　商業上の事項に付き其筋の公署へ呈すべき建議●第三　取引所條例に從ひ長老職員中より撰擧したる取引所委員を以て公務上の相場（爲替等）（亦た）代價を確定し及び記錄すること●第四　終末相場約束に付ての合意其他組合員の關係ある商業上の交通を進むる一般の取引法●第五　組合役員、殊に取引所支配人、記簿人、取引所書記の選擧除名必要なる場合には誓約に臨み公署に於て長老職の總代一名參與す又た長老職は此等役員を監督す●第六　財政委員の確定したる割前高に對し組合員の歎願を決定す

●第七　議事錄抜萃を新聞を以て公布し及び各年初に其効力結果及び商業上の景況を組合員に報告すること●第八　少くも組合員の五分方規則變改の建議を提出するときは組合員總會を招集す但し總會期は八週を超ゆべからず

第二十九條　長老職は其仲間中より毎年五名の委員を撰擧す此委員は商業上の事件に關する紛議に付き組合員より自意に裁定を求むる場合に於て調停をなし或は調停行はれざるときは仲裁々判を行ふ節は委員は普通法律上の規定に從ひ仲裁々判の手續をなすべし差支あり或は滿期前退職するものゝ代理の爲め毎年五名の代理を撰擧す

第三十條　各種事務の差配監督幷に臨時事務を處辨する爲め長老職及ひ撰擧權ある組合員中より特別の委員及び參事役を設く

第三十一條　長老職の組合員全躰に對し公布する廣告及ひ報告は八日間取引所に貼付したるときは其効力あるものとす殊に長老職、會計委員撰擧の結果廣告も此法に從ふ、但し其撰擧結果は尙ほ長老役より政府に屆出づべし

第四　會計委員に付き

第三十二條　長老職の外毎年會計委員を撰擧す會計委員の職務は●第一　組合員の割前金を定むること(三十八條より四十條)●第二　長老職の毎年製する組合財産差配は一の計算を檢查し場合に由り之を證明す其他財産支配上の計算は會計委員の同意を要す●第三　組合起債●第四　土地或は此の如き財産の賣却●第五　毎年長老職の製したる豫算表を確定すること(三十六條及ひ七條)●第六　豫算外の出費に付き

第三十三條　會計委員は長老職と同時同方法に由り三年期を以て選擧す其人員は九名と定む毎年三名宛退職す退職を重選することを得何人と雖も同時に長老職及ひ會計委員を兼ぬるを得ず組合員にして選擧上兩役共に投票多數を得たるときは長老職に當撰するものと定む

第三十四條　會計委員は其員中より上席者一名其代理人一名を撰擧す●撰擧の結果　長老職に報告す上席者委員を招集し議事を整理す、決議は出席員過半數を以てす、投票同數なるときは上席者の發言權を以て決す、決議は記錄に保存す、記錄は上席者及ひ一名委員の記名を要す

第三十五條　會計委員は上席者を合し少くも五名以上出席せざるときは決議の効力なきものとす

第五　豫算及ひ割前金に付き

第三十六條　組合會計年度は曆年を以てす長老職は毎年收入及び出費に付き豫算表を製し

並に毎年出入決算をなす●豫算案は遲くも會計年度一ケ月前決算表書類及ひ附記は遲くも次年四月會計委員へ廻付すへし

第三十七條　豫算の確定或は豫算超越の必要に付き意見異なるときは長老役總代入會計委員合同會を開き兩役の異論を合一す若し行はれざるときは其筋公署之を裁決す

第三十八條　組合に入るものは各●甲　組合入員料、及ひ登記料十ターレル並に入員完結手數料及ひ報告手數料三ターレルを拂ふへし其他●乙　毎年割前金六ターレルを拂ふへし

第三十九條　組合收入金全支出を充たすに足らざるときは其不足を充足する爲め要する額を追徵す但し取引所取引の廣狹取引所の爲め利益を受くるの大小に從ひ追徵額割前高を定む

第四十條　此目的の爲め會計委員は取引所取引に直接或は間接に關係する組合員を九等に分つ組合員二人以上同一の商號なるときは追加高は一人前を拂ふ

追加高第一等　三百六十ターレル
同　第二等　二百四十ターレル
同　第三等　百八十ターレル
同　第四等　百二十ターレル
同　第五等　八十ターレル
同　第六等　六十ターレル
同　第七等　四十ターレル
同　第八等　二十ターレル
同　第九等　十二ターレル

尤も實際の必要に隨ひ增減あるへし但し以上定めたる等級に從ひ比例分配す會計委員各商號を以上の等級に分等するに付き取引所の事項に明かなる組合員に計るの權あり此の如き分等に對し不服の歎願あるときは長老職之を決す長老職の裁決に不服なるものは第四十五條愁訴裁定の法に由る歎願並に愁訴は愁訴或は歎願すへき事件を受取りたる後四週間內になさゝれは其權を失ふ裁定を受取るまでの間は愁訴者は長老職の定めたる額を拂ふへし

第六　撰擧及ひ建議の受理に付ての義務並に役員退職

第四十一條　被選資格を具する各組合員此規則に從ひ撰擧に由り托せらるゝ職務を受け之を行ひ委托せられたる事件を執行するの義務あり長老職及ひ會計委員は職員として俸給又は收益を受くることなし但し職務上正金操換の節は之を請求するの權あり

第四十二條　以上職務を拒絕し或は職務上委托を拒絕するを得るの理由は次の事項に限る●第一　普國民法二款十八章二百八條より九條の定むる所に從ひ後見をなすの義務を解かれたるときは服職拒絕の斷をなすを得●第二　商業裁判所商部員局及ひ市會の行政に參し、市會議員或は區長となりたるとき●第三　長老職或は會計委員を既往

六ケ年間務めたるものは次の三ケ年間服務を斷はるを得●其他長老職は商議を要せす各組合員に一ケ年間一度特別の委托をなすを得

第四十三條　以上に掲げたる理由なくして此規則に從ひ撰擧せられたるもの其職務を拒絶し或は職務上の義務を怠るときは長老職の決議に由り五十ターレルまての罰金を課す此決議に對し愁訴することを得

第四十四條　長老職或は會計委員たるの位置は退會或は組合員權利の中止せられたる時を以て終る

第七　愁訴權執行、刑罰附課及ひ組合監督に付て

第四十五條　現行規則に從ひ組合員愁訴するを得るの場合に於ては愁訴に付て最後の裁決はポツダム縣廳之を行ふ愁訴は其決議修結後十日間内（等級割に對する歎願は四十條に定むる期限内に於てす）に長老職に届出つべし愁訴は届書或は特別の書面を以て其理由を詳記すべし、期限後ポツダム縣廳の裁決は長老職を通し下付す刑罰を定むる決議の執行は最後の裁定まで延期すべし組合員解除或は其權利中止に付て決議執行は愁訴に由り延期せず長老職より課したる罰金は組合救助金に繰込む

第四十六條　ポツダム縣廳は組合當路の公署とす

第四十七條　一千八百六十六年四月廿日伯林取引所條例規則殊に其四條及び五條幷に同日發布伯林仲買條例は此規則に由り牴觸を起すことなかるべし

第二章　取引所委員事務章程

緒言　商人組合長老より撰擧したる取引所委員は特に一の委員躰をなし名つけて取引所事務委員と云ふ而して之を分つて三部とし第一部は債券第二部は産物第三部は物品取引を主とるものとす

毎年最初の集合に於て委員役全員は其各部の長及其代理者一名を撰擧す、委員役に被撰の資格あるものは之れと同時に商人組合長老職にあるものたるべし（改正取引所條例第十一條）

第一條　取引所委員は取引集合中靜穩秩序嚴正を保全し及ひ注意するものとす

取引所委員は其命令に抵抗し取引所の秩序靜穩嚴正を亂るものあるときは理由を説明するを要せす直ちに取引所を退去せしむるを得べし●取引所の小使は蓋し以上の如き委員の命令を執行する爲めに設くるものなり

第二條　退去を命したる場合には委員は（命令を發したる）即日書面を以て長老職員長に其旨を届出つべし

第三條　相場及び代價の公定は改正取引所規則第十五條乃至第十七條の定規により取引所立會退散後直ちに取引所内に於て一名或は數名の取引所委員之をなすべし若し二名以上之に從事するときは別々に手を分つて之れに當て相場と代價との公定一部つゝを主るべし而して此公定事務に就きては其當務委員は特に之れか記錄簿を製して記入すべし

第四條　取引所委員役は所定事務手續に從ひ相場及代價を委員として確言す（改正取引所條例第十一條第二章）

第五條　商業仲買人は所定債券の媒介賣買をなすに當り之を分割受持つものとす、仲買人は毎日午後二時に各自の相場室に出席すへし委員は各個仲買の欠席を差許す事もあるへし

第六條　取引所委員は役務執行上何時に限らず仲買人私室に入る事を得、委員は又宣誓仲買人の外無關係人の右の私室に入るを差止むるものとす

第七條　仲買人充分の事由なく或は許可なくして相場の公定を遲延し或は過怠により相場公定に不正の算定をなすときは取引所委員は仲買人條例第十一條に由り其所罰を長老職に申出るものとす

第八條　取引所委員は相場の公定の際に取引所書記及ひ之に關係ある仲買人を除くの外無關係人の參與をなさしめざるの注意をなすべし而して委員は此關係なくして相場室に入らんとするものを退去せしめ一般取引を監督し其靜穩秩序を保持するに要用なる命令を下すを得へし、各出席者は此命令に從ふの義務あり

第九條　取引所委員各部は新たに取引所商品の格に入り其部取引に加へられたるものに付き何れの仲買人其取引媒介を主とるへきやを決定すべし債券取引部の委員は伯林にて債券賣買に從事する商人より委員所定の法に從ひ該債券を鑑定するに必要なる説明をなさしめ之を取引所内及ひ伯林の新聞に廣告したるの後始めて該債券の取引を宣誓仲買人に許可すへし

新加債券相場立てを許可するに就ては債券部委員は右新加入券の裁可を長老職より得るまで假りに其仲買を命すべし而して此仲買人は新加入債券の賣買取引を後に公然任命せらるべし●取引所各部委員の命令に對する愁訴は之を長老職に宛て差出すへし●宣誓仲買人は取引所に於て取引をなす事を未た許されざる債券の相場を公然相場表の部ブールス條例第十三條）

第十條　債券取引部委員局は未た公然の相場付を許されざる債券の相場を公然相場表の部分に屬せさる不公然の部に掲載する事を得

此類の相場は全發行額面の總計一百萬マークに達する所の債券たるべし（改正ブールス條例第十四條）

第十一條　取引所全委員及ひ各部委員は委員長又は其代理者の招集に從ひ集合に參集すへし全會員及ひ各部委員の集合は半數以上の委員及ひ委員長及其代理者出席したるときの決議を以て効力あるものとす（改正ブールス條例第十一條）可否同數なるときは議長（委員長）之を決す●新債券の取引又は相場付を許可するとを建言したる委員及ひ各部々員は其議及決議に參加するを許さす

伯林千八百八十六年十二月三十一日

伯林商人組合長老役

第三章　伯林取引所債券部鑑定委員章程

第一條　伯林取引所債券取引部は一の委員局を置き名つけて伯林債券取引鑑定委員と云ふ而して其目的は第三第四及ひ第十五條に掲く●此委員は左の委員を以て組成す

一　債券取引部の役員六名●此役員は伯林商人組合の長老之を任定すへし少くも其半數は長老仲間より撰ふものとす

二　商人組合員　十二名●此委員は組合長老の畫定する總集會に於て投票過半數を以て撰擧す而して其任期は三年とす

第二條　鑑定委員は伯林商人組合長老の監督の下に立つ可し此委員は毎年一度集會に於て全員出席の上委員長及ひ其代理者を撰ぶべし●委員長及ひ其代理者は此委員の中の長老者より鑑定撰擧せらるべし

第三條　鑑定委員は第五條に掲載したる委員部に由り債券取引に關しての訴訟を判決す而して其事務範圍は組合長老より發行せる現行債券取引部賣買規定を以て之を定む●凡て事務範圍上の事は右の規定に從ひ委員部自ら之を決するものとす

第四條　右の場合の外凡て債券取引に就ての訴訟は其何種類たるを問はす關係者の隨意申出ある以上は委員之を裁判するものとす

第五條　裁判は取引所内に於て三名の鑑定員を以て成立つ所の委員の前に於て執行すへし此中一名は取引所役員たるへし而して右取引事務委員は其首席を占むべし

第六條　此委員部々員其他三名の代理人は毎年取引所委員の全員出席一ヶ月期限りを以て任定す三名の代理者中には首席を代理すへき一名の取引所委員を交ゆ而して全部員順番を以て其役を務む

第七條　若し訴訟兩者仲裁を行ふへき人に付同意見なるときは訴訟兩相手は第一條に掲けたる委員部員の中より三名より成立つ所の仲裁々判人を隨意に選定する事を得但し此三

名中には取引所委員を含む

第八條　仲裁の執行は總て口上を以てし手數料を要するとなし●判決は可否の多數を以て裁判後直ちに宣告するを常規とす但し此判決執行は裁判再考の目的を以てするときは之を延期することを許さるへし

第九條　凡て書面を以て訴訟し答辨するを許さす又權利委托者を以て代理せしむる事は之を許さず

第十條　證據としては其現場に持出しある書類及ひ證人に限り許すべし●證人の誓ひ或は證人に對し誓を求むる事を許さす證人は其發言したる言の正當なるを證言するものとす

●事件の宣告は委員の自由忖度を以てす

第十一條　委員は何時に限らす差出したる訴訟の判定を拒絶するを得

第十二條　訴訟相手の供述又は證據人の說明に付ての記事錄幷に書類等の調製は之を爲さゝるべし●之に反して原被兩造或は委員の申出に由り以下の場合には處分の結果を記錄へ寫し載す●一　宣告を下したるとき●二　兩造示談調ふたるとき●此記事錄は兩方の人之に署名すべし

第十三條　委員の裁決に對し控訴し又は其他尋常或は非常の法律上の方法を用ゆるを得す

●委員部に訴願し或は委員の裁決を求むるときは委員の裁判に全然服すへきものとす

第十四條　訴訟合意廢止或は宣告の結果を實行せざるときは取引所立會を禁止するの建議を長老職へなすの理由あり（取引所條例第四條一項）●此建議には十二條に揭げる記錄簿の抜萃を添ゆるを要す●負けたる者其實施を拒む時は勝ちたる者勿論普通裁判所に上訴するの權を有す

第十五條　委員は其他取引所取引法及ひ取引所商業上の條規を新たに設け或は之を廢止するに付き決議するの權あり此等の決定を取引所に執行する前に長老の認可を經て發行するを要す

第十六條　第十五條に擧けたる目的に付きての決議を爲すには委員長より議事の事項を報告し全員總會を招集するを要す

此場合に於ては可否の多數を以て決す若し可否相半するときは委員長の投票を以て之を決すべし●委員總會は少なくとも九名出席し且其中長老二名現在するときは効力ある決議をなす事を得

第十七條　第一條一項に從ひ擧したる委員撰擧期に退職するときは長老職は補欠員を定む第一條二項に由り撰まれたる委員撰擧期中に退職するときは其期の終りに至るまて同

役中より撰出するの法を以て補充するものとす

第十八條　本則は千八百七十五年五月一日より施行するものとす

千八百七十五年六月二十日

伯林商人組合長老

追加

前記事務章程第一條二項は左の如く改正す

二　商人組合員　十四名●此委員は債務取引に直接に關係する組合員の中より投票札を用ひ比較的多數を以て撰擧し任期は三年とす●撰擧人員表は組合に入れる取引所立合人の追加割前金徵收表に基き調製し取引所記錄に載せ八日間一覽に供ふ●一覽表を公開したる日より其表は取引所の柱に掛け廣告す撰擧表に對する訴願は八日間の廣告日を經過したるの後に爲すを得す　撰擧の爲め撰擧人招集は長老職の發したる廣告を以てす此廣告は少くも撰擧期前八日間價券取引所の柱に掛け置くべきものとす

第四章　伯林取引所物產部常議員事務章程

第一條　伯林取引所物產取引部に於て伯林物產取引所常議員の名を以て一の常議委員を設け今日迄の手續を廢し更に第三條及第十四條に揭ぐる所を以て目的とす其常議員は●第一　商人組合長老仲間四人●第二　物產取引所部の取引に直接に預る組合員より三年の期限を以て多數を以て撰ひたる所の十一人より成立つ

撰擧人表は取引所來會者の增割前金の徵收表に由りて相定め取引所の登記簿に八日間記載し置き其之を登記簿に記載する初めの日に取引所の扣室に揭げて廣告す●八日間の記載期限過去りし後になしたる撰擧表に對する請願は效力なし撰擧者の招集は長老仲間より發行したる公けの公告を以てす此公告は少くも物產取引所の扣室に於て撰擧期限前八日間揭げざる可からず

第二條　常議員は商人組合長老の監督の下に立つ此常議員總會の議長をば常議員に屬する長老職の一人とす此議長は總會の全員より一年の期限にて撰まる議長差支の場合には總會に列する長老職が其時限り代理人を撰ぶ

第三條　常議員第一の目的は約束と他の法式を定めざる以上は物產取引部に於ての取引より生する權利上の爭ひを決定するに在り凡て取引所來會者は此事務章程の定規に從ひ權利を執行する事を得其他双方の相手が隨意に請求する場合には各種の爭ひに就ての判決を行ふ權あり

第四條　判決手續は三人の常議員を以て成る一部が取引所に於て行ふ其三人の委員中には取引所委員たるもの一人上席を占む

第五條　此部の組員此外三人の代理人は常議員總會に於て一ケ月の期を以て撰ばる而して上席を占むる取引所委員は此中に含む復撰は許さる

第六條　双方の仲間一致の時は第一條に掲けたる常議員中三人より成立ちたる隨意仲裁々判を起すを得此中には一人の取引所員を含む

第七條　裁判手續は總ての場合に於て口上にして手數料は拂ふを要せす判決は其手續の後ち投票多數に由て直に行ふ

第八條　書面上の起訟或は訴訟の答辯に他の權利代理人を以て商業上の代理たらしむることを許さず

第九條　證據の具としては只現場にある書類證據人に限る爭ひに付ての誓ひ證人の誓は許さず證人は只言葉上で申立の正當なる事を證す事實の問題に付ての判定は仲裁裁判員の自由の推度に任ず

第十條　仲裁裁判は何時に限らず一事件の判決を拒絶するを得

第十一條　相手の申立或は證人よりの聞取書類其他の事に付帳面に記錄せす但し訴訟の結果は登記簿に登記す即ち仲裁裁判宣告を下したるとき或は勸解に服したるとき仲裁裁判宣告に付ての登記は兩仲間より記名す各相手は請求されたる場合には仲裁宣告を裁判實行人に示す此事に關する尋常裁判所の書記に猶此裁判の結末を示す仲裁裁判か事件の取扱及ひ判決を拒みたる場合にも登記簿に記載す凡ての他の場合例へば訴訟の願下延期等に付ては登記せす

第十二條　仲裁裁判の宣告は法律上効力ある裁判所の判決の結果を以て仲間は其執行を訴訟法八百六十七條に記載したる場合に於ては委托する事を得

第十三條　勸解或は宣告を充さぬ場合には取引所立會を禁ずるの申出を爲すを許さる（取引所條例五條四項）

第十四條　常議員は此外取引所取引及ひ商業上の條規の約束或は其廢止を長老仲間に建議するものとす

第十五條　十四條に掲げたる目的に關する決議は議長より議事を公告して常議員集會を招集するを要す此會議に於ては多數決同數なれば上席の投票にて決す常議員總會は少なくも七人出席して其中少なくも取引所委員一人預りたるとき決議の効力あり

第十六條　一年中に撰擧せられたる組員か退職するときは其中の殘期中は組合員自から其代員を撰ぶ退職したる取引所委員は長老仲間より他の人を以て募集す

第五章　伯林取引所規則

第一條　伯林取引所は左の物件に關する商業上の取引を便利にするを以て目的とす

第一部　貨幣、貴金屬、銀行紙幣、紙幣、爲替券、公債證書、及商業上の取引に適當せる他の有價紙類、株券、利札及ひ益金配當證(價券取引)●第二部　穀類、穀粉、麥芽、澱粉、砂糖、搾油用種子、種油、石油、酒精、木材、其他の産物及ひ物品(物品取引)●第三部　機業及ひ紡績業上の製造物、半製品及原料を新に此等の中に附加するとは伯林商人組合年寄會議の裁定に由る

第二部第三部に記載せさる製造物半製品及原料(物品取引)

第二條　伯林府内には特に一取引所の設置を許可せらるゝものとす●價券取引及ひ産物取引の集會は伯林商人組合に附屬する取引所に於てし物品取引の集會は特に取引所の向ひブルグ町に私設したる家屋に於てす將來若し此等の場所に故障を生したる時は伯林商人組合の年寄會議に於て前記物件の賣買上尚ほ取引所を繼續するの必要を認むれは所轄官衙の認可を得て之に代ゆへき集會の場所を定むへし

第三條　伯林商人組合の年寄より取引所入場券を附與せられたるもの、外は猥りに取引所の集會場に入るとを得す取引所内に在る集會人に渡すへき電報、濾筒の郵送の手紙及ひ端書は取引所付の使丁か郵便電信局より受取て之を宛名の向に配達すへし

第四條　左に掲くる者には取引所入場券を附與せす●(一)　未丁年者●(二)　婦女●(三)　充分なる公權を有し居らざる者●(四)　浪費或は精神薄弱の爲めに他の後見を受け居る者●(五)　其財産上に分散の嫌疑ある者●(六)　詐僞の身代限の爲めに法律上有効なる處罰を受けたる者

丁年の男子にして(三)より(六)に至るまでの箇條に牴觸せず且つ左に掲くる資格の者には取引所入場券の附與を拒絶するとを得ず

(い)　伯林商人組合員●(ろ)　一商店の持主、共有主、或は管理人若くは伯林或は其外郭の商人名簿或は同業組合名簿に登記したる合本會社或は同業組合の役員たる資格を以て取引所に入者●(は)　商業上助手としていろに掲げたる人物若くは商店に傭使せられ其傭主より取引所の集會に臨むことを委任せられたる者●(に)　公務或は職掌の爲めに取引所に入る者

總て(一)及ひ(三)乃至(六)に掲けたる理由或は(い)乃至(に)に記載したる成規に適應せざるが爲めに取引所入場券の附與を拒絶すへき決議は其理由を書して請求者に附與すへし此決議に對して不服あれば請求者は千八百八十三年八月一日の行政裁判法第百三十七條に基き郡參事會に訴願するとを得る●左に掲けたる者には伯林商人組合年寄の見込を以て入場券を

附與し或は取上るとを得此決議に對しては公署に訴願するとを得す

（ほ）伯林或は其外郭に居住せさる獨立の商人或は商店管理人●（へ）取引所に於て取引する產物及ひ物品の賣買に入用なる附屬の職業を營む者●（と）新聞通信者

伯林商人組合員にあらさる者には該組合員三名の紹介狀を携帶するにあらされば取引所入場券を附與するとなし●一時他方人を參觀せしむるには組合員一名の紹介を以て足りとす

第五條　第四條（三）（四）（五）及ひ（六）に記載したる關係を生したる者に對しては其取引所の集會に參するの權利は自から消滅するものとす●左に掲くる者は伯林商人組合年寄の決議書を以て取引所の集合に加はるとを停止すへし

（一）取引所賣買に關係なき他の目的を以て該場に出入するとの明瞭なる者●（二）浪費或は禁治産の裁判申渡を受けたる者●（三）法律上有効なる普通の身代限を命せられたる者及支拂を爲すと能はさるの狀態に在る者●但債主に對して和解の談判を申出し或は讓渡の約期を等閑に付し或は期限を過くも濫りに負債の消濯を放擲したる者は支拂を爲すと能はさるの狀態に在る者と見做すへし●（五）開門の時より閉門の時迄の間に取引室或は其附屬の室内に於て左記の行爲ありし者●

（イ）取引所會員或は伯林商人組合の役員を侮辱し若くは加辱の行爲ありしと●（ロ）喧噪を起し威儀を紊り或は取引所委員の命令に違背せしと●（ハ）虚説を傳播せしと但し風説を誤信したるの過失に出たるときは此限にあらす●（六）午後三時を過き取引所附の使丁より退場を催すも之れに從はさる者

（一）乃至（三）に掲けたる者は其除名の原因消滅する迄集會を停め（四）の場合の停止期限は三ケ月以上三ケ年以下とす而して此期限に至り年寄會議に於て該除名者か返却宥恕或は延期を以て悉皆の債主との談判を調へたる明證ありと見認めたる時に限り新入場券を附與すへし（五）及ひ（六）の場合に於ては停止期限は三日より少なからす一ケ年より多からさるへし再犯其他事情重きを以て問ふへき者は終身除名するとを得る●（五）の場合に於ては少くも十四日間決議文を取引所の前に掲示して之を公告すへし

第六條　第五條に記載したる決議を爲す以前嫌疑者は年寄二名及代言人一名或は年寄三名を以て組立たる委員會に於て其辨護人と共に吟味を受く招喚狀を發するも嫌疑者出席せされは欠席裁判を行ふへし住所不明なる者に對する招喚及決議の申渡は十日間取引所の前に掲示するを以て成規の手續を經たるものとす

年寄の決議に對して不服あれは嫌疑者は千八百八十三年八月一日の行政裁判法第百三十

七條に基き郡參事會に控訴することを得然れども第五條(一)乃至(四)に揭けたる場合に於ては此控訴を爲すも決議の執行を停止することなし

第七條　入場券は之に記名ある者に限りて効力あるものとす且仲買人を除くの外商人組合の役員及現行規則に照し其職務上取引所の集會に參するの權利義務を有する者には無手數にて之を付與すへし●伯林或は其外郭に居住せさる者(他方人)に對しては商人組合年寄の決議を以て其取引所の集合に臨席する毎に拂ふへき入場料を確定することを得る

第八條　伯林商人組合員は千八百七十年二月二十六日の伯林商人組合改正定款第三十八條乃至第四十條に定めたる分擔金を拂ふて入場券を受領すへし其他の取引所會員は商業上の傭人を除くの外其取引所の賣買高に應し本組合の財務委員に於て毎年鑑定すへき等級に準して取引所の費用を負擔すへし●此鑑定法は伯林商人組合改正定款第四十條に於て定めたる負擔表に據る且一年毎級拾八馬克を加徴す該定款第三十八條に據れは商人組合員は豫め之れを納付すへきものなり又助手を差出すことを屆置きたる商店は其傭人の入場券に對して毎年左の代價を拂ふへし

第一傭人　三拾六馬克●第二傭人　七拾二馬克●第三傭人　百四拾四馬克●第四傭人　貳百拾六馬克●以下前に準し七拾二馬克を遞加す

入場券は六ヶ月期の中間に交付するも入場料は半ヶ年分前納せしむ他方人〔第四條(ほ)〕に對しては一ヶ月毎に入場券代を前納せしむることあるへし此鑑定高の再檢を請ふ者あれは年寄會議に於て之れを判定すへし此判定に對する不服は千八百八十三年八月一日の行政裁判法第百三十七條に載せたる訴願を爲すことを得へし

第九條　取引所の集會は日曜日及祝祭日を除くの外毎日正午十二時に始め午後二時に終る當日取結ひたる商賣上より生すへき事務を結了するか爲めに正三時迄取引所を開き置くへし商業上の便宜よりして時間の變更を要する時は商人組合年寄の決議を以て之を確定し八日間取引所前に揭示し少くも伯林發兌の四種新聞紙を以て三回公告し然る後新定時間に開閉すへし●普通祝賀國會議員選擧等臨時の事件あるに際すれは商人組合の年寄は當日取引所を休業せしむるの權利を有す

第十條　毎日取引所集會の始終は鳴鍾を以て之を報すへし三時後は會員の取引所内に在ることを許さす●集會時間中報告を爲すか爲めに暫時取引を停止せしむる習慣あるものは商人組合年寄の命令に由り其報告の終りたることをも鳴鍾を以て報すへし

第十一條　毎年一月年寄會議に於て取引所委員を選擧すへし其數は需要に應して之を定むへし而して此取引所委員の三分の一は年寄會議員中より他の三分の二は商人組合定款第三十

條に基き投言權を有する商人組合員中より選定するものとす委員は再選することを得る委員會は其總會議の爲めに其內の年寄中より委員長及其代理者各壹名を選定す委員會を別ちて貨財取引部産物取引部及物品取引部の三部とし前同樣の法を以て各部に部長及其代理者各一名を置く各部に於ては取引所規則或は年寄會議の特別なる命令を以て委托せられたる事件を獨裁す殊に該部に於て毎月定日公定相塲及ひ公定代價(第十六條參照)を確定するとに任すへき者及其代理者を互撰すへし●右の方法に據り毎月各部に於て選定したる委員及其代理者の姓名は商人組合の年寄に於て前月の終りより其月の終迄取引所內に揭示し置くへし該委員及ひ其代理者同時に差支あれは部長は部員中より該委員を選任し其姓名も亦其月の終り迄取引所內に揭示し置くへし取引所委員の總會及ひ部會は委員の半數以上及議長(部長)或は其代理者出席すれは議決の權利を有するものとす

第十二條　取引所委員は其集會室及附屬室內の秩序靜謐及躰面を維持し之を妨害し或は其命令に違背するものあれは其理由を說明するとなく直ちに之を取引所外に立去らしむるの權利を有す若し會員を立去らしめたる時は其事實を記載して之を年寄會議に報道すへし年寄會議は第六條に從ひ其取調及決議を完了する迄假りに該會員の集會を停止するの權利を有す

第十三條　各部の取引所委員は新たに其部の取引品中に加ふへき何等の種類は宣誓を爲したる仲買人の媒介を許すへきやを定むへし●貨財取引部の委員か誓約を爲したる仲買人に或る證券の賣買を許すには該證券を持込む當地の商店をして取引所前に揭示し及ひ伯林の新聞紙に公告せしむる等該證券の鑑定に必要なりと認めたる手續を了せしめたる後に限るへし凡そ證券を取引所の賣買に附するに際りては貨財取引部の委員は年寄會議の裁可を得るまて假りに其仲買人を選定して該券買賣の公けの媒介を掌とらしむへし●各部委員の命令に對する訴願は年寄會議に致すへし●宣誓を爲したる仲買人は未た取引所の賣買に附せさる證券類の賣買を媒介するとを得す

第十四條　公定相塲を定め及ひ之を公定相塲表に登記するには獨逸帝國及宇漏生政府の公債證書の例に據るへし右の外又何等の物件の相塲及代價を公定し之を公定相塲表に登記せしむるを要するやは年寄會議の意見に任す然れとも貨財部の委員は未た公定相塲表に登記せさる證券の非公定相塲を相塲表の非公定の部(第十八條參照)に登記せしむるとを得る●公定及ひ非公定相塲を登記するは發行額面高一百万馬克に達したる證券に限る

第十五條　爲替券、公債證書、諸證券、産物及物品の取引所相塲は取引所委員に於て左の方法に據りて之を公定す

（一）諸證券及貨幣は毎集會日●（二）爲替券は少くも毎週三日●（三）穀類、酒精、種油、榨油用種子、石油穀粉及馬鈴薯製澱粉は毎集會日此の他●（イ）各木曜日には在荷酒精の正味現場相場及其週間毎日の相場を特別に公定す●（ロ）毎月最後の集會には其月の前記產物取引約定の平均相場を公定す●（四）他の物品は毎週一回金曜日相場及ひ代價の公定日に取引所の集會を休むとあれば其翌日之を公定す●交通上の必須よりして相場又ひ代價を公定すへき前記定日の變更を要するとあれは商人組合の年寄に於て改定し第九條に載せたる方法を以て之を公告す

第十六條　相場及ひ代價は午後二時より特別なる室内に於て取引所委員之を公定す商人組合に傭はれ受持商品取引の媒介を爲す仲買人は其受持商品の相場及ひ代價を公定する日には正二時該室に至り取引所の委員の散會する迄其所に在るを要す取引所委員は仲買人をして貨財產物及ひ物品の當坐賣買及限期賣買の相場代價及ひ取引高等に關する宣誓的の報告を爲さしむるの權利あり又仲買人は取引所委員に其取引手簿を閱覽せしめ且委員の請求に應し其確定する相場及代價に關し意見を吐露するの義務あり然れども相場及ひ代價の高低を確定し且何等の方法に據りて相場及代價の公定に必要なる報告を徵收すへきやは全く取引所委員の權利に屬す取引所委員は本取引所に於て賣買する各商品當坐賣買及限期賣買に從て其相場及ひ代價を公定するものとす

第十七條　諸證券、貨幣、爲替券相場及ひ物品代價を確定するに關する記事錄は商人組合に附屬する取引所書記一名之を調製す可し●取引所書記に差支ある場合に於ては第二の取引所委員をして之を代理せしむ●取引所委員は相場及代價を確定するに際り取引所書記及關係仲買人の外何人をも其席に在らしめさるへし若し他人其席に在れは直ちに之れを立去らしむへし其他取引所委員は總て之に關する業務を處理し其秩序靜謐を維持すへき規則を定め在席の人をして之を遵奉せしむるものとす

第十八條　諸證券、貨幣類及ひ爲替券の公定相場表及物品の公定代價表は第十七條に載せたる記事錄の相場及代價と一致せさるへからす此の表は第十五條に從ひ相場及代價を確定したる後直ちに印刷に付し商人組合の印章を捺し伯林取引所と題書して當日午後發布すへし諸證券貨幣及び爲替券の公定相場表には第十四條第二項に記載せし目的を以て非公定の部を附記すへし非公定相場は取引所委員に於て之を確定せす唯た宣誓を爲したる仲買人か取引所の記錄に登記するか爲めに其相場報告を取引所委員に致すのみとす右の外公定相場及ひ公定代價を公告すると及其方法は商人組合の年寄に於て取引上の須要に應して之を定むへし

第十九條　第十五條乃至第十七條の規則に從ひて確定したる相場及代價の特證を得んとを請ふ者には商人組合年寄の署名し組合の印章を捺したる公定表を與ふへし

第二十條　公告は取引所の室内に掲示すへし●商人組合年寄の公告の外他の公報及ひ私報も亦同法式を以て之を公告するとあるへし●公報は關係官衙の請求あれは必す同法式を以て公告すへし官衙の請求に由り公報を爲したるときは年寄に於て之れに證記すへし●私報は商人組合の年寄又は第十三條第二項の場合及ひ緊急の場合に於ては取引所委員か該公告法に據るを以て取引所の賣買上及ひ商業上の利益なりと認めたる時に限り掲示すへきものとす

第二十一條　此取引所規則は物品取引に關する規則を除くの外千八百八十五年七月一日より實行するものとす

物品取引に關する規則は伯林商人組合の年寄に於て少くも十四日間取引所前に掲示し商工務大臣に届出つへき開會日より實行すへきものとす●千八百六十六年四月廿日の取引所規則及千八百七十二年八月十七日千八百七十四年八月十二日及ひ千八百七十六年八月廿九日の追加規則は千八百八十五年七月一日以後効力を失ふものなり

伯林千八百八十四年七月十五日

伯林商人組合年寄

エフ、メンデルスソン

チェー、チートリヒ

ベー、リーベルマン

（社印）

右之取引所規則を認可す

伯林千八百八十五年三月二十日

（官印）　商工務大臣　フオン、ベッチヒヘル（手署）

第六章　伯林仲買商條例

伯林仲買商條例は一千八百六十六年四月二十日の發布にして伯林の仲買の任用及ひ營業に關し一千八百四十五年一月十七日の營業通則第五十一條第五十三條及ひ第九十三條に基き左の條款を定めたるなり

第一條　伯林に於て任用すへき仲買商は伯林商人組合の支配人より之を命す其員數は支配人の見込に由り商業の需求に應じて必要の度に止まるへし任命の際は在ポッツダム國王政府の任定を得ざるへからざる新任の仲買商は當地の商法カイベレ所に於て誓詞を述へ而して後商人組合の支配人より現行仲買商條例に準據して調製したる任命書を受領すへ

し此任命書には仲買商允許の旨を記載す

第二條　仲買商の選に當るものは名譽汚損の事なく正直にも商業就中其專務とする商業に精熟なるを要す●仲買商裁判官の判決に由り公權を失亡するときは一千八百四十五年一月十七日の營業通則幷に一千八百六十一年六月二十二日の法律第百七十四條に據り裁判判決し有効に至る當日を以て其仲買商允許は無効に歸するものとす

第三條　仲買商を分ちて二種とす●甲　爲替券諸券類及ひ各種通貨の賣買●乙　其他の商業上の賣買

甲乙の仲買商を任命するは各々實際の需求に應ぎべし●仲買商人は本條例に依つて畫定せる職權内に於て役人の資格を以て事を處すべし

第四條　仲買商は當地に於て取引約定を爲す一方の者若くは其相手より依頼を受けて取引の媒介を爲すを以て其本務とすべし

第五條　仲買商は第三條に由り己れに委任せられたる職掌の範圍内に於て諸取引品の相場及ひ價格に關する證明書に其役場印を捺して之を發遣するの權を有す此證明書若し商人組合の支配人に於て相場及ひ物價を確定せし取引品に關するときは支配人の公定相場表若しくは物價目錄に撞着するを得す

第六條　仲買商は日々相場會所に出頭し開會中其席に列すべき義務ありとす但し商人組合の支配人か仲買商の媒介する商務の都合により其見込を以て相場會所の取引に差支を生する事なくして永日の欠席又は臨時欠席を許可するときは此限にあらず●右欠席の許可を得んと欲する仲買商は其旨を商人組合の支配人に願出つべし其一身上の事故ありて欠席の許可を得んとするときも亦同し

一千八百六十六年四月廿日發布伯林仲買商條例附則　商人組合の支配人は相場會所に於て仲買商に一定の場所(事務室)を與へ其所に於て仲買商をして開會中又は支配人の定めたる時限中事務を執らしむる事を得●第一　商人組合の支配人は仲買商若干名の爲め示定したる右事務室に誓詞を述へたる書記又は助手を配置し以て其示命したる書式に從ふて書取簿の登記を掌らしむる事を得●第二　支配人より成規の手續を命したる諸券類諸通貨爲替券若しくは商品に就て其賣買を媒介し寡くとも支配人の確定したる金高に達する事を仲買は其相場若くは價格に高呼して我事務室の書記に通知し之をして書記簿に登記せしむべし●第一回の登記に次ぎて同日同種類の物品を取引するも其相場及ひ價格最初登記のものと同一なるときは更に登記するを要せず●第三　午後二時又は支配人の示定したる他の時刻に書記は書取簿を閉鎖し即時之を物價表には相場確定の主任委員に差出すべし書取簿閉鎖後

は之に追記を爲す事を許さず

第七條　相場會所閉會後各仲買商は相場會所規則に定めたる方法に依り伯林相場會所の公定相場表若くは物價目錄に記入すべき相場及び物價の確定に參與し且商人組合の支配人より右確定の事を委任せられたる相場會所委員の求に應し自ら信認する所に依り誠實なる申告を爲すべし●相場及ひ物價に關する申告を爲すに當り仲買商は當日自己の媒介に依て眞に約定したる現行取引の手帳に登錄せし分即ち諸券類諸通貨及ひ爲替券の相場に在つては單に現物及ひ現拂の取引又商品の價格に在つては現物及ひ現拂取引なると定期賣買なるとに從て其取扱ひたる賣買品の價格を以て之を申告の根據と爲すへし●相場若くは物價の確定に關して疑義又は異論を生するときは主務の委員は仲買商の申告を供述書に取り之に職務上の誓詞を記入せしむべし委員は其見込に由り他日該仲買商の手帳を檢閱し又他の方法を以て前の申告の眞僞如何を審査すべし●相場所には物價を確定するの席に於て秩序安寧又は成式を紊亂し又は會所委員の命令を遵奉せざる仲買商は會所より退去せしむべし

第七條追加　仲買商條例第七條及伯林相場會所規則第十五條に登載せる仲買商の相場及物價確定に關する義務は附則第六條第一第二第三の規定に依て變動する事なしとす

第八條　別段の約束又は慣例なきとき仲買商は第五條に記載せる證明書に對し該書の長短繁簡及ひ起因を辨知するの難易に應し壹ターレル以上三ターレル以下の手數料を收むる事を得

第九條　仲買口錢の高に關し賣手買手の間に協議整はさるときは各種取引に就て現行する所の慣例に依り其高を定むべし●仲買商は第五條に記載せる證明書に對し該書の長短繁簡及ひ起因を辨知するの難易に應し壹ターレル以上三ターレル以下の手數料を收むる事を得

第十條　商人組合の支配人は故障ある仲買商の爲め代理人を許すべき程度を定むべし●仲買商代理の任期は一年を超ゆる事を得ず●仲買商代理は商人組合の支配人より之を命し政府の認定を得且裁判所に於て誓詞を述ぶるものとす●誓詞を述へたる仲買商代理は代理期限中本仲買商に屬する一切の權利義務を有すべし

第十一條　仲買商は商人組合支配人の監督を受け其懲戒に服すべし支配人は此權を施行するに當り在ポッツダム國王政府の直管を受くべし（直管とは他の官衙を經るに及ばすの意）仲買商にして商法及ひ仲買商條例の規定に依りて己れに屬する義務を毀傷したるとき若し刑法の規定に由り又は商法實施令第九章第五條の規定に準し刑事裁判を開かざるときは商人組合の支配人

に於て該仲買商を懲罰すべし殊に仲買商充分の事故なく幷に委員の允許なく相場會所を欠席し又は相場若しくは物價の確定席に臨まざるとき又は此確定に際し組漏よりして不正の申告を爲すときは之を懲罰すべし●此罰は罪の輕重に從ひて●一　譴責又は●二　百ターレル以下の罰金(其金額は商人組合の救助金庫に納むべし)又は●三　三ケ月間以内相場會所に入るを停止する事●關係者は支配人二名及ひ法律顧問官壹名若しくは支配人三名より成る委員の面前に於て尋問を受け同時に辨護をなすべし本人不在の際は事宜により欠席裁判を行ふべし罰を定むるには支配人の決議を以てすべし且其理由を明記すべし又本人の召喚及ひ決議の申渡共に書面を以てすべし住所不明の者に對しては十日間相場會所に掲示すべし●支配人の裁判に對して關係者は決議書受領の日より起算し住所不明の者に在つては相場會所に掲示せし初日より起算し十日以内に在ポッツダム國王政府に控訴する事を得●控訴するときは決議の執行を差し止むべし●商人組合の支配人が第六條の三項及ひ其第一項の前の項に規載せる規定に基き發したる命令書は凡て相場會所規則第十條第二項に示定したる方法を以て公告すへし

第十二條　此仲買商業條例は一千八百六十六年五月十五日より實施すべし

商工務及土木事務大臣　フオン、イツエン、フリツツ

第七章　仲買の權利義務　(獨逸商法抜萃)

第七　商業仲立人

第六十六條　商業仲立人は商ひ取引に付き官より任せられたる媒介人なりとす●商業仲立人其就職前其負擔する義務を誠實に盡さんと欲するの宣誓をなすものとす

第六十七條　商業仲立人は委托人の爲め商品、船舶、爲替、內國及外國の國債券、株券其他商業上證券に付ての賣買幷に保險、船舶書入船舶の運送賃借及船舶賃借、陸海運送、其他商ひに關する事件に付ての契約を媒介するものとす●商業仲立人は取引の媒介を委托せられたるに依り未た支拂又は其契約に定めたる供給を受取るの權ありと看做すべからざるものとす

第六十八條　商業仲立人の任命は一般に仲立人業務の種類に付き之をなし又は單に其業務の各個種類に付き之をなすものとす

第六十九條　商業仲立人は特に左の職務を有するものとす●第一　商業仲立人は直接と間接とを問はず自己の計算を以て商ひ取引をなすことを許さず亦仲買人となりて商ひ取引をなすことを許さず又其媒介する取引を完結する爲めと已に義務を負ひ又は保證をなすとを許さす●但し總て之に違ふも其取引の効力を害することなし●第二　商業仲立人は商人

と番頭手代又は商業手傳人たるの關係を有することを許さず●第三　商業仲立人は仲立人の業務の全部又は一部を共同してなさんが爲め他の商業仲立人と結合することを許さす但委托人の承諾なるときは各個の取引を共同して媒介するの權ありとす●第四　商業仲立人は仲立の業務を自からなすべきものとす取引を結約する爲め手傳人を用ることを許さす●第五　商業仲立人は委托、協議及契約に付き默秘するの義務あるものとす但其反對を委托人双方に於て承諾し又は取引の性質に於て反對せさるを得さるときは此限にあらす●第六　商業仲立人は孰れの取引を問はす本人の明言に依るにあらざれは委托人双方又は其代人の承諾を受くることを許さす又不在者より委托を受くること及媒介の爲め下仲立人を用ゆることを許さす

第七十條　船舶仲立をなす商業仲立人は運賃及費用の領收及前貸に關し計算人となり又は其他の習慣に依り船長の爲めに助役をなすを許さるゝことあるものとす

第七十一條　商業仲立人は其手張の外日記を備へ其日記に總て結約したる取引を日々記入すへきものとす

其記入したるものには日々署名すべし●日記は其使用前毎紙に順次番號を附し紙數の公證を受くる爲め其管轄官署に之を差出すべきものとす

第七十二條　日記への記入は契約者双方の名結約の時日事件の詳細及取引の約束特に商品賣渡にありては其種類及數量幷に代價及引渡の時日を包含すべきものとす●直に完結すへから乙語を以てなし又は其地の取引の通語他國語なるときは其語を以てなすべきものとす又其記入は日付の順序に從ひ及空白を存することなくして之をなすべし

商ひ帳への記入に付ての規定（第三十二條）は商業仲立人の日記に付ても亦之を適用するものとす

第七十三條　商業仲立人は取引結約の後遲延なく前條に於て記入の事件として掲けたる事實を載する結約票に署名して之を委托人双方に送達すへきものとす●直に完結すへからさる取引にありては其結約票を署名の爲め委托人双方に送達し其署名せしめたるものを交換して各方に送達すべし●委托人の一方結約票の領收又は署名を拒むとき商業仲立人は遲延なく之を他の一方に通知すべきものとす

第七十四條　商業仲立人は委托人双方に關する取引に付き仲立人の記入したる總てのものを載すべき日記の公證を得たる拔書を求めに依り何時たりとも委托人双方に與ふるの義務あるものとす

第七十五條　商業仲立人死去したるとき又は解任せられたるとき其日記は之を官署に納む

べきものとす

第七十六條　商業仲立人の媒介したる結約は之を日記に記入すること又は結約票を交付すると否とに依て變更することなきものとす●其記入及交付は單に結約の證據となるものとす

第七十七條　商業仲立人の正當に記載したる日記及結約票は通例其取引結約及事項の證據となるものとす但裁判官は總ての狀況を熟考するに依て得たる見込を以て日記及結約票の事項に僅少の證據力を與ふべきや又は仲立人のなす宣誓上保證又は其他の證據を要すへきや又は特に契約者一方に於て結約票を領收すること又は之に署名するを拒絶することの事件を判定する爲めに重要なるべきやを裁決すべきものとす

第七十八條　記載の不正當なる商業仲立人の日記は其正當の仕方及輕重及事狀に依り至當と認むる部分に限り證據物として之を採用するとを得

第七十九條　訴訟中裁判官は原被告一方の申立なきも日記を展覽し及結約票拔書及其他の證據物と對照する爲め日記の呈出を命することを得第三十九條の規定は日記の呈出に關しても亦之を適用するものとす

第八十條　商業仲立人は其媒介に依り見本を以て賣りたる各商品の見本に見分けの爲め記號を付したる後品質に對し故障なくして商品を領收し又は他の方法を以て其取引を完結するに至るまで其見本を貯置くべきものとす但契約者双方其貯置くことを免除するとき又は其地の習慣に依り其商品の種類よりして其貯置くことを要せさるときは此限にあらす

第八十一條　商業仲立人の過失に依り損害を被りたる契約者一方は商業仲立人に對し損害賠償を要求するの權あるものとす

第八十二條　商業仲立人は取引を結約して結約票送達の義務を履行したるとき又は取引設着あるものなるときは其設着なきものとなりて結約票送達の義務を履行したるとき直に仲立手數料を要求すべきものとす但其地の規則又は習慣に於て別段の規定あるときは此限りにあらす●取引結約に至らさるとき又は取引設着なきものとならさるとき其周旋に付ては仲立手數料を要求することを得す●仲立手數料の額は其地の規則に從て之を定めたるときは其規則なきときは其地の習慣に依るものとす

第八十三條　契約者双方の間に其仲立手數料を孰れに於て拂ふへきやを契約せさりしときは其手數料は其地の規則又は習慣なき塲合に於ては折半して各方より之を支拂ふべきものとす

第八十四條　商業仲立人の任命及其職務上の義務背反の罰に付き要件を定むるは之を各邦法律に任す其地の需求に應し此章の規定を補充するは之を各邦法律に任す特に商ひ取引を媒介するの專有權を商業仲立人に與ふるとを得●各邦法律又は其地の規則を以ては亦此章に方て商業仲立人に與へたる職掌及權限(第六十七條及第七十條)又は其義務の範圍(第六十九條)を擴張し又は減縮することを得

第八章　伯林自由仲買會社

自由仲買とは宣誓仲買より區別したる名稱にして官許を經ずして隨意に仲買の業を營むものを云ふ其詳かなることは下章に散見するなる可し

第一　通則

第一條　伯林仲買會社の商號に從ひ伯林に於て此規則に由り一の合本會社を設く

第二條　會社の目的は取引所取引の營業及ひ媒介とす●會社の財產は支配役の確定したる規則に從ひ割引繰越及ひ抵當貸に卸す

第三條　合本會社は商業登記簿に登記の日より始まり期限を一定の時に制限せるものとす

第四條　會社より發すべき廣告は左の四新聞に於てす(四新聞紙の名は畧す)●會社の報告書に記載せる變化は此書の現在のものにて且つ全備する限りは之に由て廣告す●各廣告は會社報告書に由て一度報告されたるときは充分の効力あるものとす

第二　基本資本、株式及株主

第五條　會社の資本は三百萬マルクなり一千マルクを一株とし凡て三千株とす

第六條　新に拂濟になりたる株式の發行に付ては第一の株主及び法律上の相續人一半を其他凡ての株主は株式所持の關係に從ひ他の一半を發行したる額面相場を以て取るの權あり●株式を受取るに付き許可されたる特權は支配役より少くも四週間內に定め會社の報告書に適當に廣告したる期限中に行ふ之に反する場合には權利消滅す此特權ある人の方で受取らざる株式は會社の都合に從ひ引取る但し額面以下にては引取らす之に由て得たる價の差は積立金に繰込む

第七條　商業登記簿の登記を以て會社は組織せらる會社の事業は適當なる報告及ひ同時に株式金拂込濟の後に始まる此規則に於て事に由り株式か拂込まるまでの代りに代券を渡し置き拂濟の上所持人記名の株は番號の順序を以て發行し又時としては頭取役員及ひ支配役人の記名を以て代券を附することあり株式は五ケ年期の配當手形及ひ配當手形の其先きの配當手形を受取る權利ある利札を添ゆ

第八條　配當券を廣告したる拂ひ期限に當る年の十二月の後ち四年間に廣告したる支拂所

に持來らさるときは償却せず之を會社の利益に爲す或る出來事に由て害せられ或は不用になりたる株式代券配當券及ひ利札の代りは頭取役が支配役と協議して損害したる券の差出に對し所持者の費用を以て同樣なる新券を製して渡す但し其損害されたる券類は其正當なることに付て疑ひなき程の部分は保存されざる可からず遺失したる利札の償却はせざるに反し株式或は代券の失ひたる或は破損したるものは裁判上の償却には許す一の株券或は代券の所持人が夫れに付ひたる利札を失ひたらば其時は株券或は代券に基き最近の第二の配當券の拂ひ日を經過したる後に受取書に對し新らしき配當券を製す若し後れて暫時失ふたる利札に付て屆をしたるときには會社に對し配當券の手渡に付て法律上の要求を爲すを得ず併し夫れに屬する配當券の受取人に向て之を要求すべきものとす

第三　頭取

第九條　頭取は獨乙商法に從ひ合本會社の頭取に許されたる凡ての權利義務を有し支配役より多數を以て撰ぶ●頭取役は一人或は數人より成立つ●頭取役は支配役より命じたるものにして或は代理部長或は支配役の役員となる●此頭取役は頭取役の在職の期限を定め支配役の免職を命じ一人或は數人の支配役及ひ一人或は數人の代理部長を定む●頭取役組織の方法及ひ頭取役の人數に於ては支配役之を決定す●頭取役を命ずる事に付ては登記法を用ゆ其登記の調製は證書の効あり●其氏名等は會社の報告書を以て廣告す●支配役は部長及ひ諸役員に一定の給料及ひ純益の七分半の總計高に至るまでの賞與を與ふ

第十條　各頭取役は就職の時に在職の間會社の株券十五箇(代券にても宜し)之に屬する利札及ひ配當券を支配役の特別の命令に從ひ會社の金庫に預く是等の株式は會社の事務執行より生したる會社に對する全義務の身元金とす●頭取役員の退職に就ては此等の株券は事務執行に就ての算用に就き充分なる義務を終へたる後までは保證として存し置く

第十一條　頭取役は外に對して會社を代表し全くの說明、公告、頭取の捺へたる書類は會社の名を以て二人の頭取役及び其證票記名に付て支配役が登記上商業上の代理人となるべき資格ある役員の一人が此代理を意味すべき追加を記名に加へたときには或は支配役が登記上商標の記名にまで商業上の代理を任じたる會社の役員の二人が記名書付き商業上の代理人を意味する追加を加へたときには會社の義務となる

●會社の役員は頭取役が調整し登記上信用すべき證書に由て會社役員として說明さる

第十二條　支配役は頭取役の事務執行を凡ての部分に於て監督す支配役は頭取役の從ふ義務ある命令を發するの權あり

第四　支配役

第十三條　支配役は總會に於て株主の中より多數を以て撰ぶ少くも三人多くも八人●支配役は總會より四年の期を以て撰らばる一年の期限とは一の通常總會より他の通常總會までとす●支配役の役員中より二人までは頭取役に撰ばる即ち少くも支配役は三名より成立つものとす●毎年通常總會の時を以て役員の四分の一少くも一人退く而して新撰に由て補ふ●支配役員の數が四分されぬときは四分されさる殘りは次の年に辭職すべき四分の一に算す●退職の順序定まらぬ中は籤を以て決す●退職したるものは再び撰らぶを得●或る原因に由り期中退職したるときは遲くも次の通常總會に補欠撰擧を行ふ●但し補欠撰擧は通常總會の前に召集せられたる臨時總會に於てもするを得●退きたる役員の代りに撰ばれたる支配役員は退職せし人の務むべき期限中を服務す●支配役の公告及び決議は次の言葉を以てす●伯林仲買組合の支配役●之に頭取役の名其代理者或は其一人の記名を加ふ

第十四條　支配役の各員は服務期中會社の株券五箇を解職迄社の保證に充つ

第十五條　毎年支配役は一人の上席者を撰ぶ●支配役は毎月一回上席者或は代理者或は支配役の二人の申出し或は頭取の申出に由て集るを常規とす●此法に由り召集したる支配役は三人出席のときは決議の効あり決議は多數に由る●同數のときは上席員の說を以て決す●支配役の會議には頭取役も陪席せざるべからず（頭取役が支配役の上席者或は代理者に由て請求せられたるときには）

第十六條　支配役は殊に多年の會計決算利益配當の建議幷に頭取役の事務報告を檢査し及ひ之に付て毎年總會に報告す●支配役は頭取役員を命じ或は退職せしめ並に其他の會社役員を退くる●（各役員に定めたる一年の給料三千馬克の額を超（たとるときは）支配役は何時たりとも役員の一人或は多數に由て金庫及ひ現在の有樣を檢査するの權利あり●三千馬克以下或は同額の會社役員一年の給料を以て命ずる事解く事は支配役の決議を要するなしに頭取役が爲す●取引所取引の媒介人は支配人の許可を得て命ずるものに限る

第十七條　支配役は各組合員或は商業上の代理人に決議及び監督を以て各個の事務を總支配役の代りに一時委任するを得●支配役は其役員の一人或は數人を一時或は永久に事務執行を監督せしむる爲めに命す、之に付き定むべき報酬は支配役定む

第十八條　支配役は支配役員より書面上の投票權を要するを得

第十九條　支配役の企てたる撰が多數の結果を得ざりしときは最多數を得たる人の內より

復撰す同數の時は抽籤を以て決す●支配役の凡ての會議々事は記錄簿に載す●議長或は代理人及ひ少くも出席したる一人記名せざるべからず

第二十條　支配役員は職務上の出金の補ひの外三十條の規則に從て純益の七分半の賞與金を受く

第五　總會

第二十一條　株主の全躰は總會を以て代表す

總會に出席するの權あるものは總會前少くも七日株式或は獨乙銀行の株券に對する預手形を所持したる所の株主とす●總會の決議は各株主之が責任を負はざるべからず

第二十二條　各株式は一投票權を有す

第二十三條　不參の株主は書面上法律に從ひ印を押したる代理に基き代表し能ふ（他の株主に由て）代理人にして裁判上或は登記上信ずるを得ざる者、婦女、法律上法人、組合及び會社は其法律上の代理人を以て代理す但し代理人は自から株主ならざるも可なり

第二十四條　通常總會は伯林に於て各年の初半季に集るものにして頭取役或は支配役之を召集す

臨時總會は事務上の要用に從ひ頭取役或は支配役より召集す

第二十五條　總會は會社の報告書に公告して召集す●此公告は總會期限前三週日前に行ふ會議に附すべき事項を含み居らざるべからず

第二十六條　總會に提出すべき事務報告、決算、勘定幷に議事に定めたる建議は少くも集會前二週間の中に會社のある場に或は會社の家の門へ廣示して株主の一覽に供す●二十一條の規則に當る株主は其名前を記し株券の數及ひ其れに付ての定まる投票を示す所の證券（切符）を受取る此切符は其人或は適當に證明されたる代理者に適用するを得

第二十七條　總會に於ては支配役の上席者が差支の場合には代理人兩方共支のときは支配役人の一人議長となる●議長は會議を開き株主中より二人の書記を命ず登記に由て受取るべき帳簿は議論は措き只會議の結果のみを記錄す●議長或は副議長及ひ書記は記名す●總會は多數を以て決を取る但し規則及ひ法律か全く強迫上の方法に於て他の人に對する場合は除く●投票同數なるときは拒絶と見做す●凡て會社の撰擧及び決議に付ては秘密の檢查を行ふことあり●但し此場合に於ては全會一致の申出を要す●若し第一の撰擧に於て多數得られざりしときは多數を得た所の候補者の中で復撰す同數のときは籤に由る

第二十八條　總會は議事に附せられたる凡ての事項に付き決議の權あり殊に其決議は次の事項に於て爲す

（い）　支配役の撰擧●（ろ）　事務報告聽聞一年中の會計の結果幷に利益配當に付ての結果及び解職を命ずること●（は）　株金を增す事に付き●（に）　六條を取除ひて規則の變更●（ほ）　會社の解散會社財產の引渡し及ひ株券の保證を以て會社の負債を他の合本會社に引渡す事●（へ）　事業事項の變更●（と）　會社基本資本の一時の拂戻し及ひ減少の

と

は、ほ、へ及と、に揭けたる事に付き決議は出席株主の四分の三の多數投票を要す●其總會に於ては少なくも是迄發行したる會社株券の半分を代理されてあるべきものとす●凡て他の事項に於ては總會より與へたる投票の單一なる多數を以て充分とす

第二十九條　會計決算の株主總會に於ての許可は頭取役及ひ支配役の事務執行に付ての充分効力あるべき義務となる

第六章　勘定、利益配當、積立金

第三十條　事務上の年は當年の通りとす●每年十二月三十一日に會計相終り勘定を作る●總借方を超へての貸方の餘は純益を成す●其中には基本資本積立金も含む●貨幣上の價の分は勘定に於て年の仕舞の取引所立會の日の相場（高くも）を以て定む●相場低きときは買ふたる相場にて算用す●他の分に於ては相場付の要用あるときに年々の記載をなす●凡ての借方貸方の比較より生じたる利害或は損亡は勘定の終りに殊に記載す●勘定から生じたる純益より五分を積立金に繰込む（積立金が發行したる資本の十分の一に至らざるまでは）勘定の純益の七分半は賞與として支配役受取り其他頭取役員代理人役員及び役員同額より七分半の賞與を受取る●其他の純益の五分は頭取役と支配役の共同の決議に從ひ特別なる積立を作る事に當る

特別積立の使用は會社の利益の爲め頭取役及び支配役に任す●其殘りは總會決するの權あり

第三十一條　配當の拂ひは每年遲くも七月一日迄にす

第三十二條　積立金は基本資本と均しく規則上の事務に使用す

第九章　伯林取引所價券部取引條規

伯林取引所價券部取引條規と云へるは伯林商人組合長老役の許可を經たるものにして一千八百九十年一月より効力あり總て價券部に於て約定したる商賣取引は別段の約束なき以上は伯林取引所の習慣及ひ以下揭くる處の條規に基く可き定めなりと云ふ條規左の如し

第一條　取引約定を完結の地は伯林とす●取引約定の時或は遲くも受渡の前日に買手より賣手に差示したる詰所若しくは他の商號に於て賣手か約定の價券を渡すを以て完結するものとす

第二條　引渡しは習慣上不通の片々或は一定種類及び高の割り券を以てすべからず●買相場の支拂は賣りたる價券物體の引渡の時獨逸國通貨つ以てす

第三條　約定仲間は價券の引渡或は受取を他の商號に托することを得（爲替は除く）但し此場合には其費用及び危險を負ふものとす

第四條　若し約定を完ふすべき時期にして伯林取引所の立會日に當らざるときは次の立會日に於てす●十二月三十一日が日曜なれば其前の立會日に定期取引の受渡をなす●猶太教の新年祭及消罪祭日は立會を休業するとに付前と同樣をす●第十八第十九兩條の意味を持ちたる强行整理の受渡をなす場合には其執行權既に祭日の前に成立つの時に限り猶太祭日と雖も休業するを要せず

第五條　籤付債及び抽籤券の取引に付き其完結日が抽籤に當るときは抽籤最近の前日午後五時までに受渡をなす可し●若し右に反するときは賠償金を拂きるべからず其高は申出に由り次の立會日に鑑定委員の代理之を定む申出なき時は後れて請求するも効なし（鑑定委員事務章程第五條）

第六條　取引約定の時に有りし儘なる價券を以て受渡を爲し總て約定後に受くべき利子札、配當券並に價券に關する權利即ち附着權利及び此等より生する損益は全く買手に屬するものとす●抽籤さるべき價券を取引して其抽籤日が約定期內に來るときは買手は番號を賣手より請求することを得、其權は前以て約定し置かざるべからず

第七條　取引したる價券の利子札或は配當券を約定期內に切去り其所有權等を買手に移せる後に特別の定をなすことは之をなすべき事情又は委員の意見に由る可し其定は利子配當の未た仕拂に至らさりし時なる價券約定の日より既に有效なりしものと視做す

●定期取引約定の期內に仕拂はれたる配當利子の平均算用は其未た仕拂はれざるものに對して行ふべし尤も此事に付き鑑定委員より特別の定をなしある場合に限る

第八條　保險會社價券の取引にて拂込不足の爲めに爲替を以て補ひ置き買手若し受渡日後二ヶ月內に其爲替の交換を行はざるときは賣手は直ちに買手より已れに對し爲替額の抵當を求め或は買手の好に任せ保證金の委托を受くる役所に保證金を入れしむることを得●此の如き價券の買手は其券を受取るとき賣手に以上記載の義務を證明する證書

を與ふべし此證書に記する權利を執行するには其券は未た賣手の名前に書き換へざることを證する保險會社の證明書を付すれば則ち充分なりとす

第九條　抽籤さるべき或は廢止の報をなし得べき價券を取引して抽籤廢止の期に接すれば未た抽籤廢止されざるものを以て之に換ふ可し●抽籤或は廢止されたるものを受渡したるときは六ケ月以內（受渡日より算して）に抽籤廢止されぬものに取換ゆることを得し此期限內に兩方の請求なきときは其請求權を無効とす受渡日より交換を請求するまでの利子の損は買手之を負ふ

第十條　取引約定の時に一方の仲間或は其代理人が第三の人を結約者とするとを默諾するときは次の立會日午前十一時までに默諾せし仲間の詰所に報告あれば可なり●結約が完來定められたる相場より違ひし相場にて成りしときは二つの相場の差を第三の人より拂はざる可らず●第三の人が結約者となるに不平を云ふときは或は言語上或は默諾上從はざるときは第三者は強行整理に持出さるべき義務をブールスに對して負ふものなり（第十四條の五項乃至七項第十八條の二項乃至四項）●第三者に與へられたる猶豫期限の末日午前十一時迄に約定を完ふせざるときは強行整理の義務權利は猶豫期限の終る立會日に其者に來る可し

第十一條　條規及ひ習慣の說明或は適用の關する取引の紛議は價券部の鑑定委員代理役が全く之を判決し凡て法律上の方便を用ひ仲間の有樣に就ても亦判決し其判決上の手續をなすに當り一方の相手が法律上の傍聽を許されざると雖とも判決を下すの權あり又其判決に理由を具するの義務なし●價券受渡上の不平に關するとは受渡日後二日の立會內に代理役に提出すべし之に反する場合には取引したる價券を承諾したるものと視做す●凡て他鑑定委員代理役の權限に屬せざる紛議は代理役の裁判の外に起訴者の好みに任せ伯林商人組合長老職の仲裁々判委員に裁判を下さしむ●起訴は紛議の生ずる定期取引の完結日後四週間の中に裁判日を定むるものとす之に反する場合には其取引上の起訴權は消滅す●訴を右の訴期中に長老職仲裁々判委員に提出して何の理由に由るか仲裁なかりしときは何時たりとも普通裁判の方法に取掛るの權を有す●四週間の訴期は以下の場合に於ては無効とす●甲　運動しある算用書中に請求が書付あるか或は其實行が抵當物にて定めたるもの●乙　運動しある算用書中に請求が書付あるか或は其實行が抵當物に由て保證されある所の請求●丙　落着したる取引より法律上歎訴を起すやうになさしめたる所の起訴は

第十二條　總て價券平均相場記の證明を要する場合には公定相場表の公部非公部に由る

此兩部に記載なき價券なればヘルテルの相場報告紙に由るヘルテルにも記載なき價券なれば宣誓仲買の證明書を以てす

乙　特別の條規

第一　現場取引(Bei kasse-Geschäften)

第十三條　「現場」(ベルカツサル)「明日」(ベルモルゲン)成は「兩三日」(ベルアイニゲタージ)の語を用ひて取結びたる取引の外に完結の時を明かに定めざる取引も亦現場取引となす但し完結の日を定めざる取引にても價券の種類、券數、金額或は他の事情に由り約束相手の意が定期取引を行ふたるにあらざることの明白なる場合とす●現場は約定の當日「明日」(ベルモルゲン)は次の立會日を以て其完結日とし數日に於ては仲間に約定日後三日目の立會日より完結日來りたることを宣言するの權を附す●ベルエルシヤイチンなる取引の實行日は申出に由り鑑定委員の代理より定めらる●正金、紙幣、獨乙貨幣を以て支拂ふべき爲替の取引に關しては完結日午後三時まり五時迄に受渡すものとす之に反し獨乙貨幣にあらざる爲替、價券或は利札及び配當券に關して約束の物躰なるときは其受渡は次の立會日午前九時より十二時までとす但し外國の金を以て拂ふ爲替のみは買手より完結日午後五時までに正金を拂て受取らしむるを得●利子は此の如き取引に付き受渡日までのみを算す

第十四條　取引仲間の一人が受渡をなさゞるときには他の仲間は之に對して實行を請求する事を得

請求は言語上或は書面上にて二十四時間内になすも可なれども遲くも受渡日後第八日目の立會日迄にはなさゞる可からず其の請求にして强行整理或は約定中止の權利を生ずるときは追て受渡を行ふ可き猶豫期限を定め同時に怠らざる仲間より右の請求に結果なかりし場合には强行整理約定中止を行ふ旨を記せる書面を怠る方に與ふべし受渡追行の猶豫期限は請求が立會の前か或は午後になされたるときは少なくも次の立會日の正午十二迄とし請求が午後一時以後になされたるときは右の期限は二日目の立會日の正午十二時迄とす可し●受渡日後第八日目の立會日迄に怠らざる仲間より受渡の請求なく怠る仲間も亦之を促さゞるときは其取引は約定中止たる可し●怠らざる仲間が受渡日後八日の内に請求はすれども追行の猶豫期限を定めもせず又は强行整理約定中止の事を書報にもせざりしときは其請求したる日より四週間の猶豫を許すものと認む然るときは此四週間のきげんの間に怠らざる仲間が怠る仲間に此條の第一項に示せる追行の猶豫期限を定め且又此猶豫期限の無効に過ぎし後ち强行整理を請求するか或は約定中止するの意なきやを報ずる事を得●怠る仲間が受渡を追行するを得ざるか或は欲

せざるか其事既に分りて追行猶豫期限の無効に過ぎし後に至り怠らざる仲間が約定中止の方を擇ばざるときは次の立會日に強行整理を請求するの權あり強行整理が一立會日前に或は後に行はるゝ時は怠る仲間が強行整理の義務を承諾し其損の大きくならぬものとす即ち此場合に強行整理相場は其行ふべかりし定日の平均相場よりも怠る仲間に取て不利なるものに非ずとす●強行整理は怠らざる仲間の擇に從ひ宣誓仲買の媒介を以て約定されたる價券の賣買に由り或は平均相場と共に價券が強行整理の日に記入されたる平均相場を基礎を作る事として一部は甲の種類一部は乙の種類にて實行される強行整理相場と約定相場との間に生ずる差は此差を取るべき方に他の仲間より拂ふ可し怠る仲間は怠らざる仲間に仲買口錢（假令此強行整理が賣買なしに行はれても）其他郵便稅印紙料幷に帝國銀行の割引に算したる利子の損失を償ふべし●強行整理を行はんとする仲間は怠る仲間に遲くも之を行ふ翌日の十二時迄に行はるべき強行整理の事を相場と共に書狀を以て報告すべし此報告の有りし事を慥かむるには書留郵便を怠る仲間に送りしときの其受取證を以てする事を得●若し右に云ふ時日の中に報告をなさざるときは請求は無効たる可し●怠らさる仲間が怠る仲間の費用を以て行ふ強行整理及び必す受渡あるべき目的を以て取結びたる取引を無効にされ或は困難にされ或は緩慢にさるゝときには鑑定委員の代理役は怠らざる仲間の請求に由り之に怠る仲間より拂ふべき罰金を定むる事を得●仲間の一人が受渡の實行を異論する所の取引が正金或は紙幣に關係せしものならんには怠らざる仲間は豫め實行を請求するの手數なしに直ちに約定を中止する事を得、或は其取引を他の側に於て（假令取引所外と雖とも）行ふ事を得、然る後に怠る仲間より取引の利益一切を請求する事を得若し怠る仲間に次の日の立會の前に約定の中止或は行はるる可き強行整理に就き報告を與へざりしときは此等の取引に向ても亦他の此條の取引に關して定めたる規定に準す●利子札及び配當券の取引は亦前項の規定を適用すれども取引所外の實行丈けは許さず

第十五條　ベルエルシヤイチンを以て約定の取引を強行整理するは取扱はる可き價券が決算組合より決算されたる時は定期取引の條規に從ひ其他の場合には現狀取引の條規に從ふ

第二　定期取引（Bei Zeit-Geschäften）

第十六條　定期取引にては約定の時に定めたる日を其受渡日とす「定期、毎日」の取引にて買手或は賣手よりする請求は午後一時半迄になすべきものとす二者共に只習慣上の金高に於て分割高上に限る●定期取引は特別の約束なき以上は確固のものと認む賣掛

買掛兩掛或は賣追求買追求取引にて報告の期限は報告日の午後一時半迄に續き月末決算の取引は受渡日に先つ三日前の立會日中旬決算の取引は受渡日の直ぐ前の立會日を以て各々其報告日とす報知の時に成立つ市の相場にして兩掛或は追求を以て約定されたる取引の受渡を何れの方法に定むべきやを自から明白ならしむるときは其權利者の方よりの報知を要せず若し夫に付き紛議の生ぜる節は鑑定委員の代理役之を裁決す掛金にて約定したる取引にて掛金を拂ひ解約する事を得るの權利ある仲間より報知日までに報知せざりしときは假令其日に受渡の方を擇ぶべき場合なるも猶ほ之を以て掛金を拂はんと欲するものと視做す此事に付き紛議を生ぜるときは鑑定委員の代理役之を裁決す掛金は報知の後の次の立會日の午前九時より十二時迄に拂ふべし

第十七條　賣買仲間が伯林取引所價券部の定期取引に備へたる決算組合の會員にして取引の品も此組合に由て決算さるべき價券なるときは取引の整理（レグリールンジ）は決算組合一定の規則に由る可し此手續は決算組合の間に於て決算表提出の定日に約定したる定期取引にも亦應用す若し約定の價券にして鑑定委員の代理役より其決算相場を定められたるものなるときは此決算相場を以て受渡を爲す可し其他の價券にては決算相場を定むる日に公定相場表の公部と非公部との中へ記載したる高低平均相場を以て決算相場とす決算相場定日のヘルテル相場表に高低平均相場として公定相場表中に記入さるゝ相場を以て其決算相場とす●受渡は其日の午前九時より十二時或は三時より七時迄に實行す可し決算相場と約定直段の間の差は次の日の九時より十二時迄に拂ふ可し●定期取引の價券にして若し約定期内に利子札或は配當券を切去さるべきものなるときは（利子札配當券は第六條に從ひ買手と算用すべき所のものなり）差の平均と同時に其算用を行ふべし

第十八條　若し賣買仲間の一人が受渡を實行せざる時に當り然らざりせば決算組合の決算に由りて受渡すべかりしものゝ場合には決算組合に於て之が爲めに定めある規則に從ひ處分す其他の場合には怠らざる仲間か實行を主張する權利或は强行整理を行ふ權利を持つ若し怠らざる仲間が實行を主張するとき此請求上損害あれば怠者に受渡日の次の立會日に書留郵便を以て之を報告すべしと雖も不怠者が强行整理の方を擇びなば前以て報告することなく猶豫期限を與ふることなく實行受渡日の次の立會日に之を行ふ强行整理が一立會日前に或は後に行はるゝ時は怠る仲間か强行整理の義務を承諾し其損の大きくならぬものとす即ち此場合に强行整理相場は其行ふべかりし定日の平均相場よりも怠る仲間に取て不利なるものに非ずとす●强行整理は怠らざる仲間の擇に

從ひ宣誓仲買の媒介を以て約定されたる價券の賣買に由り或は平均相場と共に價券が強行整理の日に記入されたる平均相場を基礎を作る事として一部は甲の種類一部は乙の種類にて實行される強行整理相場と約定相場との間に生ずる差は此差を取るべき方に他の仲間より拂ふべし怠る仲間は怠らざる仲間に仲買口錢（假令此強行整理が賣買なしに行はれても）其他郵便稅印紙料並に帝國銀行の割引に關したる利子の損失を償ふべし及ひ其他猶鑑定委員の代理より定められたる罰金を拂ふべし●強行整理を行はんとする仲間は怠る仲間に遲くも之を行ふ翌日の十二時迄に行はるべき強行整理の事を相場と共に書狀を以て報告すべし此報告の有りし事を慥かむるには書留郵便を怠る仲間に送りし時の其受取證を以てする事を得、若し右に云ふ時日の中に報告を爲さゞるときは請求は無効たる可し●怠らさる仲間が怠る仲間の費用を以て行ふ強行整理及ひ必す受渡あるべき目的を以て取結びたる取引を無効にされ或は困難にされ或は緩慢にさるゝときには鑑定委員の代理役は怠らざる仲間の請求に由り之に怠る仲間より拂ふべき罰金を定むる事を得

第十九條　實行受渡日の來る前に賣買仲間の一人が拂ひを中止するときは他の仲間は其報を得たる當立會日に或は直に其次の立會日に第十八條の第二項及第三項に從ひて同じ受渡の期限同し種類の取引に由り強行整理を行ふの權あり●此の如き強行整理の爲めに掛金フレミー、兩掛ステラージ、追求ナハゲヒフトが關し而して鑑定委員の代理役の判決に從ひ強行整理が同じ取引の種類同じ受渡の期限及び同じ相場に基き行はれさるときは強行整理を行ふべき權ある仲間は其取引を直に期限の至れるものと見做すの權あり●此の如き處置をなしたる後に身代限を始むと雖とも之か爲めに強行整理は無効に非す●總て強行整理より生ずる所の請求は直に拂ふべし●義務者が仕拂を爲す事を得ざるの位置に在る事を明白ならしむべき事情あるか或は其期の來りし仕拂を行はざりしときは之を以て仕拂中止と視做す●斯る強行整理を行はんとするに當り紛議を生ずるときは長老役の仲裁委員之を裁決す

第二十條　拂戻を報告されたる價券の取引は拂戻の始まる日を受渡日とす（假令約定は未た遲き期限に成立ち居ると雖とも）然るとき賣手は價券の引渡を以て取引を整理するか或は算用に由て整理するか二者其一を擇ぶ後者を擇びし場合に紛議を生ずるときは鑑定委員の代理役之を定む

第二十一條　約定されたる價券に對し約定期內に附着權利を行はんとするときは（此附着權利は第七條の定めを以て相場の直引き直上げの定めに由て決定されたるものな

り）附着權利を行はんと欲する所の買手は其爲め取引所に定めある猶豫期限の終らさる前遲くも二十四時間内に賣手に書面を以て附着の券を求むべし賣手は此請求に從はざる可からず買手は此後新に取寄する附着の券を新券の發布日後八日の間に二日前より報知の後ちに或は新舊價券を同時に元來取引の受渡日に二者何れにても賣手の擇に從ひ凡ての費用及び帝國銀行割引利子を拂ひし上之を受取るを得●掛金、兩掛、追求の取引にして約束期内に附着の券の取遣りを生ずるときは其券を引渡すことを以て實行されたる場合には賣手が附着の券を其爲め行はれたる仕拂ひ及び利子の辨償を以て引渡す可し而して買手は之を受取るべき者とす附着の券なくしては引渡をなすべからず又求むべからず掛金の金額と移り來りし附券とは互に相關せず●或る取引の定期の中に取引さるべき價券に券面の消印に由り利の變化を生ずるか或は價券の引渡に關し他の價券を渡さるゝやうなる變化を生ずるときは買手が賣手に變化權を行ふべき爲めにブールスにて定められたる猶豫期の終らざる前二十四時間に賣手が變化を承諾し變化されたる券か或は新しき券を變化規則に從て受取らんと欲するか或は取引の實行を元來約束したる券を以て行ふべきかを書狀を以て報告すべし買手が若し此報告をなさゝる節は元來の取引の儘たる可し價券の取引に於て其價券は極まりたる年と極まりたる番號に於て拂戻を報告され或は變化をなさるべき價券の取引にては賣手が報告後の六日の内か或は變化の爲めにブールスにて定まりたる猶豫期限の終らざる三日前に賣手は何の券を以て取引を實行せんと欲するかを書狀にて買手に報告すべし賣手若し拂戻を報告されたる券或は變化さるべき券にて實行せんと欲する事を報ずるときには變化云々の場合にては再ひ買手が賣手に變化の爲めに定められたる猶豫期限の終らざる二十四時間前に買手が引渡すべきものは此券なりと知らせたる其券か或は變化したる券の價を變化規則に從て受取らんと欲するの報知をなす可し賣手が報知せざる場合には賣手は拂返しされさる或は變化もされざる券にて行ふべし買手が報知をせざる場合には賣手の欲する券にて行ふ此凡ての場合にては其人の費用を以て變化のなされたる其人が凡ての費用及ひ帝國銀行割引の利子を相手に辨償すべし●掛金、兩掛、追求の權利を以て取結ばれたる期限中に全部或は部分の變化或は拂戻の起るときは前にある確と定まりたる受渡を以て約定されたる取引の爲めに定められたる規則を應用す可し掛金金額には來るべき變化の權利は無効なり●總て前に述へし場合にて約定金額が附着權利或は變化權利を實行さるべきものならざる額にして算用の爲めに鑑定委員より第七條の意味の定めなき節は無關係とす●凡て以上述へし場合にては各取引皆獨立の取

引と視做す

以上記されたる條規は千八百十九年正月より効あるものとす

伯林千八百八十九年十二月

伯林商人組合長老

第十章　伯林價券取引所定期取引決算組合規則

第一條　此組合は第二十條に掲ぐる人々より成立ち其商號を伯林價券取引所定期取引決算組合と名く●此組合の目的は各月末渡を以て取結びたる取引を組合の決算所に於て整理平均し價券取引所賣買完結日の決算手續を輕易便捷ならしむるにあり、但し組合決算所に於て取扱ふ價券は主として伯林價券取引所の定期賣買品に屬し及び組合長の記示せる價券に限る

第二條　組合の目的を達する爲め各組合員は假令平均整理に由り價券を受取り或は引渡せずと雖とも組合員と月末渡しを以て取引したる賣買決算表を各掛金差入日の次の立會日に於て組合結算所の定めたる時間に組合に差出すものとす決算所長は決算完結の後賣買結算表を保持するの責任を有せず約束兩相手と特別なる一致を以て月末に至らざして決算所に由り決算を行ふ總ての整理に付ては所長より發したる定則に從ひ其結算表を差出すものとす

第三條　平均整理に由り價券を受取る各組合員は結算表の外に受取證を添ゆべし此受取證を怠りたるときは決算所は其組合員をして受取人たるを得ざらしむるの權あり●平均整理に由り價券を引渡す各組合員は決算所長より定めたる期限內に所より其受取證を徴收する義務あり

第四條　受渡は決算相場に從て行ふ決算相場と約束相場との差は約束兩相手直接に結算するものとす

第五條　組合員にして假令ひ實際決算殘りなしと雖も結算表を正當の時限に出さず或は全く等閑に附するときは其遲延或は怠慢をなしたる毎に約束上の過料七十五馬克を拂ふ其他之に由り起りたる費用を組合に拂入るものとす●結算表に付き不正をなしたる各組合員は一過失毎に六馬克の約束上の過料を拂ふ其他之に由り起りたる費用及ひ利子の損失は組合に拂込むへきものとす

第六條　組合員の差出したる結算表互に相符算せず其渡すべき額と受くべき額とに論なく殘餘を決算所に生ずるときは決算所は總決算表を比較して過失を發見す●其過失に

して結算表差出に次ぐ立會日までに發見して借になり居る一方が他の約定をなしたるときは第五條の不正所爲に對し設くる過料を課す、以上日限までに過失發見せざるときは決算所は受取るべき殘額あるときは決算組合に宛て受取證を送るの權を有す●終に負債あることの分明したる相手決算組合より一時受取りたる券數を直ちに受取りたるとき或は缺額を直ちに拂入れたる場合には定期過料の外費用利子の損失を負擔す●義務者が受取を怠るときは次の立會日に組合の受取り置きたる價券は宣誓仲買人を以て可成善く賣らしめ缺額には義務者の費を以て買はしむ、組合は宣誓仲買人を以て賣り或は買はしむることなく決算相場と引渡日に次く立會日の平均相場の差より生する損失を賠償せしむるの權を有す●以上兩場合に於て義務者は相場の差の外に凡て之より生ずる利子の損、報告料幷に仲買手數料を負擔す

第七條　義務者より六條に定めたる損害賠償を要求すべからざるときは義務者と同價券の取引を爲し受渡をなすべき凡ての相手が其割前高を負ふ、即ち殘りたる受取り及び賣拂に付ては義務者に引渡をなしたる相手、殘りたる引渡し及び其買に付ては義務者より受取るべき相手●價券の賣及び買に付き起るべき利益は法律上此利益を受取るべき人分明せざるときは組合に屬す

第八條　引渡し或は受取りをなさゞる場合に訴願し組合の干渉を求めんと欲するときは引渡日の次の立會日午後一時取引所に現在せる決算所の幹事に申出づべし訴願正當なるときは幹事は上席者の委員と會し共同して其怠りたる相手に引渡し或は受取を催促す幹事及ひ委員は六條七條に從ひ手續をなすことを得、組合員にして引渡日或は引渡日前に決算整理上より生ずる殘額を受取り或は引渡すこと能はざることを書面を以て上席者に屆出づるときは上席者は直ちに六條七條の手續をなすことを得總て此の如き場合には前條に定めたる賠償義務を課す

第九條　決算事務上生ずべき損害を補充すべき保證資本を設くるが爲め各組合員は組合に入るとき一度入會料七十五馬克を拂ふ、過料の收入幷に組合全收入亦た此保證資本の內に繰り込む但し每年割前金は除く●此保證資本の支配及び規則に載する目的に之を適用することは上席者の主とる所とす上席者は此保證資本を利子を殖せんが爲め普國公債或は其他普通安全なる價券に卸し一定の會社に預け置くものとす若し保證資本大損害起りたるが爲め盡きたるときは將來の處置をなす爲め非常總會を招集す

第十條　結算所支配入費に充つる爲め各組員は每年割前高を拂ふ、其額は決算所の支配を行ふ會社と各年協議して總高を定め徵收す、其高は一千五百馬克を超ゆべからず七

十三馬克を下る可らず●各組合員割前高金の鑑定は上記の割前合計高確定法に從ひ一の合成委員を以てす合成委員は組合員代議役上席者の內より六名總會より上席者の選擧と同樣の法に由り一年任期を以て選擧したる組合員を以て組織す●委員會議の議長は上席者の議長を以てす上席者議長は上記五名の代議役上席者に屬する者たるべし其代理者は何に限らす委員會に於て議長を代理す委員は少くも三名の上席者及ひ三名組合員出席するときは決議をなすを得、投票は多數決を以てす、可否同數のときは議長の投票を以て決す、書面上の投票を許す●年中(年末にあらず)に入會したる組合員も亦鑑定したる全年額を收む

第十一條　新に組合に入らんと欲するものは書面を以て上席者に願出づ其許可は上席者之を決す上席者は理由を表明せずして入會を斷ることを得

各組合員は入會するとき一曆年間は組合に存するの義務あり組合員退會を願ふときは遲くも其年の十二月一日までに上席者に書面を以て屆出ずべし、之に反するときは次年の割前高を賦課す

第十二條　組合員支拂を中止し或は組合に對する義務を充たさず殊に五條六條に設くる定規過料を拂はず、六條七條に揭ぐる損害賠償をなさゝるとき或は八條に由り受取或は引渡しをなさず、或は組合の利益即ち故意に決算手數料拂に付き僞算をなすときは組合を退かしむ、退會せしむるには少くも出席上席役員投票の三分の二の同意を要す、上席役は都合に由り前以て退會恐嚇を行ふことを得

退會したる組合員は拂込みたる入會料の全額或は一部分拂戻しを要求することを得ず

第十三條　組合は十一人の組合員より組成する上席役を以て代表す●決議幷に組合に對しなすべき說明をなし又は文書上の說明をなすには六名の上席役員出席を以て充分とす●上席役の調書は議長或は其代理書記の記名を要す書記差支あるときは他の上席役員之に代る●上席役は組合の權利、利益を保護し、時々の紛議の調和、決算事務一般の監督、受取り或は引渡をなさゞる價券の賣拂或は買入れ、事務規定の保持、過料の確定、時々損害の償却、新組合員入會の許、時々の契約取結び、裁判所への代表をなすものとす●上席役は殊に總て法律上の事件に於て法律上特別の權利代表を要するとき幷に訴訟に於て判決を受領するに當り組合を代理するの權あり、上席者は總ての法律事件殊に訴訟に於て第三の人を代理することを得●上席役は議長の招集に由り各月一回毎月八日目に會議す但し少くも三名の上席役仲間臨時の會議を請求するときは之

を開く毎月其仲間中より一委員を撰び特別の事務執行及ひ取引所に於て上席役の代理を爲さしむ上席役仲間にして商號の所有者なるときは其商號の各組員をして代理をなさしむるを得

第十四條　上席役は各通常總會に於て三年の任期即ち次の第三の總會までの時限中選任す其次の二年に各年非常の缺員あるを問はず四人宛第三年に三名退職す其順次は就役時限の終りたるものとす其順次未だ定まらざる內は抽籤を以て定む●上席役は毎年通常總會の後第一の會議に於て上席者中より一年の任期を以て一人の議長、一名の代理者、書記及び一名の會計役員を撰擧す●議長代理者は何時に論なく議長差支の證を要せず議長を代理することを得●一年の中に上席役退任するときは殘期間は上席者の指命を以て組員中より撰んで補充す●上席役の各役員は通知を得たる各取引決算額の內部を秘密にするの義務あり●議長、其代理者共に一時差支を生じ其義務執行する能はざるときは差支中上席役中年齡最老の役員にして當時書記或は會計役にあらざるものを之を代理す、此人差支あるときは次の最老者にして書記、會計役にあらざる人之を代理す

第十五條　組合は自から決算所を設け或は上席役より許可したる規程に從ひ之を現在する商業會社に委托す、第一の場合に於て決算所役員の選任權は上席役にあり第二の場合には上席役は決算所長を許可するの權を有す●決算所の活動は年の三月末に始まる決算所全役員は嚴重に取引決算の內部を秘密にするの義務を負ふ

第十六條　組合と組合員の間に紛義を生じ平和法を以て治まらざるときは通常法律上の方法に出ずるを許さゞ價券取引所鑑定委員之を決定す此鑑定委員の判決には各組合員服從するの義務あるものとす

第十七條　毎年最初の二ケ月に於て組合員通常總會を伯林に開く、臨時總會は上席役要用と認むるか或は第九條十條之を要するか或は少くも組合員三十名一致して其招集を求むるときかに限り開く●總會は少くも會同十四日前招集狀の議事々項を添え當地取引所新聞「ナチヨナルツアイツング」「バンク、ウンド、ハンデルスツアイツング」及び「ベルセンクリエール」にて廣告するときは正當に招集したるものとなす、招集廣告は上席役之をなす上席役は以上揭ぐる新聞廢刊したる場合には之に代ゆるに其他の新聞を以て組合廣告をなすことを得●總會の議長は上席役の議長弁に其代理者とす

議長、議事を指揮す●通常總會に於ては組合財產景狀に付きての報告總會より上席者前年間事務の責を解き新上席者弁に鑑定委員（各人の割前高を評定する委員第十條に揭ぐ）を撰擧す撰擧は全會

一致擇擧なきときは投票紙を用ひ過半多數を以てす●第一回擇擧に於て過半多數なきときは比較上多數なるものを拔き再び擇擧を行ふ投票同數なるときは總會の上席を占むるものゝ手を以て抽籤をなし決定す總會の記錄は議長及び其他三名の組合員の記名を要す●總會への建議は其建議事項を招集廣告に記載するとを得るのときまでに提出すべし●以上の法を以て提出せざる建議事項は決議をなさず但し總會に提出したる臨時總會招集の建議は除く各組合員は總會一投票權を有す

第十八條　組合存立の期は不定とす●規則變更幷に組合の解散は總會の決議する所に限る●若し解散建議に付き少くも當時の組合員三分の二同意するときは解散の効力あるものとす、此建議をなしたる總會に於て組合員三分の二出席せざるときは其議事々項を示し第二の總會を招集し出席者中の多數を以て組合解散を決し得るものとす

第十九條　組合解散するときは其所有財産の半分は伯林商人組合長老に宛て同組合救助金の內へ移し殘る一半は當地フリードリヒ、ウ井ルヘルム、ヴ井クトリヤ會への與ふるものとす

第十一章　穀物取引條規

伯林取引所物產部內取引の種類甚だ多し各種各〻條規あり今其穀物取引の條規を左に揭ぐ此條規は約定相手の間に特別の申合なき時に適用する爲め年來の習慣に由り編成したる條規なりと云ふ

甲「場所」取引

第一條　「場所」なる印を以て約定の取引は直に品物を受取るべきものにして賣手は猶豫なく賣品を買手に引渡さゝる可からず

第二條　「鐵道」なる印に由れる取引は約定が午前十時半に成りしときは其日受渡す可く若し十時半後午後二時半迄なりしなれば次の立會日正午迄に受渡す可し●「舟」或は「倉」の印に由れるものは約定に次ぐ立會日中に受渡すべきものとす

第三條　重量を定むるは穀物の現場に宣誓車官の出張に由る●買手は適當なる車官幷に必要なる人夫を雇ふべき費用を負擔し重量を知りし上約定の品を受取て其代を拂ふ

第四條　約定の品を錢入のまゝ引渡されたるときは買手は其望に由り現場に於て他の袋に入れ替へたる上、重量を秤ることを得●但し穀物の仕揚を禁す

第五條　重量を秤るまでの受渡費用は賣買双方分擔のものとす

第六條　現場に重量を定むることなくして引渡を得るは左の條件に由る●甲　送狀或は其他信用すべき證書に受取當坐現在の分量に向ふ仕拂を要求して●乙　重量は品物受取の

後ち、買手の費用に由り信用すべき方法を以て定むることを取極めて

第七條　受渡す可き穀物の性質に故障あれば約定が午前十時半迄に成りしものは其日の一時迄に十時半後午後二時半迄に成りしものは其日の六時迄に各々取引所に於て買手より賣手に口上又は書面の報知を爲すべし

第八條　故障の是非は賣手の申出を待ち宣誓穀物鑑定役中より出る三人の委員之を決す●取引相手は勿論双方に關係近きものは委員たるを得す●賣手より決定の請求は次の立會日午後十二時半迄に申出し見本を添へて鑑定の用に供す

第九條　賣手が申出しを怠れは故障に理由あるものと視做して約定を廢す然る上は賣手弁に買手より如何なる要求をも爲すを得ず●鑑定に由り一部を故障の理ありとし一部を理なしとされたるとき買手は其故障の理なしと爲されし一部分丈けを受取るを得尤も受取らざる可からざるに非ず●鑑定弁に是より起りたる一切の費用は負方の負擔とす

第十條　袋のまゝ引渡さるべき穀物の買受部分を會所に於て受取りし後ち分量が我に不利の事あるを見出すときは買受けざる他の部分より受取るを得

第十一條　伯林或は伯林以外二哩の周圍の内には其袋を其儘運送に用ゐるを得●約定に續く四日以内(日曜を除き)には袋を一纏めにして賣人に返へさゝるを得ず此期を過ぐれば日數に應ずる袋の借料を拂はしむ●十四日以内に猶ほ返さゝるときは賣手は最早受取りの義務なく十四日迄の借料の外に袋の代を要求することを得●伯林以外二哩周圍の外へ運送に用ひたるときも亦袋の代を要求すべき權あり

乙「動く」及び「荷卸」取引

第十二條　「動く」なる印を以て約定の取引は約定當坐既に其品が運送の爲め鐵道に移り居らざる可らず

第十三條　「荷卸」なる印を以て約定の取引は運送に入用の袋を賣手より渡せば約定に續く四日以内に其品を行先に向け約定取極めのステーションに出すものなり若し其袋を買手が引受くれば袋到着後遲くも四日以内に賣手より其品を持ち來すものなり●買手が袋を引受けたる場合に約定後二十四時間を經るも猶ほ賣手の示したる番地に袋を送らざれば賣手は買手の費用に由り他の袋を作る可し●袋の受持に別段の取極めなき節は賣手より袋を渡すものとす

第十四條　「荷卸」を正當の時刻に行へば賣手は正當の期限中にステーションに於て送狀に檢印し其品を送る

第十五條　賣手の方にて第十二第十三兩條の定めを怠れば賣手は下に記す所の權利を持つ

●第一　約定を廢す●第二　約定に應ずる性質の品の引渡を三日以内に行先に送ることを請求す●若し第二の請求を諾せざるときは●第三　此後四十八時間内に賣手の費用に由り成る可き良價を以て自から買入る●買手が三者の權利何れかを行はんとせば直に其旨を賣手に報せざる可らず

第十六條　「動く」或は「荷卸」の取引が伯林に於て自由に結ばれたるものにして午前十時半迄に示されれば其日中に十時半後に示されれば次の立會日正午迄に受取る可し其他の規定は「場所」取引の爲めに定めたる第三第六兩條を適用す

第十七條　故障は買手に穀物の差示しが十時半迄なりしときは午後一時迄に十時半より午後二時迄なりしときは午後六時迄に午後二時後なりしときは次の立會日正午迄に其旨をブールスに於て賣手に報ず●故障鑑定の手續は第八條に據り費用は負方の負擔とす

第十八條　鑑定委員が故障の理を認め其價を千キロ毎に二マルクに超へずと直打すれば買手は此價の賠償を以て其品を受取る可し若し之を二マルク以上とせしときは買手に左の權利を附す●第一　約定を廢す●第二　評價を以て品を受取る●第三　約定に應する性質の品を二十四時間内に渡さんことを請求す賣手若し請求の如くせざれば其次の二十四時間以内に賣手の費用に由り成る可き良價を以て自から買入る●三者何れの權利を行ふかを買手より賣手に報知すべきものとす

第十九條　袋を返へす事に關する規定は第十一條を適用す但し返すべき期限を穀物到達の日より算す

第二十條　（「荷卸」の印を以て自由に外の場所に引渡すべき約定の取引）なれば買手は一般に定むる期限中行先に於て運送人より品を受取るべし

其時迄は賣人に約束上引渡の義務を存す

第二十一條　買手が穀物の重量を秤るには鐵道局、宣誓車官或は其他の信用すべき人に由り取極のステーションに於てす●右の如く重量を定むることなく受渡の場合は第六條を適用す

第二十二條　如此引渡の穀物の性質に對し故障あるときは買手より賣手に書留郵便或は電信を以て其旨を約定書記載の受取期限中に報じ同時に少くも一リートルを含み堅く封印して信用すべき見本二個を送る

第二十三條　故障鑑定の方法は第八條に據り賣手は見本到着後直に申出すべきものとす

第二十四條　宣誓穀物鑑定役中の委員が故障の品に賣手より買手に償ふべき引直を許するも受取其者を買手より拒むを得す●見本を送り重量を定めたる後に爭の場合に買手は自

由に意見を附するを得れども性質の故障に就き賣手に對して持つべき權利を行ふを得ず
此場合に買手は受取延引の賠償を求むるを得ず●見本送りに要したる賃錢幷に郵便鑑定
の諸費は負方の負擔とす

第二十五條　（第三の場所の相場定を以て一の場所より他の場所への「荷卸」取引）に就き賣手は行先まで約束上の引渡を保證す其他の規定は第十九條乃至第二十四條の六條に據る

第二十六條　（相場定めを以て場所を極めたる「荷卸」取引）の買手は其極めたる場所に於て品を受取る可し之を怠れば假令性質に故障あるも重量に申分あるも要求の權を行ふ能はず賣手は自己の權利に從ひ無事到着の責任なく品物を送り送狀所載の代金を請求するを得

第二十七條　一切の場合に賣手は鐵道列車に運送するまでの運賃を拂ふものとす特別に約すれば列車より卸す費用をも負擔す

第二十八條　以上掲ぐる取引に付き買手が品の受取或は金の仕拂ひを怠るときは賣手に左の權利を生ず●第一　約定を廢す●第二　買手の費用に由り第三の場所に倉入れす●第三　買手の費用に由り可成良價を以て賣る●三者何れの權利を行ふかを賣手より買手に報ずるものとす

第二十九條　第十五條、第十八條及び第二十八條の三條に定めたる報知を怠りしときは凡て約定を廢するものと視做す

第三十條　此條規に從ひ判定す可き各取引を約定の仲間は商業上現在の習慣に由り左の事を默諾し居るものとす●一　紛議を生じ相手の一人が取引所內物產部常議員の仲裁を要求すれば其常議員中に定めある仲裁裁判部の宣告に從ふ●一　仲裁裁判は宣告に就き理由を附するの義務なし

以上の條規は千八百八十二年六月廿八日より實行す

伯林千八百八十二年六月二十八日

伯林商人組合長老役

第十二章　市場の沿革現情

伯林のブールスは千八百二十五年始めて其形を成せしものにして是より前は全く二個の勢力强き商會の手中に在りしなり商會とは所謂ギルドと云へる商人の團躰にして業務目的を同一にし互に利害を分ち互に得失を共にせん爲め一の團躰を作り各員より多少の年金を拂ひ團躰全部の事務を支ふ可き費用を共にするものにして古來歐洲の各所には最も盛んに流行し今日に至るまで其跡を殘すもの多し伯林のブールスは即ち此等の性質を帶ぶる二個のギルドの私設に係ることゝ知るべし然るに千八百二十五年に至り此二商會の支配を止め更

に商人組合なるもの〻手に移し組合よりブールスの支配取締或は取引に關する一切の規則を作り之に普國國王の允許を受けたるを一の變革とも稱すべきか其後は規則定款の種類に多少の變更ありしのみ是とて有うちの事に過ぎず大躰の成立は少しも變るとなく持主は千八百二十五年より千八百九十年の今日に及ぶまで前後同一の商人組合なり組合の由來する所は甚だ古く伯林府中幾種ともなく此處彼處に散在する諸ギルドが其力を集めギルド、ギルドとの間の利害得失を大に大成せしと云ふ所より次第に其形を太め恰も百の小ギルドが一の大ギルドと成りしものと云ふて可なり此大ギルドなる商人組合は伯林の外の都會にも其設あり後ち商法會議所條例の發布あるや以前商人組合の設立ある所には別に商業會議所を立つるに及ばず直に商人組合を以て商業會議所と視做す事と成せしが其時伯林には既に商人組合の成立ち居たるを以て此外に會所を立てず組合の名に從ひ會所の實を行ふことなり伯林のブールスは即ち商人組合の私有にして今の建物は千八百五十九年に土工を起し越へて六十三年に至り普請全く成り土地家屋の總費を償ふには組合の私債を起し其高三百二十七萬マルク最初は五分の利子を約し其後四分五厘に引直し以て今日に至れり

伯林のブールスは建物土地獨り商人組合の私有なるのみならず支配取締一切の政に至るまでも全く其私に定むる所に從ふものにして獨乙商法の中一條たりともブールスの事に言及することなく帝國全躰に渉る商法の出來ざりし前なる普國の法律にてもブールスは只古より有るものとして更に手を下せし所なく只新に之を設立するには商務大臣の認可を受くることを要するのみ其外政府の干渉は殆んと皆無の姿にして佛國なとにて商法に定むべきことを獨乙にては商人組合自から之を定め市廳にも關せず警察にも關せず緊令の許を得可き宣誓仲買と云へる仲買はあれとも又誰れにても仲買たることを得るなり只相場表に新券を入れ其價を公定證明する如き公の權力こそなけれ取引は自在にして却て法律の束縛なきを喜ひ商人組合に年金さへ納むれば何人にても此職を執ること隨意なれば巴里ブールスのクルシエールとは其業似て其格甚た異なり公然ブールスに出入し信用も厚く自から組んで銀行を立つるものさへあるに至れり而して其等の人物はと問ふに皆是れ組合の員に列し居るものにしてブールスの主人の地位に立つものなればクルシエールに異なるも亦故ある可し故に伯林ブールスの如何になるものなるやを知らんと欲せは第一に商人組合の成立を吟味せざるを得ず

第十三章　組合市場の關係及びギルド

商人組合の共同に務むへき事項は

第一　諸種商業上の利害

第二　商業上に使用する公共の設置及ひ建物にして組合の財産に屬し或は支配に屬するもの

第三　組合として所有し及ひ所有すべき特別財産即ち土地資本動産及ひ慈善資

第四　其他組合の有し及び後來有すべき特別の權利

第五　各組合員の組合全躰に關する關係

此外左に記す八項の事務を辨す

第一　公署より商人組合に要求する意見

第二　商業上の事項に付き其筋の公署へ呈すべき建議

第三　取引所條例に從ひ長老職員中より撰擧したる取引所委員を以て公務上の相場（爲替等亦た）代價を確定し及ひ記錄すること

第四　終末相場約に付ての合意其他組合員の關係ある商業上の交通を進る一般の取引法

第五　組合役員、殊に取引所支配人、記錄人、取引所書記の撰擧、除名の必要なる場合には誓約に臨み公署に於て長老職の總代一名參與す又た長老職は此等役員を監督す

第六　財政委員の確定したる割前高に對し組合員の歎願を決定す

第七　議事錄抜萃を新聞を以て公布し及ひ各年初に其功力結果及ひ商業上の景況を組合員に報告すること

第八　少くも組合員の五分方規則變改の建議を提出するときは組合員總會を招集す但し總會期は八週を越ゆべからす

以上に列擧する所の用を爲すは即ち商人組合の設けある所以にして組合の私に關し又其組合の最も利害を感ずる公の事務に當り公私共に伯林幷にシャロッテンブルクを一躰となしたる都府の商業財務を注意すべきものなれば組合に入るを得べき人員に限りなきのみならず資格さへ甚た緩にして只に後見を受け居るもの賤少の業にあるもの若しくば身代限して未た舊態に復せざるもの、如きを取除くるのみ此外は誰にても入員を請ふて其許を得れば以て其組合員たる可き成立にして千八百八十八年即ち一昨廿一年中死亡者四十三人退會者三十五人を除き又新入會者百三十八人を加へ現員總數二千二百十四人其中商會を有するものは千五百七十二人なりし

全組合員より三年在職の期に由り二十一人の役員を撰び之を長老役と稱し共同の事項を支配し財産を處理し二千有餘の會員に代り他に對して組合を代表するものにして新に入會せんとするもの或は曾て退會せしもの、再ひ入らんとするものを許否し中止退會一切の權力は曾長老役二十一名の掌中に委することとなり